

ニュージーランドにおける  
環境保全に配慮した自然資源管理政策と  
市民参加に関する研究

(研究課題番号：09041049)

平成9年度～平成10年度科学研究費補助金（国際学術研究）研究成果報告書

平成12年3月

研究代表者：土屋 俊幸（岩手大学農学部助教授）

## はしがき

この報告書は、平成9年度～10年度科学研究費補助金 国際学術研究（学術調査）「ニュージーランドにおける自然資源管理政策の展開と市民参加に関する研究」の成果報告書である。

研究は、ニュージーランドにおいて1991年に制定された資源管理法（Resource Management Act）の実施状況を、現場における実態調査を中心として把握することを目的とした。ニュージーランド資源管理法は、この法律に基づく自然資源管理制度が、森林から都市、海岸までを含めた非常に包括的な管理制度であること、サステナブル・マネジメントを管理の目標に掲げ、また人間の行為そのものではなく環境への影響をコントロールしようとするなど、これまでの各国の開発・土地利用規制法制度にはなかった新しい試みを行おうとしていること、徹底的な地方分権、計画・開発許可の2段階での広範な市民参加など、世界的に見ても最も民主的な意思決定プロセスを取り入れた制度であることなど、多くの先進的な特徴を持っている。この制度の実施状況、効果、問題点を把握・評価することにより、日本の同様の制度が持つ多くの問題点を浮き彫りにし、その改革の方向性に有益な示唆を与えられると考えた。

今回の研究プロジェクトの大きな特徴は、異なる専門分野から集まった研究者による、共同調査、総合討論を徹底させたことにある。後述の調査、打ち合わせ日程表に示したように、3回にわたった現地調査は、基本的に複数の研究者、可能ならば全員の共同調査で行われ、移動途中のレンタカー車中や宿泊先のモーテルでの、時に白熱した議論は、調査対象の理解、研究者相互の理解、そして共通の問題意識の形成に非常に有効だった。2年間で7回開いた研究会（打ち合わせ）と共に、我々の誇れる財産である。

この報告書の大半を占める現地調査レポートに示したように、ニュージーランドでの調査では、なるべく現地に足を運び、それがかなわない場合もなるべく現場に近い人々から直接話を聞くことを心がけた。訪れた自治体は全部で13に達したが、中でもワイマカリリ・ディストリクト（Waimakariri District）とタラナキ・リジョン（Taranaki Region）に関しては、繰り返し訪問して、行政からの聞き取りだけでなく、住民との議論、現地での検証等を行った。Taranaki Regional Council のBill Bayfield 氏、Waimakariri District Council のRichard Johnson 氏を始め、我々を暖かく迎え、惜しみなく調査に協力して下さったニュージーランド各地の方々には心からお礼を申し上げたい。

なお、この成果報告書は、各研究分担者が研究分担ごとに執筆した論文を掲載する論文集の形はとっていない。そうした最終成果としては、資源管理法実施の現状とその問題点を総合的に明らかにした単行本の出版を予定しており、すでに執筆はおおむね終わっている。我々の研究課題に興味をお持ちの方は、ぜひ次年度内には刊行予定の単行本を読んでいただきたい。

従って、この報告書の主な内容は、調査対象ごとの調査レポートである。刊行が予定されている単行本では、体系的な説明・分析が必要であるため、個々の調査結果のすべてが盛り込まれているわけではない。そうした日を見ない貴重な情報を、要約の形ではあるが、ひとまず整理しておこうというのが、この報告書作成の趣旨である。レポートは、調査地・調査対象者ごとに書かれたものを、関連項目ごとにまとめてほぼ調査日時の順に

並べてある。複数の項目に関係があるレポートについては、利便性を考え重複して掲載した。なお、執筆は各調査ごとに担当者1名が当たったため、様式や用語、さらに語り口は必ずしも統一されていない。また、予備調査の全部、および2回にわたる本調査の一部については、レポートが掲載されていないので、ご注意願いたい。

2000年3月

研究代表者

土屋俊幸 (岩手大学農学部)

#### ○研究組織

研究代表者：土 屋 俊 幸 (岩手大学農学部助教授・林政学)  
研究分担者：木 平 勇 吉 (東京農工大学農学部教授・森林計画学)  
研究分担者：磯 崎 博 司 (岩手大学人文社会科学部教授・国際環境法)  
研究分担者：広 田 純 一 (岩手大学農学部教授・農村計画学)  
研究分担者：柿 澤 宏 昭 (北海道大学大学院農学研究科助教授・森林政策学)  
研究分担者：田 中 伸 彦 (農林水産省森林総合研究所林業経営部研究員・造園学)

#### ○研究経費

平成9年度 5,000千円

平成10年度 4,300千円

計 9,300千円

#### ○研究発表

##### ・学会誌等

木平勇吉・柿沢宏昭・土屋俊幸「ニュージーランドの自然資源管理政策 (III) -人工林  
林業の展開と規制-」『日本林学会論文集』109, 43-46, 1998年12月

広田純一「ニュージーランド資源管理法における開発・土地利用コントロールの方法」  
『農村計画論文集』農村計画学会, 1-6, 1999年11月

田中伸彦・土屋俊幸「ニュージーランド・ファーノース地区における資源管理計画を巡る  
紛争と合意形成」『日本林学会大会講演要旨集』2000年3月

##### ・口頭発表

土屋俊幸・柿沢宏昭・木平勇吉「ニュージーランドの自然資源管理政策 (I) -資源管理  
法下の現状-」第109回日本林学会大会, 1998年4月

柿沢宏昭・土屋俊幸・木平勇吉「ニュージーランドの自然資源管理政策 (II) -地方分権  
化の現状と課題-」第109回日本林学会大会, 1998年4月

##### ・出版物

木平勇吉「ニュージーランドの森林・林業」『諸外国の森林・林業-持続的な森林管理に  
向けた世界の取り組み』日本林業調査会, 259-294, 1999年3月

## 目 次

I.	ニュージーランド現地調査日程	1
II.	研究打ち合わせ日程	6
III.	現地調査レポート	7
1.	タラナキ地域 (Taranaki Region)	7
(1)	タラナキ・リージョナルカウンスル	
(2)	地域内のディストリクト・カウンスル	
(3)	サステナブル・ランド・マネジメント (農家の現状)	
2.	ワイマカリリ地区(Waimakariri District, Canterbury)	22
(1)	ディストリクト・カウンスル	
(2)	Stakeholders	
(3)	コンセントの事例、保全の事例	
(4)	リージョナルカウンスル	
3.	ギズボーン地区 (Gisborne District)	36
4.	NGO、その他団体、大学	41
(1)	環境保護団体、マオリグループ	
(2)	その他の団体	
(3)	大学	
5.	地方自治体	54
(1)	ディストリクト (地区)	
(2)	リジョン (地域)	
(3)	Unitary Authority (統合自治体)	
6.	中央政府	72
(1)	保全省 Department of Conservation (DOC)	
(2)	環境裁判所	
(3)	その他	
IV.	公表論文	80

# I. 1997年度・1998年度 ニュージーランド現地調査 日程

## ■第1回調査（予備調査）

1997年9月20日～28日

●1997/9/22（月） 柿澤、土屋

○Department of Resource Management, Lincoln University

Ton Buhrs, Ian Spellerberg (Head of Department), Cris Kissling, Stefanie Rixecker, Ken Hughey, Roy Montgomery

○School of Forestry, University of Canterbury

Graham Whyte (retired)

●1997/9/23（火） 柿澤、土屋

○Waimakariri District Council, Canterbury

Richard Johnson (District Planner), Kathy Perreau (Planning Officer, Policy)

○Ministry for the Environment, Wellington

Lindsay Gow (Deputy Secretary), Kevin Steel (Senior Analyst, Ministry of Agriculture)

●1997/9/24（水） 柿澤、土屋

○Office of Parliamentary Commissioner for the Environment, Wellington

Paul Blaschke (Investigating Officer), Jenifer Boshier (Deputy Commissioner), Morgan Williams (Commissioner)

●1997/9/25（木） 柿澤、土屋

○Office of Parliamentary Commissioner for the Environment, Wellington

Clive Astey (Consultant, former DOC officer), Ronda Cooper (PCE)

○Landcare Research Institute, Palmerston North

Ronald DeRose

●1997/9/26（金） 柿澤、土屋

○Taranaki Regional Council

Bill Bayfield (Director, Resource Management), Dex Knowles (Director, Operations)

## ■第2回調査

1997年11月30日～12月14日

●1997/12/2（火）

○Canterbury Regional Council 磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

John D. Talbot (Group Manager, Resource Management), Laurie McCallum (Natural resources Planning Manager)

○Banks Peninsula District Council 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

John Cook (Planning Officer)

●1997/12/3（水） 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

○Mackenzie District Council

John McKenzie (Manager, Planning & Regulation)

●1997/12/4（木） 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

○Waimakariri District Council

Janice Skurr (Mayor), Richard Johnson (District Planner), Kathy Perreau (Planning Officer, Policy), Prof. Wally Clark, Gilan Giller, Bruce Arnold (Environmental Group), Robyn Bristow, Murray Taggart,

Robert Cooke, Miles Giller, Brian Peat (Farmers), Beverley Sheperd-Wright, John Meyer (Councilors), David Kaye (Carter Holt Harvey)

●1997/12/5 (金) 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

○Department of Conservation, Christchurch Conservancy  
Robin Delamore, Bruce Arnold(Conservation Officer)

○Canterbury Regional Council

Rob Gerard(Land Management Officer)

○Department of Resource Management, Lincoln University  
Ton Buhrs, Ken Hughey

●1997/12/8 (月)

○Royal Forest & Bird Protection Society 柿澤、田中、土屋  
Kevin Smith (Conservation Director)

○Federated Farmers, Headquarters 木平、磯崎、広田

○Forest Owners Association 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋  
Rob McLagan (Chief Executive)

●1997/12/9 (火) 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

○John McIntyre, Inglewood

○Jeremy Thomson, Stratford

○Taranaki Regional Council

Bill Bayfield

●1997/12/10 (水) 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

○New Plymouth District Council

Frank Versteeg(Planning & Environmental Services Manager), Ron Kratz(District Planner)

●1997/12/11 (木) 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

○Environment Waikato

Mr. Wilson (Programme Manager, Regional Policy), Blair Dickie (Programme Manager, Policy), Richard Matthews (Section Manager, Resource Consents)

●1997/12/12 (金) 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

○Waitakere City Council

Dorothy Wilson (Vice Mayor, Councilor), Ann Magee (Manager, Development?), Jenny Macdonald (Team Leader, Environmental Policy Strategy & Development)

■第3回調査

1998年9月19日～10月4日

●1998/9/21 (月)

○Taranaki Regional Council 木平、柿澤、土屋

Grey Severinsen (Policy Manager), Fred McLay (Consents Manager), Don Shearman(Land Management Officer), Tony Burgess (Land Management Officer),

- Waimakariri District Council 磯崎、広田、田中  
Richard Johnson (District Planner), Kathy Pereau (Planning Officer)
- Robert Cooke (Managing Director of "Courtenay Properties"/Developer), Warren Price (Director, same above), Kaiapoi 磯崎、広田、田中

●1998/9/22 (火)

- Hardwick-Smith家, Mangamingi 木平、柿澤、土屋
- Barrett家, Tatutawa 木平、柿澤、土屋
- Hansen家, Huiroa 木平、柿澤、土屋

- Waimakariri Council Service Centre (Oxford) および現地 磯崎、広田、田中  
Nick Ledgard (Forest Research Institute and North Canterbury Farm Forestry Association)
- Waimakariri District内現地4カ所 磯崎、広田、田中  
Frank Rapley (Corporate Project Officer), Kathy Pereau (Planning Officer)

●1998/9/23 (水)

- South Taranaki District Council 木平、柿澤、土屋  
Ian MacDonald (Director, Environmental Services), Graham Young (Consents Manager)
- Kiwi Co-operative Dairies Ltd. 木平、柿澤、土屋  
Steve Morrison (Technical Manager), Karen Leov (Liaison)
- Stratford District Council 木平、柿澤、土屋  
Barry Mosley (Planning and Regulatory Services Manager), Mike Avery (Environmental Health Officer), P.K. Broughton (General Manager)
- Federated Farmers of New Zealand, Taranaki Province 木平、柿澤、土屋  
Reg Trowern (Provincial Chief Executive)

- "San Dona Olive" 田中、広田  
Craig Thompson (Surveyor of "Connel Wagner"), Gregory Dewe (Planner of "Connel Wagner"), Ian Rowland (Horticulture manager of "Ohoka Olive")
- Environment Court, Christchurch 広田、田中、磯崎  
Peter Skelton, Environment Judge

●1998/9/24 (木)

- Owae Marae, Waitara 木平、柿澤、土屋  
Representatives of Ngati Rahiri, Keith R. Holswich
- Barry Rumball, New Plymouth 木平、柿澤、土屋
- John McIntyre, Inglewood 木平、柿澤、土屋
- Shona Brown (Planner and Farmer) & her husband (Farmer), Kaiapoi  
磯崎、広田、田中
- Mary Sparrow (Researcher) & her husband, Mandeville and Ohoka  
磯崎、広田、田中
- Carter Holt Harvey, Sefton 磯崎、広田、田中  
Noel Stewart (Manager)

●1998/9/25 (金)

- Peter Zimmerman, Stratford 木平、柿澤、土屋
  - Jeremy Thomson, Stratford 木平、柿澤、土屋
  - Taranaki Regional Council 木平、柿澤、土屋
- Grey Severinsen

- Landcare Trust, Christchurch 磯崎、広田、田中
- Don Ross (National Co-ordinator), Helen Ricketts (Regional Co-ordinator)
- Department of Conservation, Southern Regional Office 磯崎・広田・田中
- Herb Familton (Senior Technical Support Officer)

●1998/9/28 (月)

- Ron Russell, Gisborne 木平、広田、柿澤、土屋
- Gisborne District Council 木平、広田、柿澤、土屋
- Andy Armstrong (Manager, Environment & Planning), David Mountfort (District Planner), Ian Petty (Consents Administrator)
- Barney Tupara (Maori) 木平、広田、柿澤、土屋
- Gordon Jackman (Green Peace) 木平、広田、柿澤、土屋
- Port of Gisborne 木平、広田、柿澤、土屋
- Gordon Webb (Barrister, Solicitor), Bevan Turnpenny (Consultant)

- Hawke's Bay Regional Council 磯崎
- Elizabeth Lambert Planning Manager

- Department of Conservation, Wellington Conservancy Office 田中
- Sarah Bagnall (Community Relations officer), John Sawyer (Technical Support Officer)
- WWF-NZ; World Wide Fund for Nature -New Zealand 田中
- Simon Towle (Director of Conservation Programmes)
- Ministry of Agriculture and Forestry 田中
- Grant F. King (Senior Policy Analyst)
- Department of Conservation, Head Office 磯崎・田中
- Doris Jonston

●1998/9/29 (火)

- Progressive Gisborne Ltd. (Meat Processing) 広田、柿澤、土屋
- Roger Driver (General Manager)
- Gisborne District Council 木平
- Ross Russell (GIS)
- Gisborne District Council 木平、広田、柿澤、土屋
- Andy Armstrong, David Mountfort

●1998/9/30 (水)

- Far North District Council 田中、土屋
- Barry Boundy (Environmental Services Manager), Pat Killalea (Resource Consents Manager), Janet Crawford (Consulting Planner & Mediator), John Crawford (Farmer, a member of the District Plan Committee), Lex Norton (Forestry Contractor, a member of the District Plan Committee), Simon Brown (Farm Forestry Association), Fenton Hamlin (Queen Elizabeth II Trust)

○Environment Court, Wellington 磯崎  
Shona Kenderdine, Environment Judge

○Waitakere City Council 木平、広田、柿澤

●1998/10/1 (木)

○Far North District Council 田中、土屋  
Pat Killalea(Consents Manager)

○Far North District Council Meeting 田中、土屋  
Sue James (Mayor)

○Department of Conservation, Northland Conservancy 田中、土屋  
Brendon Neal (Community Relations Officer, Resource Management), Piet Nieuwland (Community Relations Officer, Resource Management)

○Environment Court, Auckland 木平、磯崎  
David Sheppard, Principal Environment Judge

○Waitakere City Council 広田、柿澤  
Philip Brown (Principal Planner)

●1998/10/2 (金)

検討会 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

## II. 1997年度・1998年度 研究打ち合わせ 日程

- 1997年5月20日 岩手大学農学部2号棟 会議室  
2年間の研究目標・計画、9月の予備調査の計画、資源計画法の勉強会  
木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋
- 1997年10月31日 岩手大学農学部2号棟 会議室  
9月予備調査の結果検討、12月本調査の計画、資源計画法の勉強会  
木平、磯崎、広田、柿澤、土屋
- 1998年2月16日 岩手大学農学部2号棟 会議室  
12月調査の結果検討、1998年度の研究計画  
木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋
  
- 1998年5月28日 岩手大学農学部2号棟 会議室  
12月調査の総括、研究を深めるべき問題点の集約、9・10月調査の計画  
木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋
- 1998年10月2日 オークランド・エプサムモーターイン、等  
9・10月調査のまとめ  
木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋
- 1998年11月9日 岩手大学 大学院連合農学研究科棟 教官控室  
最終報告の検討、9・10月調査の結果検討  
木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋
- 1999年1月20日-21日 雫石町・ホテル森の風 鶯宿 会議室  
最終報告の検討、来年度以降の活動計画  
木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

### III. 現地調査レポート

#### 1. タラナキ地域 (Taranaki Region)

##### (1) タラナキ・リージョナルカウンスル

###### ●タラナキ・リージョナルカウンスル

[月日] 1997年12月9日

[場所] ストラトフォードのTaranaki Regional Council庁舎

[調査者] 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

[説明者] Bill Bayfield Director, Resource Management

###### ・概況

タラナキ地域の人口は105,000人で、そのうち60%が都市部に集中している。議会（カウンスル）は10人の議員（カウンスラー）によって構成されている。8000人から1人選出の計算になる。

Land Management関連はRegional Councilの財政支出の10.66%（1997/98）を占める。中央政府からの補助金は財政収入の1.93%しかない。Land Management 関連業務としては、各所有農地の計画策定（3職員が対応）、湿地に関するEnhancement Grants、通常の普及指導と援助（苗木等）、Regional Soils Plan の策定、が主なものである。

以前の補助金時代は、せっかくフェンスや植林をしてもすぐにダメになったが、今は自分の金でやって、自分の将来のためにやるのだから、うまく行く。ただし、riparian は別。何も利益がないので（Waikato は20%の補助金を今やっている）。Royal Forest & Bird が注文を付けに来たときは、農民と話し合ってもらった。マオリと林業企業との間に紛争があったときも、両方に集まってもらい、話し合ってもらった。

###### ・RMAの進行状況

このRegion はRMAのプロセスを一番早くやっている。まだ、6 Region しかRegional Policy Statements を完成（adapted）させていない。タラナキが一番早く作った。Coastal Plan, Air Quality Planもできた（adapted）。Freshwater Plan については現在準備中である。Soil Plan 策定はまだ始まったばかりである。

前の3つの領域の計画では、プランに書いていないことは実行できない。従って、ルール集的な性格になる。これに対して、Land (Soil)の場合は事情が異なる。何でもできるのが原則という中で計画を作らなければならない。Region は土壌からアプローチするが、なるべくintegrated にやれと言われているので、他の要素も考えてやることになる。District とRegion が違う判断を下しても良い。

計画に対するサブミッションでもっとも多いのは、中央政府からのものである。コンセントのnotified : non-notified は、現在、1 : 8の割合。

###### ・農地の保全計画策定

農家単位の策定計画としては4種類がある。これまでの策定件数は（いつから？）、Comprehensive farm plans（コンセントを得るときに、これを策定しておく、取りやすいかも知れない。）18件。Agroforestry plans、10件。Conservation plans（海岸部の砂丘地帯など特殊な場合）、20件。Riparian plans（酪農家に沢沿いの植林を奨励）、80件。

###### ・サステナブルな土地利用のモニタリング

Land use capability map により25個所のrepresentative hill を抽出し、3km×3kmの正方形の中でモニタリングを行う。羊と肉牛が減って、酪農と植林が増えている。

###### ・植林の奨励

郷土樹種の植林にも農民が興味を持つようになってきた。環境だけでなく、経済的にも植林がよいという

ことを納得させるようにしている。草地にずっとしておくのと、25～30年に一度道路を造って伐採するのとどちらが環境により影響を与えるのかを考える必要がある。District ではかなりバカなルールを作って林業を差別している。アメニティだけを考慮して、ラジアータ松を差別している。丘陵地帯の植林については、なるべく都市の投資家を導入しようとしているが、あまり収益が良くないので、いつもうまくいくとは限らない。木材価格がもしも下落してしまうと、話はもっと違って来る。我々がラッキーなのは、植林について、環境面からと経済面からのアプローチが合っていること。

・ District との関係

Region は、farming community にプレゼンスを持てるようになったので、関係は良くなっている。一方、District の関心は都市に集中しており、農村との関係は良くない。RMA 実行に関する不満の90%は District に対するものではないか。TCPA 的な規制をするので反発が起こる。District はオークランドのコンサルにまかせてしまっていることが多い。農民が、我々に、「一緒に来て District に話をしてくれ」と言って来る。Regional Statement の内容を読まないで District は計画を作ってしまうので、それについては指導をしている。

●地域計画策定の進捗状況

【日 時】1998年9月21日

【場 所】Taranaki Regional Council 庁舎

【調査者】木平、柿澤、土屋

【説明者】Gray Sevenrinsen (Policy Manager)

○市民参加の方法

計画策定過程の市民参加の対象者は、個人、圧力団体、企業、政府のすべてを含む。コンセントでのサブミッションの提出者などについてリストを作っておき、その人達からまず意見をもらうようにする。利害関係者のグループ(1～3)に集まってもらっているいろいろ聞く小規模な集会のほうが、大規模な集会よりも効果的である。Pre-hearing, Hearing はすべてこのストラトフォードの庁舎で開催しており、他のところに出かけて行ってヒアリングをすることはやっていない。ヒアリングには、カウンシル側からはサブミッション提出者しか呼ばない。ただし、関係する人を連れてきて構わない。

カウンシルのスタッフとしては5人がPolicy & Planning 部門におり、計画策定に携わっている。

○Fresh Water Plan の策定過程

Fresh Water Plan については、Proposed Plan を公表し、Fresh Water Plan のリーフレット("Guide to Fresh Water Plan?")を作成し、それを農村部も含めたすべての郵便箱に配達した。新聞、ラジオでも報告してもらった。しかし、サブミッションは40～50にとどまった。この提出数は他のリジョンと比べるとかなり少なく、早い段階での団体等へのコンサルテーション(Draft Plan の作成とインフォーマルなサブミッションの募集など)の成果と言える。すでにサブミッションのすべてについてコメントしたレポートをカウンシルに提出している(9月3日に、Amended Proposed Plan と Report of Submission をカウンシルに提出)。現在は、Pre-hearing meeting をやっている(10月20日まで)。Council Hearing はできたら1日で終わらせたい。他のところではこの公式のヒアリングの過程に1ヵ月もかかった例があるが、プレヒアリングをしっかりとやって、公式のヒアリングはなるべく短くしたい。プレヒアリングは、コンフリクトのある事柄に焦点を当てている。カウンシルのオフィサーとサブミッション提出者との間で議論をする。ある事柄について、対立するグループを一緒に集めて議論をさせることはしない。プレヒアリングの記録は、すべての関係者に送付している。

○Soil Plan の策定過程

Soil Plan については、現在、農民、environmentalist、諸官庁等でWorking Group を作り、そのグループで検討している。こうした過程は他のPlan ではやっていなかったが、soil に関しては、regulation が今までなかったので、特に慎重にやっている。計画作りは、3月から始めた。

## ○RMAになっての変化

以前のキャットメント・ボードでもキャッチメントのマネジメント・プランを作っていたが、それは法定ではなかった。RMAでは法定になったので、たくさん手間暇をかけて作るようになった。

一般住民の関心がRMAになって高まったように思う。

## ●コンセントについて

[日 時] 1998年9月21日

[場 所] Taranaki Regional Council 庁舎

[調査者] 木平、柿澤、土屋

[説明者] Fred McLay Consents Manager

## ○コンセントの過程

Planが確定するまでは、以前の法律Water and Soil Conservation ActにもとづくPlanでやる。ただし、コンセントのプロセスはRMAと同じ。

タラナキでは、Soil Conservationにはコンセントはない。すべて説得であり、これはユニークである。隣のリジョンでは違う方法（規制的方法）でやっている。タラナキは特に財産権（Property Rights）が強いのでこうした方法になった。

コンセントの85%がnon-notified（非公示）であり、その場合、関係者がサインをすればそれでおしまいである。notifiedするかどうかは、マネージャーが決める。決めるための方程式は何もない。notifiedの場合は、サブミッションが出れば、Pre-hearing meetingが開かれる。Pre-hearing meetingでは、applicantとsubmitterとconsent authorityが相互に話し合い、mediationを行う。非公式なので、飲みながらとか色々なところでやる。こうした話し合いでもsubmitterに不満があるときは、Council Hearingを行う。このmeetingはフォーマルなもので、カウンスル（議会）の議場で行われる。officerもこのミーティングに向けてレポートを提出する。この過程でも不満が残る場合は、さらにEnvironmental Courtに行くことになる。この過程はvery formalであり、訴訟費用も、調査費用もすべて訴えた人が支払わなければならない。さらにその上には、アピール・コートCourt of Appealがあるが、ここまで行くのは全体の1%以下である。

## ○タラナキの成功

タラナキがうまく行っている（農民とうまくやっている）理由としては、1）カウンスルの職員が住民の意見をよく聞いていること、2）strong monitoring emphasisを方針としていること（コンセントを出した後にモニタリングを義務づけている。蓄積されたデータをモニタリング・ヒストリーとして利用している）、3）enforcement of action（RMAに記述あり）を方針としていること（prosecutionを他のところでは多用しているが、タラナキでは最後の最後までやらず、コミュニティーの信頼を得ることに成功している）、があげられる。

## ○モニタリング

コンセントのための環境アセスメントは、申請者が作成する。モニタリングも、費用はコンセントの所持者が負担するが、実際の調査は調査能力のあるカウンスルが担当することが多い。コンサルタントはあまり使われていない。この調査受託費はカウンスルの収入の20%（0.5百万NZD）を占めている（他の大きな収入はrate of capital value）。大企業であるKiwi Dairiesなどは自分でモニタリングをたくさん行ない、毎年レポートを出している。

## ○ディストリクトとの関係

ディストリクトとリジョンの両方に関係する開発については、一緒にJoint hearingを行う。統合自治体（Unitary）には批判がある。ユニタリーだと道路、建物、水道などの建設に資金が行ってしまっていて、環境保護には財政資金が来ない。自然資源を使う立場と守る立場（リジョンの立場）が一緒になると使うほうが強いので、開発案件がすぐに通ってしまう。組織が別れていれば交渉になるが、一つの組織の内部ではそうは行かない。

## ●普及事業

[日 時] 1998年9月21日

[場 所] Taranaki Regional Council 庁舎

[調査者] 木平、柿澤、土屋

[説明者] Don Sherman and Tony Burgess Land Management Officer

### ◎Sustainable Land Management について

・タラナキは、地形的には3つの部分に分かれている。Coastal Terraces は海岸段丘上で、酪農や園芸に利用されている。Hill Country は東部の傾斜地で、急傾斜なため粗放な農業が行われている。これに対して、タラナキ山の山麓地帯であるVolcanic Ring Plainでは集約的な農業が行われている。地域の問題の第1点は、生産能力の低下を招く土地の劣化で、エロージョンにより加速している。解決のためには、これまでとは異なるサステナブルな土地利用が必要である。第2点は、水の問題で、instream values とsurface water の保護と修復が課題である。

・Land Use Capability Study (全国のデータあり) やNZ Land Use Inventory Survey(1970年代後半に全国で、岩のタイプ、土のタイプ、傾斜、エロージョンの状況、植生等から)などの活用。

・70年代に補助金で山の頂上までが伐採されてしまったので、今、植林を進めている。苗畑で生産したポプラの3年生ぐらいのものをさし木で植えている (pole planting)。目的は、エロージョン・コントロールと木材生産の両立で、家畜の日陰作りの意味もある。

・shelter belt (防風林) やretirement fence (動物の落下防止) は自分に利益があるのだが、riparian management は個人の利益というよりはコミュニティの利益でやる面が強い。利益が少ないので、より多くの技術的な情報やなぜ必要かについての理由づけを提供しないとなかなかやってもらえない。riparian management (河川敷への郷土植物の植栽など) による利益としては、水質の向上、水温の下降 (牛乳のクーラー用に河川水を使うので)、エロージョンの防止、魚のハビタット作り、動物の転落防止、美的な価値の上昇などがあげられる。

・wetland protection は、20箇所を選んでフェンスを張る事業。Environmental Enhancement Grants として事業費をカウンシルが負担する。場所はregionally significant wetlands とされたところ。20箇所が回復されれば、次の20カ所で行う予定。水質の保全は、wetland の保全に依っており、公的な利益がある。

・これまでに管内で新しく作られたPlan の数は1996年8月までのSustainable Land Management Plan が114、Farm Plan が34、Forestry Plan が15、Conservation Plan が45、Riparian Management Plan は120に達した。

## ●タラナキのまとめ

[日 時] 1998年9月25日

[場 所] Taranaki Regional Council 庁舎

[調査者] 木平、柿澤、土屋

[説明者] Gray Sevenrinsen (Policy Manager)

### ○Taranaki Tree Trust について

事務局をカウンシルがやっている。タラナキ地域の企業からの基金による。最近、Riparian Planting のプログラムが始まっている。発電会社等の水を使う企業がcompensationとして始めた。もともとはDOC (保全局) が資金を持っていて、カウンシルに話をもちかけて、Fundを作った。

### ○Soil Plan の策定

毎月Working Party の会合を開いている。ドラフトプラン的な"Protecting the Future of Taranaki Soils"に対する"Submissions"について、サブミッターとの話し合いをしている。この話し合いは非公式なのでHearing とは呼ばない。Working Party によってProposed Planが完成すると、公式の過程に入りカウンシラーによるヒアリングが始まることになる。このプランの策定については、非常に慎重にやっ

る。今のところ議論は建設的で、DOC、環境グループはruleに基づく規制をやろうとしているのに対して、土地所有者はruleはいらないと言っている。Soil Planについては、強制的な方法と説得による方法のどちらを選択してもよいのだが、原案を作ったスタッフの考えは後者であった。

#### ○TRC発足の経緯

一般的に、Regional Councilの主要な前身組織の一つとしてあげられることが多いCatchment Boardは、1941年のSoil Conservation & River Protection Actで設立され、1967年のWater & Soil Conservation ActでWater Boardに変更され、さらに1972年法で規制権限がほとんどないCatchment Boardに、1979年(?)法では技術中心のCatchment Commissionへと変遷するのだが、タラナキの場合は、ようやく1972年の規制力なきCatchment Boardの時代になって組織が設立される。これは、タラナキの政治的な権力がほとんど農民に握られており、政治風土が土地所有に対する規制を嫌ったため、規制的な組織が設立できなかったからである。1989年の地方行政制度改革によりRegional Councilができると、pest managementやpolicyの部門が他の組織から統合され、現在の組織ができあがった。従って、タラナキの場合は、他の地域とは異なり、この部門の行政は規制的な施策を行った経験がなく、当初から誘導的な方法が必然的にとられていたのである。こうしたことが、TRCがごく自然に誘導的な施策を選択した大きな理由であり、また、農民との関係が非常に友好的だった(敵対できるような強制力を持った経験がない)理由なのである。

#### ○リジョンからディストリクトへのサブミッション

##### South Taranaki

- ・ Riparian Marginの問題 (管轄のだぶり)
- ・ 天然林の取り扱い
- ・ 排水のように本来リジョンでやるべきことへの越境

##### Stratford

- ・ 林業に対する規制

造林や伐採にも Consentが必要とした。特に伐採時の輸送トラックによる林道への影響を気にする。

##### New Plymouth

- ・ Landscape Protection

山、海岸の景観を守るため、視界上では建築物も植林も不可とした。農民の立場を代弁して抗議。

#### ○リジョンとディストリクトの関係

ディストリクトは水の大口ユーザーなので、リジョンとの接触は頻繁にある。リジョンとディストリクトの接触は、スタッフレベルであって、policyレベルではない。RとDとの役割の区分は、少し時間をもらえば解決できるだろう。サブミッションを出し合うよりは、庁舎のなかでテーブルについて話し合って解決する手法が中心である。リジョンの強みは、技術者をたくさん抱えていることである。

## (2) 地域内のディストリクト・カウンシル

### ●ニュープリモス DC

[月日] 1997/12/10 (水)

[場所] New Plymouth District Council庁舎

[調査者] 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

[説明者] Frank Versteeg : Planning & Environmental Service manager, Ron Kratz : District Planner

#### 1) ディストリクトの概要と組織

面積2324平方キロ、人口7万人である。主要産業は農業・畜産業のほか、石油開発—現在でも開発を進めている。ただし建設段階では4000人近い労働者がきていたが完成後急減。

ディストリクトのカウンセラーは16人、市長がいる。市長はカウンシルの議長を務め、対外的に代表する。議決は市長を含めたカウンセラーが行い、カウンセラーが任命したgeneral manager (GM) がその実行の任にあたる。GMが職員の採用を行う。職員は350人で、このうち計画・環境部門は40人、計画・環境部門はEnvironment & Health、Building Consent (12人)、Planning (14人)、Administration (3-4人)の4部門からなる。

Districtの財政についてみると、支出において計画・環境部門の比率は5%にすぎない、かなりの部分は住民サービスへの支出が占めている。収入のうち土地関係の税収が43%を占め、Districtがもつ株式からの収入が10%程度を占める

#### 2) ディストリクトプランの作成過程・課題

1993年から作成をはじめ、95年に最初の議論のためのレポートを出した。草案は98年2月発行予定、6月に第1回のサブミッションを終わらせ、その要約、ヒアリングを行い、99-2000年には最終案にたどり着きたい。計画作成過程の特徴はpre hearingを多用したことである。これは50-60人規模で集め、これを小さなグループに分けて重要な計画上のテーマをあげさせ、この結果を大きなグループにフィードバックし、ここで絞り込んでいく。さらにこの結果をブックレットにまとめていった。さらにこの議論をもとにフォーカスグループの議論(最低15人くらいで)を行っていった。

重要なテーマとしては海岸線・景観・山地があげられ、計画に取り込んだ。

以上をあわせて全人口の1%程度と直接的なコンタクトを行った。年に4回ほどニュースレターを出している。これに住民への質問票を組み込むこともある。モニタリングについては120通ほど返送されてきた。

計画上の問題点としては景観問題が大きい。これに関してはFederated Farmersとの会合を持ち、ルールではなく教育を基本に行うこととしている。また歴史的建築物の保存には特別な基金を使ったり、Native Bushの保護に税金のインセンティブを働かせようとしている。

#### 3) Noticeについて

NotifyとNon-notifyの区分についてはここでは明確なガイドラインをもっていない。周辺住民に影響がある場合には、開発者に周辺住民に説明して合意を得る努力をさせる。これにコミュニティがサインしないとnotifyになる。周辺住民が好まないと思っても実質的な悪影響がないと判断されるものについてはnon-notifyにする。例えば石油ガス開発でnotifyしてコンセントが終了したのと同様な事業について大規模開発であったにも関わらずnon-notifyで行ったなど。

決定過程はスタッフが議論する中で決めていき、専門知識が必要な場合は専門家の手を借りる。コンセントのプロセスをめぐっては商売敵からのイチャモンが多い。

non-notifyについてはアピールの道が開かれていない。裁判にかかっているケースがあるが今のところカウンシルのほうが勝っている。

#### 4) その他

・ self-certificationについては将来的には考慮することを考えているが当面は導入する予定はない。  
Nelsonでは導入することを検討中のようだ。

#### ●南タラナキディストリクト

【月日】 1998/9/23 (水)

【場所】 South Taranaki District Council 庁舎

【調査者】 木平、柿澤、土屋

【説明者】 Ian MacDonald (Director, Environmental Services), Graham Young (Consents Manager)

##### 1) ディストリクトプラン

D Pは今晚議会で承認を受けることとなっている。5年前から開始。最初は調査から始める。住民から何が重要かについて聞く。議会メンバーも調査旅行。さらにコミュニティーワークショップ(60から70)で議論。ここで出てきた問題は侵食、小規模コミュニティーの生き残り、林業。これをもとにディスカッションペーパーを作成。これを参加した人公募に応じた人に配布、意見を求める。分野を絞ったものも出した。非公式な意見は200から300。集会のコメントも集積。これをもとに草案。スタッフと議員による作業グループ。草案への意見は150くらい。最終案に対して120意見書、26クロス意見書。12月頃までに異議が出るかどうかわかる。

主要な問題。林業：最初は規制しようとした異論が出て道路関係のみに絞られる。原生植生：規制的手法をとらず。規制的手法をできるだけとらないようにしている。たとえば企業に自主的な計画を作らせ、その範囲内であればコンセントを不要にする。ゾーニングも基本的なもののみ。コンセントも早い。紛争解決：利害関係者を集めてスタッフが調停する。お互いに主張を理解し合う。意見書は両極化しがちであり、顔をあわせることが重要。

RCとはよい関係。違いがあるとすれば地区はサービスを行っている。意見書は基本的に支持という方向でやった。規制的手法でやらないのは別に影響を受けたからではない。この手法が別のところでうまくいくかどうかは限らない。土壌計画についても規制が弱すぎて実行力が伴わない恐れ。

#### ●ストラットフォード・ディストリクトカウンスル

【月日】 1998年9月23日

【場所】 Stratford District Council 庁舎

【調査者】 土屋、柿沢、木平

【説明者】 Kemp Broughton (General Manager), Barry Musley (Director, Planning & Regulatory), Mike Avery (Planner)

1 Districtの概要：New Plymouth, South Taranakiと共に1989年の地方行政改組で出来たTaranaki regionの1つのDistrict。Taranaki Ringの酪農地帯と東の丘陵山岳地帯を占め、13万頭の乳牛、34万頭の羊、その中心がStratford市で人口5.644人、周辺農村部3.900人。Egmont国立公園、Whanganui国立公園の登山基地であり、エネルギー産業と観光業が成長中。西区、Stratford区、中区、東区からなる217.000haの典型的な農村地帯。Mayor and Councillors 10人 (Stratford 5、中、西区各2、東区1)。

District Planは3 staffs、1 policy makerにより自分で作成、コンサルタントには出さない。ただし、弁護士、土壌、騒音専門家のコンサルタントを雇う。

2 Strategic planは1992年に完成：地区の基本課題としては

(1) 地区の人口減の防止と地区内コミュニティーの維持

(2) 観光開発と町の独自性を発展させる行政サービス

(3) 地区の長期展望と政策立案への住民意向の反映

3 District Planは1997年に完成：作成期間中には多くの議論があり、記録は保管されている。1995年にDraft完成、自然林保護、水・溪流保全、マオリなどの問題について、地区コミュニティー、企業、市民、マオリ組織（7つのIwi）、環境団体 Fish and Game Council, Forest and Bird、通信や交通管理機関が話し合いに参加。環境裁判所へ提訴が8件あった。

問題点として、

- \* 水辺の保全と植樹：Regional councilは促進、Fish and Gameは反対。裁判所へ両方提訴。
- \* 天然林の保護・伐採：Forest and Birdは特定域、特定樹種の保護を主張、山岳地の天然林管理や人工林経営については Sustainable Forest Management Principleに従い、MOFの許可基準に任せている。
- \* マオリ問題：ワイタンギ条約の尊重。集会広場、史跡、遺跡、墓、神聖な場所、Paなどの保護
- \* 景観（静かさと美しさ）大型送電線の建設、住宅の大きさ、隣接家屋との距離、人口の圧力
- \* 騒音：樹林帯の設置
- \* 天然林の伐採：Ring地帯では条件付き、丘陵山岳地帯ではMOF基準。農家の所有権と行政規制との調整のため、計画作成の過程の透明性を保っている。
- \* 人工林の造成：原則はpermitted、道路から一定距離を残す植林。伐期に達したときの伐採の方法、道路建設計画はその時に問題になろう。
- \* 自然災害：Taranakiの噴火、水源林保護と洪水防止、規制ではなく環境教育重視、データベース作成。
- \* 主要道路：交差点、道路に面する家への影響
- \* 鉱物（ガスの掘削）
- \* 歴史的史跡、遺跡：マオリとパケハの両方の保護
- \* 国立公園、ウイルダーネスエリア、保護区、野生動物保護区の保護
- \* 電線など施設、ユーティリティー

4 Regional councilとの関係：相互に意見を提出、Regional計画を原則支持、例外もあり。

5 住民参加について：各団体との意見交流はworkshop、ラジオPR、Meeting。コミュニティー代表、企業、大きなグループ、7iwi建設団体、農家。マオリとの関係良好。農家からの強い反対なし。

### (3) サステナブル・ランド・マネジメント (農家の現状)

#### ●農家の農地、林地の管理におけるRMAの役割と実状(農家林家、林業コンサルタント)

[月日] 1997年12月9日

[場所] Jenemy Thomson氏事務所タラナキ

[調査者] 土屋、柿沢、磯崎、広田、田中、木平

[説明者] Jenemy Thomson

ジェリミー・トムソン氏はニュープリマスの218haの牧場を1961年から1979年まで父と共同経営を行った。1920年代に牧場内に第1世代の植林をはじめ1976年に第2世代の植林を行い、現在では約25haの林地がある。彼の所有地は現在、他人に貸しているが、彼とその家族が面倒を見ている。彼は樹木に深い興味をもち、1978年にはpukeitiシャクナゲ保護協会に加入し、15haのラジアータ人工林を作った。この協会活動の中で、農家林業より広い視野をもつ植物家と出会い、中国や、最近ではマンマーへ植物採集旅行を行った。農家林業協会の中央委員会メンバーを務めたことがある。

彼のマカラ牧場は325.5haで、タラナキ地方の急傾斜地とそれを取りまく平坦地の中間にあたる傾斜丘陵地形にある。この多様な丘陵地は複合農業経営に適している。年降雨量は2000mm以上で、標高は200~265mである。土地の42%は牛飼育、12%は羊、23%はラジアータ人工林、5%は他の樹種と防護林、8%が灌木・未利用地、10%が溪流・道路などに使われている。この土地は地形、水系により地力が異なり、それぞれの場所をいかに使うかの戦略が必要である。

この牧場は1979年に購入され、多様な草地と樹林地経営が計画された。当時は侵食地および侵食可能地の植林に対して、水源委員会から補助金があった。牧場内を放牧場、植林地、施肥集約経営地に分けて経営する計画が作られた。その結果、地力の低い小さな丘陵地はラジアータ林、ブラックウッド、ヒノキが植林された。

牧場は当初1850頭の羊、60頭の牛ではじめたが、しだいに頭数を増やし、集約経営に向かっていた。

#### ●農家の農地、林地の管理におけるRMAの役割と実状(指導農家)

[月日] 1997年12月9日

[場所] John Macintyre氏宅 タラナキ

[調査者] 土屋、柿沢、磯崎、広田、田中、木平

[説明者] ジョン・マッキンタイア (John Macintyre)

ジョン・マッキンタイア氏は当地では有名な篤農家で、羊と食肉牛の牧場経営を長年やっていた。現在は息子に譲り、搾乳牛経営が行われている。また、植林およびアグロフォレストリの権威でもあり、1938年から植林をはじめた。そして、地域社会の各種の組織のメンバーとしてかかわっている。農家林業協会(1958)、NZ草地協会(1962)に加入し、1993年には最優秀農家林業家賞、1994年には彼の教育貢献に功労賞が与えられており、NZ王立協会の基幹会員候補に挙げられた。

この地域は1884年から開拓が始められ、彼の父親は1923年に入植し、森林を伐り、土地を開いた。当時、この地域は深い原生雨林におおわれていた。馬とスキとで丘に道を作っていた。彼は第二次大戦参戦後1950年に家に戻り、153haの「アバロン牧場」を父と共同経営をはじめ、1964年に父が亡くなり、すべての経営を引き継いだ。1960年には103haの「グレンリオン牧場」を購入し、アバロンに合併。更に1980年には137haを購入したので393haになった。1970年から1980年まで妻と共同経営を行った。1982年に牧場からインゲルウットの小さな家に引っ越し、引退した。

この牧場は現在、共同経営であり、合計面積で393ha(3団地)である。経営者は2人の息子とその嫁の4人であり、彼らがジョンの植林地とその意図を継承している。1980年から1989年までは主に

羊が飼われ、肉用牛は少なかった。しかし1989年から搾乳経営に変換し、500の乳牛を初年度に導入した。しかし、搾乳経営経験の不足で初年度は頭数が減ったが、指導を得て2年目から頭数は増えた。彼らが経営変換をした1989年には、肉牛経営から変更した農家は2つしかなかったが、1996年現在、新しく360農家が搾乳経営を行っている。今、この牧場（マッキンタイア）では2人の牧夫を雇っている。

農家林業について、1938年から1980年かでの初期の植林は、景観、溪流保護、牛の保護林であった。彼は最初は多くの植林はしなかったし、そのような資金もなかったが、1982年にはじめて本格的な植林をはじめた。水源委員会は1980年代の中頃から植林をすすめ、補助金が出るようになった。一人の息子は1979年にはじめて商用植林を行った。牧場内に見られるユーカリの古木は1920年から1930年代に植えられた。現在のマクロカルパの植林は1986年に始まり、10×5m間隔でタラナキのサシ木苗を植えた。息子およびその家族は以来3～4ha/年のペースで植林を進めている。

#### ●一般農家（Hardwick-Smith家）

〔日 時〕1998年9月22日

〔場 所〕Rawhitiroa Road, Stratford

〔調査者〕木平、柿澤、土屋

〔説明者〕Tim Hardwick-Smith（世帯主）

1400ha 所有。羊、肉牛中心。乳牛の育成（冬の間の仕事）。羊は全体の2割ぐらいに減少している。農業は経済的に有利である。本人はメカニック・エンジニアになりたかったが、農業のほうがもうかる。本人、父と雇い人1人が労働力。1915年、祖父がイギリスから移住。本人はグライダー、カヌーが趣味（うらやましい!）。

RMAはリジョンによってかなり事情が異なり、エクステンションを中心にやっているのはタラナキぐらいで、他のリジョンはregulation 中心。ただし、最近だんだん他のリジョンも変わりつつあるようだ。

農地の一部に植林をしている。また、native bush のところもある。所有地内に飛行場があり、自家用機で肥料を蒔く。蒔けば草が早く生えるので問題ないが、まかないとnative bush が草よりも先に大きくなってしまって困る。

#### ●パートナーシップ造林（Barrett 家）

〔月日〕1998年9月22日

〔場所〕Soldiers Road, Tututawa

〔調査者〕木平、柿澤、土屋

〔説明者〕Rusty Barrett

1991年まで26年間、248haの農地を所有して牧羊をしてきたが、羊の価格が低下したこと、趣味として始めたシャクナゲやモクレンの苗木販売が順調になってきたこと、農場を相続しようとしていた息子の死などの理由から、約12haの苗畑を除いて、すべての土地を「Partnership forestry scheme」として売り、パートナーシップのシェアの一部を再び買った。すでに14haについてマツが造林されている。

土地は、「20万ドル+契約にともなう経費」で売却された。shareholder は20人であるが、土地登記上の問題などから土地の所有権は株式会社（Tututawa Tree Limited）に帰属し、税制上の有利さから林木の所有権はパートナーシップ（Tututawa Forestry Partnership）に帰属している。パートナーシップと株式会社の株主は同一でなければならない。シェアは\$10600だが、他に15年間について造林費、維持管理費が毎年請求される。こうした経費は精算後に個々の利益から差し引くことも可能である。投資家は、だいたいがNZ人だが、オーストラリア、日本からも来ている。専門的な事務、技術的な指導等はHaweraのForestry ContractorであるMorris Fisher氏が行っている。Rustyさんは現地マネージャーとなり、奥さんは会社の会長になっている。

シャクナゲ、モクレンの栽培は趣味で15年前に始めたものだが、現在はビジネスとして全国向けに行っ

ている。庭園は34年前から始め、約10年前から公式に公開されている。

●水辺管理 (Hansen 家)

[月日] 1998年9月22日

[場所] Makuri Road, Huiroa

[調査者] 木平、柿沢、土屋

[説明者] Mr.Hansen

エロージョン防止にポプラのpole planting をやっている。6m間隔(3mは根が張るので)。品種の実験を所有地内でForest Research Institute がやっている。Riparian Management をやっている(牛の落下防止を兼ねた水辺への植林)。

●天然私有林保護 (Rumball 家)

[月日] 1998年9月24日

[場所] New Plymouth District

[調査者] 木平、柿沢、土屋

[説明者] Barry Rumball

私有地に森林を残し、生物多様性の保全をはかっている。牛の侵入から防ぐため、フェンスを張っている。また、マオリの遺跡も保護している。天然樹種の造林も行っているが、そのうち最も大規模なのはコリドーの造成で、彼の所有地内および隣人の所有地内の天然樹種の自生地とこの森林および所有地内の池を、つないでいる。幅を持った線状にフェンスで仕切り、その中に天然樹種を植栽することによってコリドーができる。隣接して保全局(DOC)の土地(保護地)があり、その土地ともコリドーでつないでいる。この森林はタラナキの低地に残された数少ない天然林であり、DOC有地とのコンプレックスの形でRegional Councilが重要なwetlandに指定している。隣の湿地については柵張りに補助が出たが、うちについては特になにも補助は受けていない。

ここは家族が1950年に買って農地にした。この土地は普通の土地分割はできないが、環境保全を目的とした分割ならば認めるというのがカウンシルの方針であり、分割して"wildlife title"?として所有している。

●水辺管理 (Zimmerman 家)

[月日] 1998年9月25日

[場所] Stratford District

[調査者] 木平、柿沢、土屋

[説明者] Peter Zimmerman

40haの所有地はストラトフォード火力発電所の隣接地である。発電所は15年前に1基、もう1基はつい最近できた。30年間酪農業を営んでおり、80頭の経産牛で年間15トンのmilkfat solidを生産している。タラナキでは小規模経営の部類である。所有地は細長く、5つの小河川が敷地を横切って流れている。1996年に初めてフェンスをし、自生種の植栽を小河川の岸沿いにした。植栽の理由は、家畜が落ちて溺れ死ぬのを防止することと、アメニティ的な価値を増すためだった。以後、riparian managementに取り組み、所有地のすべての小河川を草地から切り離し(retired)緑化した。現在、柵の延長は2800mに達し、2400本の自生樹種を植栽した。

植栽を始めた一つのきっかけは電力会社が出資しているTaranaki Tree Trustから5万ドルの補助金が出

たことである。その補助金で初回は苗木代とフェンス代を支出したが、以後は自分の資金と労力でやっている。こうしたriparian management を行うことのメリットとしては、流出するし尿のフィルター、家畜の落下防止等があり、前者に関しては小河川の水質が改善してきている。

riparian management に流域全体として取り組む可能性については、NZの農民はインデペンデントなので流域単位での協力は難しい。説得しても協力はほとんど得られないだろう。

植栽の困難さとしては、初めの年にうまく植えても、次の年のクリスマスごろになると草が繁茂して枯れてしまう。下刈り等を行うのは、夏は忙しくて手が回らない。また、ラビットの食害がひどい。罾も毒も駄目なので鉄砲で撃つしかない。

こんなに良いことならば、20年前からやればよかった。その頃は金があったので投資できたはずだが、riparian management なぞ思いつかなかった。リージョナルカウンスルの職員は本当によくやってくれている。彼等の支援があって初めてこのことは可能になっている。問題は、農民の側にやる気があるかどうかだ。

## (4) 他のグループ、団体、企業

### ●KIWI 酪農組合

[月日] 1998/9/23 (水)

[場所] Kiwi Co-operative Dairies Ltd.

[調査者] 木平、柿澤、土屋

[説明者] Steve Morrison (Technical Manager), Karen Leov (Liaison)

4000人の組合員、理事会を設置、事務局長を任命、年1回総会。全国2番目の組合。10億ドルの収入(この工場)。輸出も多い。

RMAになってより詳しい情報が求められるようになった。モニターについては、自分でもサイトのなかをやっている。モニターも影響ベースに移行させる。コンセントの数、RC30、DC10くらい。数が多くて複雑である: storm waterなどは一つにまとめて欲しい。

事前公聴は利用してなるべく紛争がおきないようにする。公的な場になると話しにくい。日常的にマオリとは話す。

ISO14001は来月取得予定。

### ●タラナキ地域農民連合

[月日] 1998年9月23日

[場所] Federated Farmers, Taranaki Province Farming House, 5 Young Street, New Plymouth

[調査者] 柿澤、土屋

[説明者] Reg G. Trowern Provincial Chief Executive, Land Liaison Officer

#### ○タラナキのFFの概要

タラナキには1550世帯の農家がある(全国8万戸)。そのうちの50%の農民の代表がFF。Taranaki Provinceには30支部があり、Provinceの役員としてPresident, Vice President, Chairman(部門別)、Treasurer。スタッフとしては、各支部にSecretary、Province本部にはResearch Officer(酪農部門)とReg氏(policy work担当。全国レベルの仕事もやっている)がいる。FFのモットーは、何でも土地に関係したことは関係することだ(Anything affects lands, we are involved.)

#### ○TRCについて(よいところ)

タラナキは最も先進的。TRC(Taranaki Regional Council)はfarmer friendlyなので、一緒にやるのに何も問題を感じない。他ではそうは行かない。他ではいろいろ問題が起こっている。ワイカトはもっと規制的、カンタベリーは水が一番の問題になっている。TRCとは相互関係がとてもうまく行っている。Districtとは論争や紛争がある。プランナーや政治家(カウンセラー)に問題がある。政治家にはロビー活動をするが、それでもだめならば、最後は環境裁判所に行かざるを得ないだろう(まだここでは提訴したことはないが)。TRCがfarmer friendlyな理由としては、1)地域内の90%がrural areaであり、産業も農業が支配的なので、職員は農民と頻りに接触しており、農民が何を考えているかがわかっていること、2)カウンシルのGeneral Managerが非常に親しみやすい人で、話がしやすい。パーソナリティの問題なのだが、他のリジョンではこうは行かない。TRCが20のモデル農家にいろいろアドバイスをしているのは良い。

#### ○RFBとの対抗

FFは、Royal Forest & Bird, Fish and Game Council、都市住民からは大きな反発を受けている。RFBなどは、農村部について自分の意見を通そうとしているが、Native Bushを本当に保護したいのならば、自分で来て、土地を買って保護すればよい。native bushを守るのは、自分(農民)がnative bushが好きだからであって、もし保護しろとカウンシルが来て強制したら抵抗する。強制しなくても、すでに社会が保

護の必要性を理解できるようになっており、native bush が破壊されるようなことは起こりえない。RFBの地域の人とはよく話をしており、わかっているが、本部の人の意見は地域のRFBとはかなり違うことがあるので、彼等とも議論をする必要がある。DOCの人とはよく話をしている。

#### ○RMAでの問題点

議論になるのは、1) 河川、2) 景観保護地域、3) 原生林、人工林、4) 私有地内のアクセス(道路)の取り扱いについて。農業を続けることが大事。特にタラナキでは。インタプリテーションの仕方に問題がある。FFには、関心度のプライオリティとして1番に山間部、2番にranges、3番に河口と言った順番があり、それぞれについて判断基準を設けて議論しているが、カウンシルの側にはそうした考えがない。農地での車での移動の規制、農地に柵を立てることの規制、スカイテレビジョンのアンテナの規制など、おかしな、また行き過ぎた規制が多すぎる。

計画のおかしなところについては、支部から話を聞いて何が問題なのかをまず調査してから、サブミッションを私が書く。その後、たとえばカウンシルに支部の代表と私が話をしに行く。その際、なるべく農民自ら(この場合は支部代表)が意見を述べるべきだと考えている。知識だけでは何もできない。農業経験、practical experience が大事。こうしたことがわかっているかはプランナーの問題。

#### ○リジョンの計画策定過程

タラナキのSoil Planに関しては、"Protecting the Future of Taranaki Soils"が出ており、それに対するサブミッション(非公式の)が募集され、"Submissions"がすでに発行されている。今はそのサブミッションに対するヒアリングの段階。ヒアリングは5人のFF, MAF, DOC, 3つのDC, RFBで構成されたグループ("Protecting ....."の作成もこのグループ?)が担当する。これは画期的で、普通は(公式の過程では)カウンシラーが聞く。こうした形は、公式の過程でも続けられるのではないか。

#### ○その他

ランドケアがタラナキでは必要。農業がどんどん大規模化し、環境にも大きな影響を与える危険性が生じてきた。モニタリングが必要になってきた。

Land Access Code とは、1997年5月に締結されたFFとPetroleum Exploitation Association of NZ Inc.の間の私有農地へのアクセスに関する協定で、開発者はどこでも開発ができるが、compensation が必要とした。それまで、財産権の侵害として非常に大きな紛争が両者で起きていた。この協定は全国の農民に有効。

### ●マオリグループ(Ngati Rahiri ハブ)

[月日] 1998年9月24日

[場所] Owae Marae (集会所), North Street, Waitara

[調査者] 木平、柿沢、土屋

[説明者] ハブのメンバー。Keith R. Holswich (Surveyor, ハブの一員)。

#### ○ハブの概要

ハブのメンバーは約2000人。1ヶ月に1回Hapu Meeting があり、毎回20~30人が集まっている。1週間に1回はWorking Party (Boardのようなもの)が開かれる。ただし、決定はHapu Meeting。その他に、Hapu Trustees と呼ばれる12人ほどの長老会議のようなものもある。

サステナビリティが最も重要。マオリにとっては、聖的な場所の保護が重要。マオリの土地と文化を守ることがRMAにとっても大事。マオリは、Great Conservationist である。開発者が外部から来てコンフリクトが起きる。

#### ○紛争の事例

たとえば、石油会社が石油探掘を計画していたが、permit が必要なので、District Council が相談に来た。マオリは計画地が聖的な場所に非常に近いので反対し、別の場所を提案したが、会社が今度は拒否した。石油会社とこのハブのマオリが参加してヒアリングが開催されたが、カウンシラーが会社側に立ったため会社側の主張が認められてしまった。マオリ側が提訴し、今度の月曜日にEnvironmental Court が開かれ

る（出張で）。こちら側の主張は、このような決定では文化の持続性が保てなくなるということだ。万が一敗訴の場合は、さらに高等裁判所（Court of Appeal）への控訴も考えているが、コストが非常に高いのが問題である。

また別の石油施設ができたとき、排水を海に直接流していたため問題になった。海岸はマオリの漁場であり、聖的な場所でもあり、判事はcultural pollutionとして扱った。最終的にはリーダーが首相に直接話して解決した。

#### ○カイカアキ・タンガ

「カイカアキ・タンガ」とは、ガーディアンの意味で、誰の所有であっても、その土地については気をつける義務がある。ハブの土地にはたくさんの神やその他のspiritual valuesが宿っている。われわれにとって土地は生きている。マオリは全体としてはみな同じ価値観を持っているが、それぞれのハブはそれぞれの生活場所によって海岸とか原生林とか特に注目しているところに違いがある。コンフリクトはそうしたことの無理解から生じるのであり、まずムラエに来て話しをすることが大事である。ムラエに来て話し合いをせず、メッセージを郵送したり、「これをするに決まってしまった」と勝手に通告してくるのは、マオリの流儀に反する。マオリグループとの集会をリジョンは積極的に行っているのに対して、District Councilは全然話しに来ない。例えば川について、Regional Councilがコーディネートして何ヶ月もグループ間で話し合いをしたが、そういうことをディストリクトは何もしない。

#### ○聖地の地図化

今、Regional Councilと各Iwi（ハブの上位グループ）が協力して聖的な土地のIdentified Mapを作っている。ここのハブは聖的な場所をきちんと示して開発から守るべきだという意見だったが、なかにはあまり聖的な場所を人に知られたくないという意見もあった。Silent Fileにして、どういう聖的なところは外部には伏しておき、開発業者が開発提案に来たときに、ただ「そこはダメ」と明示できるようにしてある。53サイトをすでに選んでいる。聖的な土地の価値はそこに何かがあるだけで損なわれてしまうので、しっかり土地を特定することが重要である。

#### ○RMAの問題

RMAができてから大きな問題は、先述の石油会社の計画だけであり、環境は以前よりも守られるようになってきている。ただ問題なのは、小さいグループではたくさんの書類が来ても読んでおられず、サブミッションを出せないことがある。このハブにはRMAに詳しいHolswich氏がいるからいいが、普通のグループではちゃんと専門的な知識を持って判断するのは非常に難しい。政府は、そうした外部との対応を考える組織をマオリの社会に作るべきという考えを持っているが、今のところできていない。

## 2. ワイマカリリ地区 (Waimakariri District, Canterbury)

### (1) ディストリクト・カウンシル

#### ●ワイマカリリ・ディストリクトカウンシル

[月日] 1997.12.4

[場所] Waimakariri DC Office

[調査者] 土屋, 木平, 磯崎, 柿澤, 田中, 広田

[説明者] Richard Johnson (District Planner of Waimakariri DC),  
Kathy Perreau (Planning Officer Policy of Waimakariri DC)

#### 1. District Plan の策定経過

##### (1) RMAの学習

法律の内容を理解する段階である。法律の主要条文はs5,6,7,8,9,10,16,17であり, DCの機能はs31に規定されている。

##### (2) 基礎調査と情報の共有

地域の現状を知るために, 住民および彼らの価値観を把握し, 地域の環境や資源の調査を行った。調査結果は必ず公表し, カウンセラーおよび住民との情報の共有に努めた。

収集した基礎データは, 自然・物的資源では, 景観, 洪水災害, 水辺保護, 自然植生, 海岸災害, 都市運河など, 社会的資源では, 人口, 住宅, 建築許可, 人口予測などである。

##### (3) RMAの地域への適用

RMAの目的である自然及び物的資源の持続的管理を, 具体的に本地域で推進していくために, どのような対応をすべきかを検討した。

そのさい, 他地区の経験も参考にした。RMAに関する環境裁判所の判決は他地区の District Plans (持続可能な管理への取り組み, 計画技術, 誘導的手法—advocacy, 啓蒙, 自発的活動の支援, 経済的援助—など) である。

##### (4) 計画書の作成

以上を踏まえて計画書の原案作成に入った。計画書は, トピックごとに課題, 目標, 政策, 手法の4段階構成となっており, それぞれの内容を詳細を検討した。そのさい, 保護か開発か, 開発による影響の回避か救済・緩和か, 規制か誘導 (啓蒙や情報提供など) といった点に留意した。

こうして, 1996年12月に計画素案 First Draft が完成した。

##### (5) 計画の公表

1997年3月には, 正式な計画原案 The public Draft を公表し, それに対する意見書の提出を求めるとともに, 直接意見を聴くために住民や関係団体と会合 Meetings を開いた。こうして計画の市民へのフィードバックに努めた。

最終計画案 The Proposed Plan は1998年3月に完成の予定である。

#### 2. 住民参加

計画策定に際しては, 努めて住民および利害関係者の意見を聞き, それを計画内容に反映させるようにした。資源管理の選択肢は, 人々の将来に対する価値観と信念によって制約されるからである。Waimakariri は元々は住民全員が「親戚同士」と言えるほど小さな社会だったが, この5年で16%の人口増加があり新住民が急増した。新住民のタイプは, 1) 5年未満の居住者, 2) 農村での「ライフスタイル」居住者, 3) 市街地の居住者, 4) ビジネスマンの4つに分けることができる。

住民との関係で大切なことは, 第一に, 情報の共有, 第二に, 意外性がないこと (計画を初めて聞くというようなことがないこと), 第三に, 住民のための計画であることを理解してもらうための継続的な対話, である。

住民の意見の聞くために、たとえば、町レベルでは、町の長期構想である「ビジョン2020」を策定するさいに、町民各層から代表者を選んで策定委員会を組織し、内容を検討してもらったり、利害関係者の代表によるグループ・ミーティングを行って、地域の抱える課題を討議してもらった。

また、地区レベルでは、アンケート調査やワークショップを行って、住民の意見をできるだけ多く吸い上げることをねらった。こうした活動を通じて、昔からのコミュニティは変化をあまり望んでいないことや、基盤整備（道路、照明、歩道）の重要性、建築規制への忌避感、人々は意見を聞いてもらいたがっていることなどを知ることができた。

さらに、自生植生の保護に関しては、土地所有者と個別協議を行った。対象者は約100人、対象箇所は約110地点である。それぞれの[場所]について、植生の専門家による現地調査を行った。町内で特に重要な植生のある[場所]は、1) 山岳地帯 high land, ②山麓地帯, そして2) Waimakariri川の沿岸である。貴重な植生の例としては、3) ホモディウス（松の木の下に生育する植物）や、4) カイケティア（ブッシュ）が挙げられる。

植生保護に対しては農業者の反発も強い。とくに、以前から自分たちで保護してきた人には、自分たちでやってきた自負があるため規制を嫌う。また、中には全く理解しない人もいて「出ていけ」の一言で終わる場合もある。ただし、Waimakaririの場合、他のDistrictに比べるとカウンスルの対応が良いため、安心・満足している農民が多い。

### 3. 計画作成チーム

計画策定に当たっては、計画スタッフだけではなく、関係部局のスタッフやカウンセラーと協同して、チームとして対応した。RMAは複雑でカバーする領域も広く、またそれ以前の法律とは考え方が全く異なるので、計画スタッフだけでは対応しきれなかった。計画スタッフはわずか4人で、他に比べても非常に少ない人数であるが、こうした協同によって、限られた人員を最大限活用したチーム作業ができたと思う。また、カウンセラーとの協同も非常にうまく行った。大きな市ではカウンセラー、プランナー、コンサルタントの間の距離が大きく官僚的になりがちだが、本町ではそういうことはまったくなかった。なお、特別な技術や時間の節約のために、コンサルタントも起用した。ただし、計画立案はあくまでも自分たちでやるべきで、コンサルタント任せにすべきではない。いずれにしても、こうした計画策定作業を通じて、関係者全員が計画をよりよく理解し、資源管理問題への適用能力を向上させたと思う。

#### ●概要説明

[月日] 1998.9.21 (月)

[場所] Waimakariri District Council庁舎

[調査者] 広田、磯崎、田中

[説明者] Richard Johnson (District Planner), Kathy Pereau (Planning Officer)

\* Waimakariri DC の計画スタッフから、Proposed District Plan の準備状況、PDPへのサブミッション、リソース・コンセントの事例の説明を受けた。

#### ・農業者と宅地開発との対立

近年の都市化の進展によって、多くの軋轢が生じている。とくに臭い問題がある養豚農家の場合が大変である。養豚農家に隣接する土地に宅地開発しようとした例で、開発後に養豚経営が続けられなくなる恐れがあるという理由から、コンセントが却下された例がある。

#### ・ライフスタイル型宅地開発

1970年代から全国的にrural living（農村居住）が人気となり、農村部での住宅建築が見られるようになった。RMAの下でライフスタイル・ブロックの開発はやりやすくなった。法9条に「anybody can request plan change」とあるのが、その理由である。

Waimakaririでは、上下水道や電気、道路などの公共サービスの供給で実質的な規制をかけようと考えて

いる。開発は規制しないが、必要なインフラは自己負担でという姿勢である。公共部門と民間部門のどちらが低コストでサービスが供給できるかが問われることにもなる。

・その他 →略

### ●コンセント・ヒアリングの傍聴

[月日] 1998.9.21 (月)

[場所] Waimakariri District Council庁舎

[調査者] 広田、磯崎、田中

\* DCを訪問した際に、たまたまコンセント・ヒアリングが開催されていたので、これを傍聴した。

案件は、ライフスタイル・ブロックの subdivision コンセントの申請に対して、隣接農家から意見書 (submission) が出された事例である。

申請者は町内に農地を所有する女性 (未亡人) で、11haの農地 1 区画を 4 区画に分筆 (subdivision) し、各区画に園芸用の井戸を設置しようというものである。この申請は、Transitional District Plan におけるルーラル 1 ゾーンでの discretionary activity (許可必要行為) に該当する。

本申請は1998年3月14日に公示 (notify) され、それに対して3件の意見書 (subdivision) が提出されている。

なお、区画の分筆後は、園芸用地として分譲されることになるが、実際には、いわゆるライフスタイル居住を希望する人が購入し、住宅用地として利用される可能性が高い。申請者はそのつもりで subdivision を申請しており、隣接農家も、そうした住民の転入によって営農に支障を来すことを恐れて、意見書を提出しているのである。

ヒアリング・ミーティングの出席者は、1) 委員会メンバーとして3人のカウンセラー (全員女性)、2) DCのコンセント担当職員、3) 申請者側では、申請者の代理人 (法律家) と農業コンサルタント (申請者本人は欠席)、4) 意見提出者側では、1人のサブミッター (農家) とその父親、その他、記録係などである。

議事進行は1人のカウンセラーが行う。まずはじめにDCのコンセント担当職員が案件の概要説明を行い、次に、申請者の代理人が申請理由とその正当性を述べる。続いて、申請者に雇われた農業コンサルタントが、分筆した4つの区画での園芸 (horiculture) 経営の採算性を説明する。その後、意見提出者 (農家) が反対意見を述べる。

いずれの説明も、予め作成された文書を忠実に読み上げるだけである。その場では、申請者と反対意見者との議論は行わず、両者の言い分を聞いた判定委員 (カウンセラー) が追って決定を下す。決定結果は両者に通知される。それに不服がある場合は、環境裁判所に異議申立 (Appeal) することになる。

両者とも、主張の根拠となる District Plan (DP) および RMA を明示しながら論理を展開し、初めて聞くものにも理解しやすい。

なお、申請者側に農業コンサルタントがつき、園芸経営の採算性の試算結果を示すのは、ルーラル・ゾーンでのコンセントの許可要件に、Subdivision後の区画でも園芸経営が可能であることが規定されているためであろうと思われる。

## (2) Stakeholders

### ●Waimakariri DC/農民グループ

[月日] 1997.12.4

[場所] Waimakariri DC Office

[調査者] 土屋、広田

[説明者] Robyn Bristow, Murray Taggart (Farmer/Federated Farmers),

Robert Cooke (Developer),

Miles Giller (Farm forestry),

Brian Peat(Chief Executive Officer with Norht Canterbury Federated Farmers)

#### 1. 計画策定手続きへの住民参加

##### ◇Mr.Taggart (農家) の場合

最初にRMAを知ったのは、他の地区でRMAが始まったことをたまたま知ったときであり、直接に関わるようになったのはグループ・ミーティング(1995年4月)に参加して以来である。このミーティングは非常に有益だった。自分と同じ考えを持っている人がいることを知ることができた(力づけられた)だけでなく、違う意見を持っている人と話し合えたこともよかった。

その後、管内のFederated Farmersの4つの支部でそれぞれ支部会議を開き、RMAの説明をした。そのさいにはdistrict councilから受け取った資料も紹介し、希望者にはコピーを渡した。会議の場にはcouncilのスタッフも同席し、説明してもらった。

計画面へのsubmissionは、Federated Farmersとしても提出したし、個々の農家に対しても、個人的にできるだけ多く提出するように奨励した。

Waimakaririの場合、こちらの意見を聴いてくれたことが非常に良かった。重要なのは助言・指導でなく、意見を聞くことだと思う(参加者みな同意)。これまでのやり方だと、分厚い計画書をポンと渡して、それで終わりという感じだった。Waimakaririの今回のやり方はそれとは全然違った。

##### ◇Waikuku Beachの例

6つのLocal communityがあり、住民は450人である。各communityから2人ずつ代表が出て、12人の住民代表によるワークショップを2回開催した。計画面へのsubmissionは全部で3回提出した。

#### 2. 農業者への影響 (Mr.Peat)

4ヶ月前にFederated Farmersの事務局に入った。FFのメンバーはNorht Canterbury(?)で500人ほどである。農家は自分でフェンスを張って貴重な植生を保護しているし、費用も自分で負担している。外の人(とりわけ環境保全を主張するグループ)は保護の必要は説くが、自分で金も手間も出さない。負担は農家ばかりなのだから、保護せよというなら補償が必要だと思う(全員同意)

隣のHurunui Districtでは、環境保護団体が強い規制を要求し、実際に適用されることになったため、農家は困っている。また、Bands Peninsula Districtも、農家の意見を聴かずに一方的に計画を作ってしまう、良くない例である。

#### 3. 植林事業への影響 (Mr.Giller)

植林はRMAによって大きな影響を受ける。ある[場所]で植林が可能かどうかRMAによって左右されるためである。Hurunui Districtでは、建物の建築はオーケーだが、植林は視界を遮るという理由で許可されなかった例がある。植林は一般的にLandscapeやEnvironmentにはマイナス要因と考えられている。

農家にとって植林は、以前はまったく魅力がなかったが、現在では儲かる投資対象になっている。

#### 4. RMAの問題点 (Mr.Cooke says)

- (1) 法律家がかかわるようになったため、訴訟費用がかかるようになった（以前はそうではなかった）。
- (2) コンセントを得るために時間と費用がかかるようになった。たとえば自分が関わった開発行為（住宅団地造成のための掘削工事）では、1つの工事に対して6つのコンセントが必要だった。また、Waimakariri川からの農業用水の取水事業の例では、総事業費の約1割がコンセント取得のための費用だった。
- (3) RegionとDistrictという2つの組織が関与するようになったため、手間と費用が余計にかかるようになった。
- (4) Publicationのせいで、多くの人のconsentが必要になり、時間と手間がかかるようになった。その地域と関係のない人でも意見が言えるというのは問題もある。

## 5. ランドケア

Waimakaririでランドケア活動をしているのは山間部の Lee Valley 地区のみである。町内では特別なケースと見てよい。本地区は以前から活発に活動行っており、地区独自でsubmissionを提出している。

### ●ワイマカリリ、環境グループの議論

〔月日〕 1997年12月4日

〔場所〕 Waimakariri District Council庁舎

〔調査者〕 柿澤、田中

〔説明者〕 Clark Wally、Miles Giller、Bruce Arnold

#### 1) 参加者

- ・ Clark Wally、もと生物学の教授、魚類・野生生物管理に関わってきた。環境保護に強い関心、子孫に何を残すかが重要。
- ・ Miles Giller、夫婦で苗畑を営んでいる。Native Plantに特化した生産を行っている。
- ・ Bruce Arnold、Naive Plantに関心を持っていた。DOC職員で、これまでタスマン、トンガリロなどの国立公園につとめてきた。ワイマカリリの郊外地域に移り住んで新しいライフスタイルの実践、土地開発に対抗。

#### 2) 議論の内容

主たる関心は広い範囲の環境保全で、保続・将来世代を考えて行動する。彼らは地域でEnvironmental Committeeを組織して活動している。メンバーは20人前後、農民を含めて幅広い人々が集まっている。この団体のディストリクトに対する態度は是是非非。Environmental Policy Statementを作成して計画が始まる前にDCに提出していた。その意味で最初から過程にインボルブされていた。

計画に関わって主要な関心は河畔域の保全、住民参加、景観保全（Native植生の保護と造林による景観への影響）なのである。ディストリクトがやっているプロセスについては評価する。ただし、できた計画については方向性が十分に示されておらず、あいまいである。何を判断基準にするのかよく分からない。

RMAに対する評価は以下のとおりである；

まず、古い制度は一般市民が関与し意見を言い反映させることは大変難しかった。この点でRMAは市民が関与しやすく大きく前進した。一方で、参加に関わるコストが大きな負担となっている。強大な力を持ったものがプロセスにはいつてくる、これに対抗するのは非常に難しい。この点について何らかの対策が必要である。各地域で法律の解釈が異なっているのも問題。Noticeを常に監視しているだけで大きな労力を必要とする。ある程度活動実績がないとNoticeは自動的に届かない。さらにこれに対して意見を言い、関与しようとするとは大変な仕事量を必要とする。現在長期にわたって灌漑の問題に取り組んでいるほか、次から次にsubdivisionのnoticeがでてきて頭が痛い。

全般的な意見・感想は以下のようである。

基本的には非公的な話し合いによって環境問題は解決できる。例えばカーターホルトの繊維板工場の廃液問題については企業側の対応もよく、満足できる解決ができた。農民の問題は彼らの所有権意識、バイオニ

アスピリットなどが背景にある。問題としては難しいが、やはりストップさせなければならないことはストップさせることが必要。規制とパートナーシップ的な手法の組み合わせが必要であろう。相互教育が重要である。しかしなかなか一般市民に向けた教育活動を進めるのは忙しくて困難である。

### ●ワイマカリリ/産業の立場

〔月日〕 1997年12月4日

〔場所〕 ワイマカリリー市役所

〔調査者〕 木平

〔説明者〕 デービッド・カリエ (David kaye) カーターホールトハーバー社

彼はカーターホールトハーバー社の当地の合板工場の技術企画担当管理者である。この工場では合板製造によって騒音、ガス、水蒸気が排出され、排水による地下水への影響、工場の建物と周囲の景観との不調和などの問題が生じている。

1976年の工場設立時は、まわりは全て農地であったが、1990年頃には工場周囲には住宅が建てられ、都市化が進んだ。従って、工場は住民と友好的な関係を保つ必要があり、努力を行ってきた。これまでは、それらの努力は工場の自主的、あるいは私的な立場でのものであったが、この協調が、法律に基づく正式なものとなり、継続できるようになることは評価している。

現在、工場周辺には60軒の住宅があり、これらの住民との話し合いを進め、密接な関係を保っている。特に工場排水の規制については、地域自治体 (Region)、地区自治体 (District) の他に、マオリ団体 (溪流への影響) や自然保護団体と話し合いを行っている。地区自治体とは土地計画の立案段階から話し合っており、将来とも自治体との信頼関係を築くことが重要である。従ってここに参加している。環境重視は会社の哲学であり、基本方針である。このことは、カーターホールト本社の方針に基づくもので、工場所在地域での協調、および環境とのバランスが強調されている。

持続的な生産と環境配慮の方法について、現在、自治体に信頼され、満足されている状態である。地域に対して、持続的な工場経営の責任を持っており、地域コミュニティとの信頼は欠くことが出来ない。具体的に住民と工場を結びつけるために、住民名簿 (話し合いの会合の案内先) には、現在60から70人が登録され、この住民からの工場への環境対応への期待は大きい。現在のところ静かで、大きな対立は生じていない。

工場の環境にかかわる技術対応については、特殊な技術問題についてはコンサルタントを雇うが、それ以外は自社の職員を養成している。生産と生態は同等の価値で考えるようにしている。住民との話し合いと住民参加について、工場側は相手の話を聞き、相手の理解を深める方法を行っている。しかし、違った接近方法も考えねばならない。

### ●ワイマカリリ グループ別会合 (議員グループ)

〔月日〕 1997年12月4日

〔場所〕 Waimakariri District Council 庁舎

〔調査者〕 磯崎

〔説明者〕 Beverley Sheperd-Wright (Councilor), John Meyer (Councilor)

RMAにおいては、土地利用、特に細分化に関する規制が強化されてきている。というのは、細分化は、隣接する土地相互間で摩擦が生じる可能性を増やす。都市部では、一軒当たり600平方マイルを基準とすることとなる。他方、郊外では、4ヘクタールとなる。そのように、細分化が問題とされてきている背景には、土地の利用方法の変化がある。以前のように、羊牧場がほとんどというわけではなくなっている。コスト的に引き合わなくなっている。そのため、土地利用は多様化してきている。たとえば、ナッツ類の生

産、ダチョウの養殖、花卉栽培などが増えてきている。

新住民も増えてきているが、これらの人々は、自然豊かで、静かな農場地帯というイメージを求めて、住宅を建設することが多い。それに伴い、農産業の従事者と周辺の新しい住民との間のトラブルも増えてきている。たとえば、ヘリコプターの利用（降霜防止にも使う？）、降霜防止装置、夜間収穫のための機械の使用、鳥追いのための空砲、未舗装道路による土埃などが主な問題である。これらに対する対策として、騒音や悪臭などとの関係では、500メートルの幅の緩衝帯の設定が必要とされる。この緩衝帯設置規制はどちらの側にも働く。つまり、発生源となる施設を作る場合は、このゾーンをとらなければならない。他方、すでにそのような施設があるときは、このゾーンより外でなければ、たとえば、新たな住宅は建てられない。

RMAは、騒音、悪臭、アメニティー、景観というような新しい価値評価を組み入れている。これらは、従来のTCPAにおいては、考慮対象とされておらず、新たな価値合意、評価基準、評価手続、紛争処理手続などを必要としている。TCPAは、どちらかというが開発の観点から、構成されており、手続もそのレベルであった。これに対して、RMAは、公共の福祉や共同体としての利益を基盤としており、また、関係当事者間でのコンサルテーションを重視している。そのようになっている背景には、政治的な変化、環境に関する関心の高まり、汚染規制の強化などがある。

議員の立場では、ディストリクトの職員との共同作業が基本である。地元のコミュニティーにおいて話し合いを行うことが重要である。特に、議員が前面に出ないことが大事であると考えている。議員が前に出過ぎると、本音の話し合いができない。議員は、それぞれの地元の代表者である。また、そうでなければならない。市長を除いて、議員（カウンセラー）はパートタイムであり、それぞれ職業を有している。そのため、議会は、夜に行われることもある。

草案作成の前の段階において、非常に大変な住民合意達成のための、訪問、話し合い、説得、協議、調整などを行ってきている。しかし、そのような手続を尽くさずに作業を進めて、環境裁判所に対して多数の申し立てが寄せられた方が、様々な面でコストがかかる。また、それは、住民とカウンスルとの関係において好ましいとは言えない。

### (3) コンセントの事例、保全の事例

#### ●工場跡地の再開発事例（大規模住宅団地）

[月日] 1998.9.21 (月)

[場所] Kaiapoi, Waimakariri District

[調査者] 広田、磯崎、田中

[説明者] : Robert Cooke (Managing Director of "Courtenay Properties"/Developer)  
Warren Price (Director, same above)

"Courtenay Downs" は、食肉加工工場の跡地に計画された、一戸建て住宅用の宅地開発事業である。開発主体は以前の食肉加工工場の事業者自身である。開発地はWaimakariri第二の市街地であるKaiapoi市街地に隣接し、またCanterbury地方の中心都市であるクライストチャーチ市（人口約30万人）に車で20分という好立地条件にある。すでに一部の区画では分譲が開始され、住宅も建ち始めている。団地内には緑地や散歩道をふんだんに取り入れるとともに、過去に洪水被害を受けた土地でもあるため、大規模な洪水調節池を設置している。

本開発は大規模な土地改変を伴うだけに、土地利用変更、Subdivision、水質、排水等、多くのコンセントが必要となった。開発責任者は、RMAになって必要なコンセントの数が増え、費用と時間が非常にかかるようになったと不満を言っている。

本事例の特徴は、計画段階から、本開発に関心を持つ利害関係者と積極的な協議を重ねることによって、紛争を未然に防止し、きわめてスムーズにコンセントを取得している点である。主な利害関係者としては、自然保護グループ、周辺の土地所有者、コンセントの許認可権者であるRCおよびDCがいる。また、このような協議を通じて、緑地や自然保護地などを増やすなど、計画内容を柔軟に変更している点も特徴である。

#### ●丘陵地帯での景観および自生種保全の事例

[月日] 1998.9.22 (火)

[場所] Waimakariri Council Service Centre (Oxford) および現地

[調査者] 広田、磯崎、田中

[説明者] Nick Ledgard (Forest Research Institute and North Canterbury Farm Forestry Association)

NZの林業は2種類に分類される。第一は、大企業による大規模林業 (cooperate forestry) で、その施業地内に対して、DCは基本的に無関心である。第二は、主に農家が行う小規模林業 (非企業林業 non-cooperate または農家林業 farm forestry と呼ばれる) であり、RMAと深く関わるため、DCは大いに関心を持っている。

林業 (forestry) に関してRMAで問題となるのは次の点である。

(1) 自生植生 (local vegetation), 棲息 [場 所] (habitat), 希少種などの保全

Waimakariri DCでは植物の専門家を起用している。農家と対立を生じやすい問題であり、啓蒙が必要である。

(2) 景観

植林との間に軋轢がある。四角い形の植林は景観的に見て不自然であり、景観を壊すものとして批判される。植林は自然の地形に沿った自然な形で行わなければならない、そうでないとコンセントが取れない。

(3) 水文流出

集水域での植林は、水文流出を減少させるので問題である (全山植林すると流出が30%減るという観測データがある)。ただし、この地域では、農家が大面積の植林を望まないため問題とはなっていない。

#### (4) 外来種の飛散

ラジアタ松の種子が風によって丘陵地帯の草地に飛散・発芽・成長し、草山景観を破壊することが問題である。ニュージーランド人は木が一本もない草山景観を好み、松によって覆われた暗い森林景観を好まない。平地でほとんど問題にならないのは家畜が芽を食べてしまうからである。丘陵地にも家畜はいるが、密度が低いので、松の生育を抑えきれない。丘陵地でも肥培管理をきちんと行い、良い草を作れば、家畜もたくさん集まるので、松の抑制に効果があるが、多くの農家はそういう〔場所〕に肥料をやるだけの経済的余裕がない。

RMAになってコンセント費用がかさむようになった。農家林業家にとって大きな関心事となっている。コンセントが受けられるような（景観を悪化させない）植林方法をアドバイスすることが、自分（Mr.Ledgard）の仕事の一つにもなっている。この点に関連して、農家向けのガイドラインは重要である。これがあれば、コンセントが認められる植林方法を自分で行うことができ、高いコンサルタント料を支払わなくて済むようになる。自分もガイドライン作りに携わっている。

植林について、Waimakariri DCと意見が異なる点があり、Subdivisionを提出している。平地から見える山腹の植林規制に関して、DCはDPで規制をかけようとしているが、既に相当植林が行われている区域でもあるので、新たな規制は不要と考えている。

RMAの理念は良いと思うが、やり方がまずいと思う。国はガイドラインなど何も準備のないまま、計画作りのすべてをRCとDCに任せため、大混乱が起きている。

\*このほかに、丘陵地帯から平野（Canterbury Plain）の眺望も重視されており、眺望を阻害するような植林や建築は規制されている。

#### ●セコイヤメスギ（Redwood）の保全事例

〔月日〕1998.9.22（火）

〔場所〕Browns Rock（現地）in Waimakariri DC（Waimakariri川）の取水口付近）

〔調査者〕広田、磯崎、田中

〔説明者〕：Frank Rapley (Corporate Project Officer)

農業用水路の拡幅に当たって、水路右岸のセコイヤメスギ（Redwood）に悪影響が予想されたため、左岸側を拡幅することに変更した事例である。当初の拡幅予定だった右岸側は平坦だが、左岸側は斜面であるため工事費が高くなるが、樹木の保全が優先された。

このセコイヤメスギは1926年に植林されたもので、現在 Waimakariri DC の所有地（保護地）になっている。コンセントの審議に先立つ1996年には、DCのサービス委員会が現地の調査を行っており、セコイヤメスギ林をフェンスで囲うことと、登記簿に所有権の制限事項を登記することを提案している。

#### ●火山性残丘での自然植生の保全事例

〔月日〕1998.9.22（火）

〔場所〕Waimakariri District（現地）

〔調査者〕広田、磯崎、田中

〔説明者〕：Frank Rapley (Corporate Project Officer),  
Kathy Pereau (Planning Officer)

現地は、平坦なCanterbury平野の中で、そこだけ小山のように盛り上がっている土地で、火山性の残丘と言われている。この辺りではここだけに生育するという貴重な植物が自生しているため、Proposed DPでは保全すべき自生地として位置づけられている。現在は、土地所有者がフェンスを張って、家畜に食べられないように保護している。

なお、この事例は自発的な保全活動の事例であり、コンセントとは関係がない。

●カヌカ（樹木）の保全事例

〔月日〕 1998.9.22（火）

〔場所〕 Waimakariri District（現地）

〔調査者〕 広田、磯崎、田中

〔説明者〕 Frank Rapley (Corporate Project Officer), Kathy Pereau (Planning Officer)

カヌカ（Kanuka）はニュージーランド固有の低木であり、以前はこの地域でも多く自生していたが、開発によって現在では自生地が残り少なくなっている。

この事例は、カヌカ自生地を含む25.55haの土地を、4.0ha（区画1）と21.55ha（区画2）に分筆（Subdivision）し、区画2に花卉栽培のための井戸を設置しようという計画である。計画では現況のカヌカ群落は保全されることになっている。

1998年4月23日にコンセントの申請が出され、6月20日に公告、9月21日にヒアリングが行われている。必要なコンセントは、SubdivisionとLand useの2つであり、申請案件はDiscretionary Activityに該当する。当該地の隣りに植林地を所有するカーター・ホルト・ハーベィ社から意見書が1件提出されている（許可に当たり条件をつけることを求めた意見書）。

この申請は条件付きで許可された。カヌカ群落の保護についての条件は次の通りである。1）区画1と2に関するカヌカ管理計画を作ること、2）区画1と2の所有者は、この管理計画に基づいてカヌカ群落の保護、維持管理および改良を保証すること、および、この許可条件は両区画の登記証明書に記録されるべきこと、3）区画1と2の所有者は、DCと連携して、カヌカ群落の生態系の健全性・多様性・生態学的完全性を記録・監視するための追跡調査計画を準備すること。

●農村小市街地での新規宅地計画事例

〔月日〕 1998.9.22（火）

〔場所〕 Cust in Waimakariri District（現地）

〔調査者〕 広田、磯崎、田中

〔説明者〕 Frank Rapley (Corporate Project Officer)

Waimakariri DCでは、RMAに基づくDPとは別に、市街地発展計画（District Development Strategy）を現在作成中である。DDSは、将来の市街地形成および社会資本サービス供給のあり方を定めた計画であり、1996年を基準として、20年後の2016年を目標年としている。1997年10月には「市街地発展の方向（1996～2016年）」という中間レポートも公表されている。この中で、District内の既成市街地ごとに、2016年における目標人口を示しており、この内容がそのままProposed DPにも記載されている。

Custは農村部にある人口220人（1996）の小市街地であるが、上記中間レポートでは、2016年の目標人口を1,000人とし、そのために新たに30haの新規宅地を確保することとされている。新規宅地予定地は既存市街地の南側に隣接する草地である。

●ライフスタイル型の大規模宅地開発事例

〔月日〕 1998.9.23（水）

〔場所〕 "San Dona Olive", in Waimakariri District

〔調査者〕 広田、田中

〔説明者〕 Craig Thompson (Surveyor of "Connel Wagner"),

Gregory Dewe (Planner of "Connel Wagner"),  
Ian Rowland (Horticulture manager of "Ohoka Olive")

"San Dona Olive"は、大手デベロッパー"Ohoka Downs"が開発したオリーブ園付き分譲宅地である。本地区は "Ohoka Downs" が Waimakariri District 内で手がけた宅地開発の第3期分に当たる。総面積が 66.7ha、分譲区画数が37、1区画平均1.6haである。必要な Consent は、Subdivision consent, Land use consent (飲料用井戸の設置)、Discharge permits (下水の排水) および Water permits (かんがい用) の4つである。1997年10月に申請が出され、第3期地区ということもあって、スムーズに許可が下りている。

本地区の特徴としては、第一に、オリーブ園付き宅地であること、第二に、デベロッパーの負担で団地内に下水処理・再利用施設を設置したこと、第三に、景観やアメニティに配慮した高水準の住宅団地開発であることが挙げられる。

農村部での Subdivision に当たっては、分筆した区画での農業経営の採算性が Consent の要件になっている。実質はライフスタイル型の宅地分譲であり、購入するのは都市通勤者であっても、その土地で農業経営が行われることが前提(建前)となっているのである。しかし、入居した都市通勤者が実際に集約的な農業を営むことは、一般にはほとんど不可能であり、住宅の敷地として利用する土地以外は草地になっている場合が多い。

本事業では、デベロッパーがオリーブの日常管理まで請け負い、所有者は管理費を差し引いた収益を受け取るだけというシステムを導入した点に特徴がある。オリーブが選ばれたのは、将来の収益性と管理の手軽さによる。とくに、農薬散布をあまり必要としない点が、住環境を守る上でのメリットだという。

本地区に設置された下水処理・再利用施設は、各戸の下水を団地内の処理施設に集め、処理した水をオリーブの灌漑用に再利用するというもので、デベロッパー自身が導入したシステムである。本地区の以前に手がけた地区で最初に導入するときには、その性能が未知数だったこともあって、Discharge permits の審査が厳しかったとのことである。

RMAになって、Consent取得のために必要な手間とコストが非常に増えたという。具体的には、環境への影響がないことを説明すること、および影響を緩和するための手当に多くの労力を要するようになった。

#### ●畜産農家と宅地開発との対立事例

[月日] 1998.9.24 (木)

[場所] Kaiapoi (現地) in Waimakariri District

[調査者] 広田、磯崎、田中

[説明者] Shona Brown (Planner and Farmer) & her husband (Farmer)

都市化が進むWaimakaririでは、宅地開発と既存の農業経営との軋轢が大きな問題となっている。とくに、臭い問題がある養豚は、新規転入者との対立を引き起こしやすい。

本事例は、幹線道路沿いの46.2haの農地を分筆して、ライフスタイル型宅地、約40区画を生み出そうとした宅地開発の事例である。対象地は、RMA以前の都市農村計画法の下での Transitional plan において Rural 2 にゾーニングされていたため、土地を取得していたデベロッパーは、これを宅地開発が可能な Rural-Residential 1 に計画変更(Plan change)すべく、1992年にDCに申請を出した。この申請を翌1993年に公表したところ、隣接する農地で養豚を営んでいた複数の農家から反対意見書(Subdivision)が出された。これを受けて、DCの判定委員会が開かれ、1997年に、計画変更却下の決定が下された。これを不服とする申請者は、ただちに環境裁判所にアピールしたが、1998年8月の決定はやはり却下となっている。

論点は、宅地開発による養豚経営への影響であった。農家側の主張は、宅地を購入して入居してくる住民の苦情によって、養豚経営が続けられなくという点にあった。デベロッパー側は緩衝帯によって臭いは緩和

できるとしたが、認められなかった。その背景には、これまでも養豚に伴う臭いをめぐって、新住民と養豚農家との軋轢が度々起きていたという事実がある。

養豚以外でも、農薬散布や農業機械の騒音などをめぐって、農家と新住民との対立があるという。説明者であるブランウンさんのご主人（専業農家）は、「ここ数年のうちに、農村部で宅地が非常に増えた」、「農地として条件の良い土地にも住宅がどんどん入り込んでいるが、これはRMAが掲げる sustainable use と矛盾しているのではないか」、「大きな区画は何にでも使えるが、区画を細分化すると使い道が狭められるので、将来のことを考えると、なるべく細分化（分筆）しないほうが良い」と述べていた。

#### ●ライフスタイル型宅地開発の事例

〔月日〕1998.9.24（木）

〔場所〕Mandeville and Ohoka in Waimakariri District（現地）

〔調査者〕広田、磯崎、田中

〔説明者〕Mary Sparrow (Researcher) & her husband

\*様々なタイプのライフスタイル型宅地を車で見学して回った。小規模なものでは1ha未満、大規模なものでは4ha程度の区画もあるという。住宅と庭の以外は、草地となっている場合が多い。羊を放し飼いにしているところも見かける。

\*表の道路からは見えないところに、ずいぶん多くの住宅があることに驚いた。数十戸の団地もあれば、点在しているものもある。また、既存市街地（集落）に隣接しているものもあれば、そうでないものもある。ただし、農地に介在している住宅の場合でも、敷地が広く、周囲が草地であるため、日本のような醜いスプロールという印象はあまり受けない。

#### ●カーター・ホルト・ハーベイ・MDF工場

〔月日〕1998.9.24（木）

〔場所〕Sefton（現地）in Waimakariri District

〔調査者〕広田、磯崎、田中

〔説明者〕Noel Stewart (Manager)

本工場は、世界的木材企業であるカーター・ホルト・ハーベイが経営する木質強化ボード（MDF）の生産工場である。製品は住宅の建材や家具などに広く使われ、日本にも輸出されている。

本事例は、工場の生産ラインの拡張に伴って、供給電力の増強のために送電線の増設および排水処理池の拡張が必要となり、それに対して、周辺の土地所有者等から反対意見書（submission）が出された例である。

送電線については、景観への影響がとくに問題とされた。その一部に河川敷を通過する区間があり、そこはよくレクリエーションで利用される〔場所〕であったため、景観への特別な配慮が必要とされたようである。どのような配慮がされたのか詳細は不明であるが、増設は申請通り認められている。

排水処理池については、処理水の水質とともに、周囲の土地への臭いが問題となる。意見書の提出者は、周囲の土地所有者（農家）と環境保護運動家（個人）であったが、会社側が個別に説明を行うなどして（これはインフォーマルな手続きである）、最終的にはコンセントが得られている。

会社側の担当者によれば、RMAになって、環境への重大な影響がないことを証明しなければならなくなり、以前よりも手間と費用がかかるようになったという。

なお、反対意見提出者によって対応を変えているという点も興味深かった。本件に関係した農家は、主張も妥当であり、地域での信用のある人物でもあったので、丁寧に対応したのに対し、環境保護運動家（個人）の方は、どこへでも顔を出して反対を唱える人物だったので、農家に比べると対応も簡単に済ませたという。

## (4) リージョナルカウンスル

### ●カンタベリ・リージョナルカウンスル

[月日] 1997年12月2日

[場所] クライストチャーチのCanterbury Regional Council庁舎

[調査者] 磯崎、広田、柿沢、田中、土屋

[説明者] John D Talbot(Group Manager, Resource Management), Laurie McCallum(Natural resources Planning Manager)

#### ・ 地方行政改革

Regionは、1989年の地方行政改革で新しくできた組織で、多くの組織がその中に統合されたが、二人とも、改革前は、Catchment Board に所属し、もっぱら水関係をやっていたとのことである。今のRegionの区域のなかに3~4のCatchment Board があり、水・土壌保全などが任務だった。当時は様々な専門のBoard が並存しており、地域単位は900に及んだものが、改革で86に減った。

#### ・ RMAの特徴

Integrated (統合) がRMAのキーワード。労働党政権への交代がRMAの制定を促した。規制から市場経済中心へ考え方が転換し、それぞれの分野で何が必要な規制かを限定して実行することになった。個人的には、規制中心のTown and Country Planning Actの時代に戻した方が良いと思っている。色々な不満が住民に多い。法律そのものではなく、実行の仕方の問題がある。

Consent Processが重要である。Resource Consent の過程は、場合によっては時間がかかる (notified processになると) が、ふつうは20 working days以内に決定を出さなくてはならないので、非常に早く進むようになった。以前は、例えば、煙害が問題になったら、公害を出さない機械を使えと指導していたが、今は、システムについては考慮せず、煙の影響について考えることになった。

#### ・ 現在の進行状況

Canterbury Region として初めてのplan はもうすぐできる(来年)。他の分野のplan は6~7年かかってまだ計画策定中。全国で2000件がEnvironmental Court (全国に7つある) にかかっている。全国で一斉に策定したので、問題も一斉に出てきた。Judge はLawyerよりもnegotiation の専門家が多く、和解を中心に作業を進めている。このRegional Statement を作る時も、アピールが9つ出たが、みなmitigation で解決した。

#### ・ RMAの問題点

水についてはRegionに責任があるので、District の管轄(土地利用等)にも踏み込まざるを得ない。本来、計画策定は一つの組織で行うべきだと思う。Region とDistrict の間で紛争があり(ここでも?)、裁判に持ち込まれた係争もある。現在は独立した組織なので、District とRegionの間にはどうしても摩擦が起きる。しかし、例えばKaikora (人口3000人だけのDistrict。スタッフを維持しきれない)などの小さい自治体については、Region がかなり協力している(よく洪水を起こす川があり、Region はそこについてとても小さい自治体では実施できない費用のかかる調査を行っていたので、色々アドバイスした。)。一方、Christchurch 市は、職員が2000人もおり(Canterbury Region 300人)、全部自分でやろうとするので問題が生じることがある。

草地管理のための植生の焼き払いについては、論争が起きており、話し合いはたいへんである。自然保護団体のRoyal Forest & Bird やDOC (保全局) が反対に回っている。農民は草地の維持のためには焼き払いが必要という立場であり、RMAになってからの私有財産への規制論議にはかなり神経質になっている。

#### ・ Landcare Group

農民たちによるLandcare Group の結成が注目される。なるべく法的な解決方法は避け、自分たちで解決

策を作ることを目指している。活動グループの中には、中央政府から補助を受けているものもある。Region も、ボランティアでやってもらえるのはありがたいので、サポートしている。Landcare には様々なタイプのグループがある。Landcareの全国的な支援組織であるLandcare Trust は、農業省、環境省、Federated Farmers、Maruia Society などから資金を受けている。特に、FFに近い。教育、行政と農民との連携事業などをやっている。

RegionにはLandcare 関連のスタッフが2~3人いる。Plan が策定されて実行過程に入れば、(仕事が少なくなり) Region の主要な仕事はこうした活動の支援の部分になると考えている。

#### ・合意形成について

大きな意見としては、Federated Farmers とRoyal Forest & Bird が対極としてある。強いので、他とのバランスに苦労する。全部の意見を代表しているわけではないので、地方に行って色々な人と会合を開いて直接聞くように努めている。

たくさんのミーティングをして、何が問題で、何を計画するのかを話し合うことが大事である。教育やpersuasion も重要。とても高い経費がRMAの実行にはかかる。ふつうの事業と違って、仕事の内容が目に見えないので、高い費用に理解が得られにくい。それで、学校での教育を重視している。しっかり教育をしておけば、将来仕事がやりやすくなる。また、親を説得してくれるかも知れない。

若い世代の農民層は、前の世代と比べてbusiness-oriented で、大学卒が多くなった。地方政治やこちらのプロセスに進んでinvolve されるようになってきた。以前よりは、状況は良くなっている。前は、よくわかっている我々が、こうしろと農民に言っていた。それで、役所を農民は恐れていた。

#### ●ランドケアの活動

[月日] 1997年12月5日

[場所] クライストチャーチのCanterbury Regional Council庁舎

[調査者] 木平、磯崎、広田、柿沢、田中、土屋

[説明者] Rob Gerard, Land Management

Landcare Group としては、害獣の駆除(オポッサム、ラビット)を目的としたものが一番多い。District あるいはコミュニティーのレベルで、特定の問題について、それを解決するための集会をやり、たくさんの人と話し合いをして、Landcare Group がどういうものかをよく説明して、committee を作ってもらい、そのfacilitatorとして(職員は)活動する。Royal Forest & Bird やDOCとも協力して、Landcare Trust の支援も受けて、データを共同で作る。Landcare Group は、土地所有者の集まりとして組織されることが多い。それが大きくなって、コミュニティー・ベースでやられることもある。

農民は、sustainable management をとても意識している。それなのにうまくいかないのは、RMAのプロセスに問題がある。農民はとても恐れているか、または非協力的かである。もしも、Landcare Group をうまく使ってやれば、彼らも受け入れるはず。彼らは、上から強制されることをとても嫌うので自主性を重んじることが重要である。

Landcare Trust の出資は、Federated Farmers、FFのWomen's Division、Maruia Society、マオリのグループ(?)、環境省等である。トラストの活動は、情報交換が中心で、各グループは独自に活動している。Rural Futures Trust もやっていることはほぼ同じで、違う組織だが、同じ傘の下の組織である。対極にこもってしまうと紛争になってしまうので、Regional Council やLandcare Trust の主な役割は、情報がどこにあるのかをグループに教えること。普及活動や情報提供を無料でやるのがRCの役割で、特に補助金等はない。

21~22のLandcare Group がある(カンタベリーで?)。農家では旦那は忙しいので、奥さんになるべく参加してもらうようにしている。"Landcare Action Guide" もFFの婦人部の作成。今、2~3のグループを組織中。全国的に見ると、Landcare のカンタベリーでの活動は平均的だと思う。

技術的なextention は農業省でやっている。彼ももとは、農業省のextention officer だった。

### 3. ギズボーン地区 (Gisborne District)

#### ●ギズボーン・ディストリクトカウンシル

〔月日〕 1998年9月28日

〔場所〕 Gisborne District Council 庁舎

〔調査者〕 木平、広田、柿澤、土屋

〔説明者〕 Andy Armstrong (Manager, Environmet & Planning), David Mountfort (District Planner), Ian Petty (Consents Administrator)

キャッチメントボード・ユナイテッドカウンシル・ギズボーンその他三つのディストリクトをあわせてつくられた。ここが他の地域から隔離され、人口も少ないために2段階設立は困難であったためUAになった。機構については、計画スタッフは相互乗りいれ。多分野専門家によるチームを活用。

RPSのもとにコンバインドディストリクトプラン・エアクオリティープラン・ディスチャージプランの三つを作成中でこの他にCPも策定する。このように数多くの計画をつくらなければならないので仕事はきつい。

UAはディストリクトとリージョンのコンセント申請が統合されているためとりやすい。できるだけ相互乗りいれでUAとしての利点を生かす。コンバインドDPも申請者にとってメリットがあり、水土地の保全にとってもよい。マールポロウでは統一した計画にしようとしているらしい。

保全部局、農民に対してRMAに対して教育的説得的にインボルブさせる。92%がヒルカントリー、侵食の問題が多い。主としてコンセントに関して農民とコミュニケーション。1対1のサービス。但し財政上の制約からインセンティブの付与などはできない。プロアクティブを心がけており、広報紙なども発行。このUAにいる農民は400-500。侵食防止のためのポール植林は50年代から政府支援で始まったが去年ストップ。品種改良を進め年10万本を植えた年もあった。自前の苗畑も持っている。

環境団体は農業に規制を導入したいが政治的には困難。植林については基本的には草地よりよいとして支持。

UAとしてもできるだけ植林の障壁をなくし、現在総土地面積の15%を占めるまでになっている。植林は一般に会社による農地取得によって行われる。農民は土地全部を売り払って転出するケースが多い。マオリとのJVもある。

東海岸森林プロジェクトについては現在中央政府内でレビューを受けていて廃止の公算大。このプロジェクトは侵食防止が目的。土地所有者は誰でも取得できる。

洪水管理に関連して。建築許可申請に関わってDCが持っているすべての土地情報を提供する。これに関してGISを使って情報を簡単に取得できるサービスを行っている。

さて、UAについては規制とサービスの双方の機能を果たすという点で、規制機能が十分果たせないという批判が行なわれてきた。これに対応するためここでは16人のカウンシルを、半分づつ規制とサービス提供にわけて、内部での役割分担を明確化している。この両者は議論しながら一緒に走っていく方法をとる。これとは別にいくつかの委員会に分かれている。

#### ●ギズボーン地域のGISデータ整備状況

〔月日〕 1998年9月28日

〔場所〕 ギズボーン地域統合庁舎

〔調査者〕 木平

〔説明者〕 ロス・ラッセル (Ross Russell他) 環境保護専門官

現在、ギズボーン地域でGISにより開発された地図レイヤーは次のとおりである。これらのレイヤーはオ

ルソフトと重ねることができる。植生、マオリ考古学的遺跡、地形、土地区画、河川、土壌型、道路、保護林および保護林予定地

データ検索の機能として地質、所有者、土地属性などによる照会が可能である。地図は自由縮尺で必要部分を切り取り印刷できる。入力データの多くは全国レベルで整備されたデータおよび各省庁のものを使用している。

1996年にアークビュー・システムを導入した。GIS地図の整備とその活用のレベルは高いと言える。参考地図として水系図、道路網、マオリ遺跡所在地、天然保護林、保護林予定地、およびオルソフトと土地台帳地図の重ね合わせを以下に示す。

#### ●地元環境保護グループのリーダー

[月日] 1998/9/28 (月)

[場所] Gisborne District Council 庁舎

[調査者] 木平、広田、柿澤、土屋

[説明者] Ron Russell

74年にギスボーンに来る。それまではロトルアで林業会社などをクライアントに弁護士。ここで判事の仕事をし、退職後、ギスボーンアースセンター（登録名はギスボーンエンバイロメンタルINC）の代表。DOCのコンサーベーションボードのメンバーでもある。

UAの問題は規制とサービス両者を同一機関がやることからくる。たとえばここでは廃棄物処理場が一杯になり新たなコンセントが必要とされているにもかかわらず無視。RCならこれをストップさせるだろう。環境部局とサービス部局はあるが同じボスのもとにある。下水排水にも同様な問題。処理施設を作らずたれながしのまま。

財政が貧弱なので固定資産税のレートが高く、上昇してきている。だからコスト低下が至上課題になり環境への配慮が少ない。

上記以外に重要と考える問題：河畔地区、原植生、野生生物生息地。

#### ●環境保護運動家+マオリ活動家

[月日] 1998/9/28 (月)

[場所] Gordon Jackman氏宅

[調査者] 木平、広田、柿澤、土屋

[説明者] Barney Tupara (Maori), Gordon Jackman (Green Peace)

#### <マオリ活動家聞き取り>

地域人口の45%がマオリであるが、DCとマオリのパートナーシップ（マオリは、RMAにおける利害関係者グループのひとつではない。利害関係者の意見を集約したDCとマオリがパートナーシップを組むのだ）はよくない。だからIWIが直接一般住民と関係を作っている。コンセントでもそれぞれの申請者はマオリの問題にたいへん気を使っている。共通の関心を持っている。

ゴードンが専門家として援助、イウィにも専門家がいる。彼は三つのイウィのために働いている。問題の根本は差別である。

#### <ゴードン>

地元農民出身。環境保護、グリーンピースの森林キャンペーンに関わる。人類学者としてコンサルタントも行なっている。

排水の問題にも関わる。これについては独立した調停者を選出して新しい問題解決の方法を探っている。肉加工場では事前ヒアリングで多様な主体による合意形成を図った。

U Aの問題は計画と事業を同一の主体が行っている。スタッフもよくない。財政状況がよくないのでよいスタッフがこない。彼はグリーンピースで森林に関わっていたのでよりよい経験を持っている。

参加についてはRMAで大きく改善された。

林業について：そもそも森林破壊が問題であった。だから草地よりは植林のほうが良い。しかし植林のありかたには問題を感じる。グリーンピースは森林協定にはサインしていない。

#### ●港灣コンサルタント

[月日] 1998/9/28 (月)

[場所] Port of Gisborne事務所

[調査者] 木平、広田、柿澤、土屋

[説明者] Gordon Webb(Barrister, Solicitor), Bevan Turnpenny (Consultant)

ここでもU Aの問題について上記と同じ指摘。解決方法は外部から独立した調停者を雇用することだろう。聞き取りに応じてくれたのは二人。1人は地理学修士のコンサルタントで、流域ボード勤務の後DCの計画スタッフ、その後独立。もう一人は弁護士、コンセント申請の補助。

港灣会社は経済活動にのみ従事。農地も持っているが主たる収入は使用料。木材輸出が主体。

開発に伴うしゅんせつコンセント。独立したファシリテータによる事前ヒアリング。ヒアリングは問題が一つなら1回だが、複数あるなら複数やる場合が多い。また1回でかたづかない場合は続けてやる。いくつかのコンセントがある場合、申請は別々の文書だが、ヒアリングは一つ。しゅんせつの場合14のコンセントが必要となったが、これは1回のヒアリングでまとめて議論する。

5-6の意見書がでてきた。DOCはモニタリングの方法について意見書を提出した。

継続的なしゅんせつについては35年間を許可期間として申請しているが、この期間についてはDCの裁量。途中で影響が大きければコンセントを変更することもできるし、少なければモニタリングの負担を減らすこともできる。

代替案についてはつくれば良いと規定されているだけで、どのような案を作ってどれを選択するかはまかされている。環境アセスメントの内容規定がしっかりしていない。近隣住民にパンフレットを配るなど容易にコンセントが得られるようにコンサルテーションにはかなり気を使っている。

CPとDPについて意見書を出さず支援もしている。彼らの論点は港灣は沿岸と土地両方に関わるのでこの部分について統合計画とするということを主張、しかし受け入れられていない。

彼らは港灣の計画自体にも関与している。

RMAでコンサルテーションは多くなったが、かつての複雑なシステムよりは良い。基準もまとまっているので良い。国全体としての基準があればこれに適合すれば地方の基準をクリアできるようにすれば良いがそうする気はないようである。全国規模の団体は各地域ごとの異なった計画に意見書をださなければならず大きな負担。

#### ●食肉加工業者

[月日] 1998/9/29 (火)

[場所] Progressive Gisborne Ltd. (Meat Processing)事務所

[調査者] 広田、柿澤、土屋

[説明者] Roger Driver (General Manager)

食肉加工業の工場を、市街地近郊の園芸地帯に新設するに当たってのRMAに関する様々な取り組みの事例。基幹道路に近く、また海にも近いことから現在の場所への立地が計画された。羊、山羊、幼牛等の生体を集荷し、ここで屠殺して、食肉に加工する。汚水、臭い、騒音(いずれもリジョナル・カウンシルの管轄)などが問題だが、この場合Unitary Authorityなので、開発の手続きは早く進むようになったとのこ

とである。DCが、開発にはRMAで様々なプロセスが必要なことを業者に伝え、早くから利害関係者にコンサルテーションをしたほうが良いことをアドバイスした。業者は、RMAのプロセスが始まるより以前から周辺住民（農民）、Royal Forest & Bird, Earth Society, Green Peace, Iwi（マオリ）などと接触し、また集会を開き、意見を聞いて開発計画を修正してきた。例えば、道路の開設に関する反対があったが、道路のカーブを曲がりにくくして、大きな林業用トラックなどが進入してこないようにした。開発後も、Watch dog group を組織し、時に応じて集まりを開き、モニタリングをしてもらっている。

ディストリクト・カウンシルは、開発に対してかなり懇切丁寧な指導をしているが、これは、指導をしないと、利害関係者に十分なコンサルテーションをせずに開発をしようとする業者が出てき、結局開発に失敗して地域も損害を被るからとのことである。決して、開発側に立っているわけではなく、市民参加をうまく行わせるためにやっているという説明もあった。

#### ●UAでの最後のまとめ

[月日] 1998年9月28日

[場所] Gisborne District Council 庁舎

[調査者] 木平、広田、柿澤、土屋

[説明者] Andy Armstrong (Manager, Environmet & Planning), David Mountfort (District Planner), Ian Petty (Consents Administrator)

・RPS (Regional Policy Statement) : 91年開始、92年ドラフト、94年提案、95年まで意見書、そのアピール。係争中。

アピールは大規模林業会社から持続性についてでたが、これは解決。RB&Fは原生植性について提出、これも解決。マルイアが草地管理に関する規制、これは環境裁判所で係争中。

・RCP (Regional Coastal Plan) : RPSとほぼ同時に開始、コンサルテーションを集約的にやったため97年7月に提案、今年8月からヒアリングが開始。

・CDP (Combined District Plan) : 94年に開始。96年ドラフト、97年11月提案、98年7月からヒアリング開始。

・排出 : 93年から技術的な問題の検討を少しずつ開始（廃棄物から）、97年1月提案、大気 : 93年から開始、96年10月提案、しかし法律改正の影響で両者ともに見直しの最中。

計画手法であるが、DPに関しては一般的なワークショップ、電話やアンケートによる調査→問題とそれによって影響を被るグループを特定。マオリとは特別にコンタクト。

スタッフは専門分野を決めて対応。地理的な広がりに関しては、市街地以外ほとんど人がいないので問題にならない。

集会は地方では昼間。雇用者が少なくマオリ長老も退職者が多いため。

ディスカッションペーパーも特にCDPでは頻繁に出している。

RPSでマルイアが異議申したてをしている問題はDPでも同様な意見が出されている。DCではRPSをとり下げてもらってDPで詳細な議論をしたい。

RPSでは外部コンサルを使い半分くらいを書かせた。DPは自分たちで策定。コンセントではファシリテーターを使って非公式に解決を図る場合が多い。排水問題では外部のFTを使って問題解決を図る。弁護士や専門の調停家を使う。

コンセント審査に関しては、DC自身が申請する場合と技術的に特殊な問題を扱うとき独立委員会を設置する。独立委員会はカウンシルが委員を指名し、この委員が審査し決定する。委員は法律家や専門家。問題の規模によって人数は異なるがふつう3-4人。DCは上告できるが第3者はできない。委員任命に異議は認められない。

DC独自で農地を取得し工業用地に提供している。

カウンスルは16人の全体会、同じ構成で政策委員会、8人8人で計画と事業委員会に別れる。それぞれにスタッフがつく。しかし両者は密接に議論しながら進める。

このほかにコミュニティーサービスと財政委員会がありこれは相互乗り入れ。

## 4. NGO、その他団体、大学

### (1) 環境保護団体、マオリグループ

#### ●最大規模の環境保護団体 (Royal Forest & Bird)

〔日時〕 1997年12月8日

〔場所〕 Royal Forest & Bird Protection Society 本部 (ウェリントン) 会議室

〔説明者〕 Kevin Smith (Conservation Director)

〔調査者〕 柿澤、田中、土屋

#### 1) 組織の概況

会員は4万人。70年間、自生種の植物、動物の保護に取り組んできた。この10年ほど、海生動物についてもかなり集中的に取り組んでいる。全国で56の支部 (Branch) を持つ全国的規模の団体である。従って、いろいろな地域の問題に対応しなければならない。Green Peace などとはその点が大きく異なる。予算はほとんどが会費によっている。支部は教育とローカルレベルでのロビーイングが主な仕事である。教育に関連しては、ハイキング等の主催や子どものクラブづくりなどの活動も行っている。

年2回中央でCouncil Meeting が開かれ、活動方針 (Policy) が決められる。それ以外の個々の方針は、支部に任されている。(中央の) 方針をつくる際は、民主的なプロセスを踏むことに意が注がれ、consultive policy development として4~6回は(支部への) コンサルティング (意見聴取) を行ってから方針案が作られる。

・スタッフは、conservation staff が8人、administrative staff が5人で、前者については本部に4人、支部に4人 (ダニーデン、クライストチャーチ、オークランド、?) が配置されている。

多党化の中で、政治的ロビーイングがたいへんになった。今の内閣は環境問題には敵対的であり、政府全体として環境を重要課題として取り上げてもらうのは難しい。DOC大臣とは時々会っており、環境省、林業省、農業省、漁業省などとは、数カ月に1回幹部とミーティングを開いて話し合っている。

#### 2) 他の自然保護団体との比較

WWFは会員5千人だが、会社から寄付を受けて調査をしているだけである。グリーン・ピースは、エネルギー、地球環境など限られた分野について集中的にキャンペーンを展開している。中央集権的で地方では活動していない。会員2~3万人。マルイア・ソサイエティ (Maruia Society) は一時大きくなったが現在は地方支部は皆つぶれている。RMAにはあまり関係していない。前代表のガイ・サーモンは会社と関係して問題になったが、もう代表ではない。F & Bが唯一全国組織を持ち活動をしている。

特にマオリの問題に関しては、地方に根があるのはF & Bだけなので、F & Bでないと対応できない。

#### 3) RMAについて

##### (1) F & BのRMAへの対応

RMAに関しては、ヒアリングなどへの対応で、開発側と格差が出てしまう。人、金が足りず、とても対応できない。サブミッションを出すことは地方の住民にとっては能力的にたいへんなことであり、F & Bがサブミッションを出さなくてはならないが、F & Bもそれほどの専門性は持ち得ない。市場重視政策の中でgood science, neutral science が消滅してしまい、金を払わないとデータが得られなくなってしまった。

現在、環境裁判所に全国で24件の訴訟を出している。ほとんどは、予算がないので和解 (agreement) で対応している。ある水源地域の保全問題では、電力会社が資金を拠出し、レクリエーション関連のグループ、環境保護団体などが参加してワーキング・グループをつくり、WGの要望に基づいた調査を行っている。こういう協議による方向は歓迎する。

## (2) RMAの評価

RMAの導入は、全体としてはうまくいっていると思う。問題点としては、コストを考えていないこと、地方政府の過重負担がある。地方政府は財産権を主張する勢力との論争で対応がたいへんである。

中央政府が国としての方針を作っていればよいが、何もないので、地方がたいへんになる。National Standard はそうした内容になっていない。RMAの責任官庁である環境省は、地方に対しては何も貢献していない。ウェリントンにただ座っているだけでは、何もできない。本当にやる気があるのか疑問だ。

DOC（環境保全省）は地方で批判を受けている。しかし、オークランドのように環境に関心を持つ住民がたくさんいる所はよいが、地方にはそういう人はあまりおらず、DOCが非常に重要な役割を担っている。しかし、近年予算が減少し、データの収集が困難になっている。

## 4) 林業、漁業会社との関係

人工林については、1980年代に木材産業と自然保護団体でNew Zealand Forest Accord を策定し調印している。ワーキンググループを作っているいろいろな問題について話し合い、いろいろな取り扱いの仕方についてagreementを作った。木材産業にとっても自然保護団体にとっても良かった。大規模な林業会社は責任を持ってやっているが、むしろ問題なのは小さい会社で、キウィの生息地の破壊など問題を起こしている。

漁業の場合は、まったく状況が異なり、漁業会社が強大で非協力的であり、対抗するのがたいへんである。

## ●世界自然保護基金ニュージーランド委員会

[月日] 1998.9.28

[場所] WWF-NZ; World Wide Fund for Nature -New Zealand事務所

[調査者] 田中

[説明者] Simon Towle (Director of Conservation Programmes)

WWF（世界自然保護基金）は、1961年に設立された国際的な民間自然保護団体で、WWFインターナショナルを中心に、世界に各国委員会と提携団体がある。その一つであるWWF-NZは、現在約19,000人の会員を擁している。本部はウエリントン植物園内のビジターセンター内にあり、スタッフは総勢10名である。また、それとは別にオークランド及びクライストチャーチに各1名の常駐スタッフがいる。

主な活動内容は、生物多様性や種の保全のための、調査研究、活動、基金づくりなどである。活動内容は、国際的に統一された活動、南太平洋地域を中心とした活動、国内に特化した活動の3種類に分けられる。

現在は、国内外の希少種保護などのキャンペーン活動や、南太平洋地域を中心に十数種類の自然保全・回復プロジェクトを行っている。当該年度は、寅年にちなんで国際的にトラの保護キャンペーンを行っているため、それに参加する一方で、関連した国内向けキャンペーンを行っていた。具体的には、国内の自生種を保全するための基金づくりであった。会員宛に募金の呼びかけを行うダイレクトメールを送り基金を募っていた。

このような活動は、資源管理法と重なる部分が多いが、集めた基金を自生種の保全に使う際の行動で、特に資源管理法を意識することはないとのことである。WWFでは、団体として資源管理法下の個別の計画や資源利用承認に関わることはほとんどないとのことである。

中央政府の政策レベルで、方針に異議がある場合には、積極的にキャンペーンを行っているが、資源管理法と自生種の保全計画との間に一線を画すスタンスがWWFには見受けられた。

●地元環境保護グループのリーダー

[月日] 1998/9/28 (月)

[場所] Gisborne District Council 庁舎

[調査者] 木平、広田、柿澤、土屋

[説明者] Ron Russell

74年にギスボーンに来る。それまではロトルアで林業会社などをクライアントに弁護士。ここで判事の仕事をし、退職後、ギスボーンアースセンター（登録名はギスボーンエンバイロメンタルINC）の代表。DOCのコンサーベーションボードのメンバーでもある。

UAの問題は規制とサービス両者を同一機関がやることからくる。たとえばここでは廃棄物処理場が一杯になり新たなコンセントが必要とされているにもかかわらず無視。RCならこれをストップさせるだろう。環境部局とサービス部局はあるが同じボスのもとにある。下水排水にも同様な問題。処理施設を作らずたれながしのまま。

財政が貧弱なので固定資産税のレートが高く、上昇してきている。だからコスト低下が至上課題になり環境への配慮が少ない。

上記以外に重要と考える問題：河畔地区、原植生、野生生物生息地。

●環境保護運動家+マオリ活動家

[月日] 1998/9/28 (月)

[場所] Gordon Jackman氏宅

[調査者] 木平、広田、柿澤、土屋

[説明者] Barney Tupara (Maori), Gordon Jackman (Green Peace)

<マオリ活動家聞き取り>

地域人口の45%がマオリであるがDCとマオリのパートナーシップ（利害関係者ではない）はよくない。だからIWIが直接一般住民と関係を作っている。コンセントでもそれぞれの申請者はマオリの問題にたいへん気を使っている。共通の関心を持っている。

ゴードンが専門家として援助、イウィにも専門家がいる。彼は三つのイウィのために働いている。問題の根本は差別である。

<ゴードン>

地元農民出身。環境保護、グリーンピースの森林キャンペーンに関わる。人類学者としてコンサルタントも行っている。

排水の問題にも関わる。これについては独立した調停者を選出して新しい問題解決の方法を探っている。肉加工場では事前ヒアリングで多様な主体による合意形成を図った。

UAの問題は計画と事業を同一の主体が行っている。スタッフもよくない。財政状況がよくないのでよいスタッフがこない。彼はグリーンピースで森林に関わっていたのでよりよい経験を持っている。

参加についてはRMAで大きく改善された。

林業について：そもそも森林破壊が問題であった。だから草地よりは植林のほうが良い。しかし植林のありかたには問題を感じる。グリーンピースは森林協定にはサインしていない。

## (2) その他の団体

### ●農民連合 (Federated Farmers) 本部

[月日] 1997年12月8日

[場所] Federated Farmers本部

[調査者] 木平、広田、磯崎

[説明者]

#### 1. 連合会について

設立は、初期のものは約60年前。その後、いくつかが組織変更しながら現在の形態になってきた。組織面、機構面は、以前は全国に24の支部があり、それを中心に機能してきていたが、近年、中央統轄タイプに変更した。現在も、その24の支部は維持している。しかし、人事面、活動面では、支部の独自性はない。必要に応じ、人事や活動は、中央本部が決定する。連合会の常勤の職員数は、約80名である。

主な活動は、中央政府に対する主張、要請、説得など。地方政府については、必要と思うが、具体的な活動は組織的には行っていない。特に、RMAの下地域計画と地区計画の策定には関与すべきと考えているが、余力がない。メンバー構成は、全国の専業農民の約50~60%が加入している。1997年レベルで、約18,000人である。農家戸数では、35,000~40,000戸である。養羊が主。

農民連合会のほかには、横断的な組織は存在していない。ただし、果樹、鹿、木材などの個別業種ごとの組織はある。それらと連携はしているが、組織としては、別である。

年間予算は、具体的数値は、後で資料で示す。

#### 2. RMAについて

RMAについては、特に、地域計画などが、農民にとって好ましいもの、農民に敵対的でないものにするように努力している。勉強会などは行っているが、スタッフ向けであり、メンバーである農民向けには特に行っていない。RMA、それ自体については、必要な制度であると考えている。RMAの計画策定手続きは評価している。しかし、計画草案の策定の前段階に住民参加が必要であろうと考えている。不服申し立てや反対意見が多数提起されているのは、計画草案の策定段階で農民の参加が十分でなかったところである。

都市農村計画法は、農業、特に、羊農場の維持を前提としていた。RMAは、農業にも、環境や資源と調和したやり方を求めている。ただし、それ自体は、農民連合も必要と思う。さらに、騒音や景観のような価値評価も含まれている。そのことも、都市近郊の農家に影響を与えている。その意味でも、行政や都市住民の考えだけでなく、農民の考えを十分反映していなければならない。

地域計画は広域的な観点が中心である。他方で、自然生態系の観点からの農地や農業に対する規制が含まれる。また、地区計画は、土地利用規制との関係で、行ってはならない活動をリストアップすることとなる。そのために、関係者との間で紛糾することが多い。

今までのところ、好ましい例としては、タラナキが挙げられる。好ましくない例としては、ファーノースが挙げられる。ここは、非常に制限的であり、事前の協議は行われなかった。南東のバンクス・ペニンシラも同様である。概して、大都市のコンサルタントに依存している自治体に好ましくない例が多い。コンサルタント会社は、それほど多くないので、共通している。

## ●タラナキ地域農民連合

[月日] 1998年9月23日

[場所] Federated Farmers, Taranaki Province Farming House, 5 Young Street, New Plymouth

[調査者] 柿沢、土屋

[説明者] Reg G. Trowern Provincial Chief Executive, Land Liaison Officer

### ○タラナキのFFの概要

タラナキには1550世帯の農家がある(全国8万戸)。そのうちの50%の農民の代表がFF。Taranaki Provinceには30支部があり、Provinceの役員としてPresident, Vice President, Chairman(部門別)、Treasurer。スタッフとしては、各支部にSecretary、Province本部にはResearch Officer(酪農部門)とReg氏(policy work担当。全国レベルの仕事もやっている)がいる。FFのモットーは、何でも土地に関係したことは関係することだ(Anything affects lands, we are involved.)

### ○TRCについて(よいところ)

タラナキは最も先進的。TRC(Taranaki Regional Council)はfarmer friendlyなので、一緒にやるのに何も問題を感じない。他ではそうは行かない。他ではいろいろ問題が起こっている。ワイカトはもっと規制的、カンタベリーは水が一番の問題になっている。TRCとは相互関係がとてうまく行っている。Districtとは論争や紛争がある。プランナーや政治家(カウンシラー)に問題がある。政治家にはロビー活動をするが、それでもだめならば、最後は環境裁判所に行かざるを得ないだろう(まだここでは提訴したことはないが)。TRCがfarmer friendlyな理由としては、1)地域内の90%がrural areaであり、産業も農業が支配的なので、職員は農民と頻りに接触しており、農民が何を考えているかがわかっていること、2)カOUNシルのGeneral Managerが非常に親しみやすい人で、話がしやすい。パーソナリティの問題なのだが、他のリジョンではこうは行かない。TRCが20のモデル農家にいろいろアドバイスをしているのは良い。

### ○RFBとの対抗

FFは、Royal Forest & Bird, Fish and Game Council、都市住民からは大きな反発を受けている。RFBなどは、農村部について自分の意見を通そうとしているが、Native Bushを本当に保護したいのならば、自分で来て、土地を買って保護すればよい。native bushを守るのは、自分(農民)がnative bushが好きだからであって、もし保護するとカOUNシルが来て強制したら抵抗する。強制しなくても、すでに社会が保護の必要性を理解できるようになっており、native bushが破壊されるようなことは起こりえない。RFBの地域の人とはよく話をしており、わかっているが、本部の人の意見は地域のRFBとはかなり違うことがあるので、彼等とも議論をする必要がある。DOCの人とはよく話をしている。

### ○RMAでの問題点

議論になるのは、1)河川、2)景観保護地域、3)原生林、人工林、4)私有地内のアクセス(道路)の取り扱いについて。農業を続けることが大事。特にタラナキでは。インタプリテーションの仕方に問題がある。FFには、関心度のプライオリティとして1番に山間部、2番にranges、3番に河口と言った順番があり、それぞれについて判断基準を設けて議論しているが、カOUNシルの側にはそうした考えがない。農地での車での移動の規制、農地に柵を立てることの規制、スカイテレビジョンのアンテナの規制など、おかしな、また行き過ぎた規制が多すぎる。

計画のおかしなところについては、支部から話を聞いて何が問題なのかをまず調査してから、サブミッションを私が書く。その後、たとえばカOUNシルに支部の代表と私が話をしに行く。その際、なるべく農民自ら(この場合は支部代表)が意見を述べるべきだと考えている。知識だけでは何もできない。農業経験、practical experienceが大事。こうしたことがわかっているかはプランナーの問題。

### ○リジョンの計画策定過程

タラナキのSoil Planに関しては、"Protecting the Future of Taranaki Soils"が出ており、それに対するサブミッション(非公式の)が募集され、"Submissions"がすでに発行されている。今はそのサブミッションに対するヒアリングの段階。ヒアリングは5人のFF, MAF, DOC, 3つのDC, RFBで構成されたグループ("Protecting ....."の作成もこのグループ?)が担当する。これは画期的で、普通は(公式

の過程では) カウンシラーが聞く。こうした形は、公式の過程でも続けられるのではないか。

#### ○その他

ランドケアがタラナキでは必要。農業がどんどん大規模化し、環境にも大きな影響を与える危険性が生じてきた。モニタリングが必要になってきた。

Land Access Code とは、1997年5月に締結されたFFとPetroleum Explotation Association of NZ Inc. 間の私有農地へのアクセスに関する協定で、開発者はどこでも開発ができるが、compensation が必要とした。それまで、財産権の侵害として非常に大きな紛争が両者で起きていた。この協定は全国の農民に有効。

### ●ランドケア・トラスト

[月日] 1998.9.25 (金)

[場所] ドン・ロス氏自宅

[調査者] 広田、磯崎, 田中

[説明者] Don Ross (National Co-ordinator), Helen Ricketts (Regional Co-ordinator)

#### 1. 沿革

1980年代後半、丘陵地帯で雑草と害獣・害虫が大問題となり、社会問題化した。その駆除を目的にいくつかの農民グループもできた。ロス氏は、国等の委託を受けて Land Management Program を作成し、南島でラビット対策を手がけた。これが、後のランドケアにつながる。

1991年にRMAが成立し、その頃からランドケアの考え方を徐々に固めていった。1993年には、オーストラリアのランドケアを視察し、大きな刺激を受けた。ただし、NZでは補助金が期待できないので、独自の普及方法を考えなければならなかった。この時期に、ワイトモとホークス・ベイの2つのRCがランドケアに関心を持ってコンタクトしてきた。

1996年、環境省がランドケア・トラストを設立し、活動資金を助成するようになったのを受けて、ロス氏が National Coordinator 就任した。

#### 2. 活動内容

ランドケアは、RMAの目的である sustainable management を促進する住民・土地所有者の自主的活動の総体を指す。活動内容は多彩であり、それが特徴でもある。比較的多いのは、害獣の駆除、タサックの保護、土壌の保全・改良、水質の保全・改良などを目的とした活動だが、政策や計画の策定過程への参画などの活動も行っている (Selwin DC や Banks Peninsula DC での参画例あり)。参加者は、農業者、研究者、環境保護活動家、一般市民など、多様である。

資金は、各グループごとに調達し、国からの補助金はない。RCやDCからの委託が比較的多い。ランドケア・トラストは、調査研究に限って委託費を出している。

#### 3. Landcare Trust

役割はランドケア活動の立ち上げとその継続を支援することである。資金を出している環境省を含め、どの機関・組織からも中立を保っている。

現在、スタッフは5人で、ロス氏が National Coordinator を務め、このほかに4人の Regional Coordinator がいる (常勤が2、パートタイムが2)。ロス氏はもともと農学出身の研究者であり、今の仕事に就く前は、農水省の委託などを受けて害獣・害虫・雑草の駆除の研究を行っていた。リケットさんはリンカーン大学の資源管理学科の卒業生である。

資金は環境省から出ている。トラストの理事として、Federated Farmers, Federate Mountain Clubs, Federation of Maori Authorities, Fish & Game New Zealand, Mauria Society, Royal Forest & Bird Protection Society, Womens Division Federated Farmersなど、利害を異にする関係諸団体が参加している。年間予算は40万ドル、うち15万ドルが研究者への調査委託費で、慢性的に資金不足・人手不足という。

## ●ランドケアの活動

[月日] 1997年12月5日

[場所] クライストチャーチのCanterbury Regional Council庁舎

[調査者] 木平、磯崎、広田、柿沢、田中、土屋

[説明者] Rob Gerard, Land Management

Landcare Group としては、害獣の駆除（オポッサム、ラビット）を目的としたものが一番多い。District あるいはコミュニティーのレベルで、特定の問題について、それを解決するための集会をやり、たくさんの人と話し合いをして、Landcare Group がどういうものかをよく説明して、committee を作ってもらい、そのfacilitatorとして（職員は）活動する。Royal Forest & Bird やDOCとも協力して、Landcare Trust の支援も受けて、データを共同で作る。Landcare Group は、土地所有者の集まりとして組織されることが多い。それが大きくなって、コミュニティ・ベースでやられることもある。

農民は、sustainable management をとても意識している。それなのにうまくいかないのは、RMAのプロセスに問題がある。農民はとても恐れているか、または非協力的かである。もしも、Landcare Group をうまく使ってやれば、彼らも受け入れるはず。彼らは、上から強制されることをとても嫌うので自主性を重んじることが重要である。

Landcare Trust の出資は、Federated Farmers、FFのWomen's Division、Maruia Society、マオリのグループ（？）、環境省等である。トラストの活動は、情報交換が中心で、各グループは独自に活動している。Rural Futures Trust もやっていることはほぼ同じで、違う組織だが、同じ傘の下の組織である。対極にこもってしまうと紛争になってしまうので、Regional Council やLandcare Trust の主な役割は、情報がどこにあるのかをグループに教えること。普及活動や情報提供を無料でやるのがRCの役割で、特に補助金等はない。

21~22のLandcare Group がある（カンタベリーで？）。農家では旦那は忙しいので、奥さんになるべく参加してもらおうようにしている。"Landcare Action Guide" もFFの婦人部の作成。今、2~3のグループを組織中。全国的に見ると、Landcare のカンタベリーでの活動は平均的だと思う。

技術的なextention は農業省でやっている。彼ももとは、農業省のextention officer だった。

## ●NZ森林経営者協会

[月日] 1997年12月8日

[場所] New Zealand Forest Owners Association, Wellington

[調査者] 木平、磯崎、広田、柿沢、田中、土屋

[説明者] Rob McLagan (Chief Executive)

この協会は1930年に設立され、現在110の林業会社が加入している。NZの国土の51%が農地であり、天然林は24%、人工林が6%を占めている。今、NZ林業には海外企業が参入し、新しい技術を取り入れている。従来の土地計画法では農地内での植林は禁止されていたが、RMAでは禁止されていない。RMAは土地利用について中立であるといえる。その中で、林業経営は、(1)持続的な経営、(2)環境配慮、(3)技術革新、(4)マオリ伝統と文化の尊重、(5)地域住民参加を促進して、環境と林業経営の両立をはかりながら、土地をいかに有効利用するかを考えている。

1991年にNZ林業施業基準が作られ、これは環境配慮を具体化したものである。現在のところ、林業経営についてNGOは反対していない。RMAでは、施業結果が環境に与える結果の良否で判断されるが、このことは時間と費用とがかかる点が心配されている。

SNA (Significant nature Area) について、要求されるデータが重複したり、住民参加でも遠くの都市住民も入れるので、その価値について合意がうまくいかない面がある。人工林経営は市場原理の導入であるので、コンサルタントや技術講習を通じて効率的な運用が必要である。林業経営にはマオリ問題も含まれて

いる。

現在の人工林経営の方法について、植林や収穫について、原則的には問題はないが、農家林業の中には、規模が小さいことや技術が伴っていないため、問題が生じている。例えば、急斜面やアグロフォレストリ地での林道開設やブルドーザーによる地表のかく乱は溪流を破壊する。

農家林業協会には5000人が加入しているが、技術向上の普及活動、作業請負団体登録など必要である。労働者のアルコールやドラッグ問題の解決も必要である。皆伐について、景観やアメニティーの配慮も必要であり、運材用の大型トラックの走行についても運転手の訓練が必要であり、そのための指導基準と教育が求められている。1992年のリオ会議での生物の多様性の考え方は、人工林経営のモノカルチャーに影響を与えている。伐採規模を小さくしたり、保存帯・保護樹林の設定、鳥獣保護などの配慮が必要になっている。

### ●マオリグループ(Ngati Rahiri ハブ)

[月日] 1998年9月24日

[場所] Ouae Marae (集会所), North Street, Waitara

[調査者] 木平、柿沢、土屋

[説明者] ハブのメンバー。Keith R. Holswich (Surveyor, ハブの一員)。

### ○ハブの概要

ハブのメンバーは約2000人。1ヶ月に1回Hapu Meetingがあり、毎回20~30人が集まっている。1週間に1回はWorking Party (Boardのようなもの)が開かれる。ただし、決定はHapu Meeting。その他に、Hapu Trustees と呼ばれる12人ほどの長老会議のようなものもある。

サステナビリティが最も重要。マオリにとっては、聖的な場所の保護が重要。マオリの土地と文化を守ることがRMAにとっても大事。マオリは、Great Conservationistである。開発者が外部から来てコンフリクトが起きる。

### ○紛争の事例

たとえば、石油会社が石油採掘を計画していたが、permitが必要なので、District Councilが相談に来た。マオリは計画地が聖的な場所に非常に近いので反対し、別の場所を提案したが、会社が今度は拒否した。石油会社とこのハブのマオリが参加してヒアリングが開催されたが、カウンセラーが会社側に立ったため会社側の主張が認められてしまった。マオリ側が提訴し、今度の月曜日にEnvironmental Courtが開かれる(出張で)。こちら側の主張は、このような決定では文化の持続性が保てなくなるということだ。万が一敗訴の場合は、さらに高等裁判所(Court of Appeal)への控訴も考えているが、コストが非常に高いのが問題である。

また別の石油施設ができたとき、排水を海に直接流していたため問題になった。海岸はマオリの漁場であり、聖的な場所でもあり、判事はcultural pollutionとして扱った。最終的にはリーダーが首相に直接話して解決した。

### ○カイカアキ・タンガ

「カイカアキ・タンガ」とは、ガーディアンの意味で、誰の所有であっても、その土地については気をつける義務がある。ハブの土地にはたくさんの神やその他のspiritual valuesが宿っている。われわれにとって土地は生きている。マオリは全体としてはみな同じ価値観を持っているが、それぞれのハブはそれぞれの生活場所によって海岸とか原生林とか特に注目しているところに違いがある。コンフリクトはそうしたことの無理解から生じるのであり、まずムラエに来て話しをすることが大事である。ムラエに来て話し合いをせず、メッセージを郵送したり、「これをすることに決まってしまった」と勝手に通告してくるのは、マオリの流儀に反する。マオリグループとの集会をリジョンは積極的に行っているのに対して、District Councilは全然話しに来ない。例えば川について、Regional Councilがコーディネートして何ヶ月もグループ間で話し合いをしたが、そういうことをディストリクトは何もしない。

### ○聖地の地図化

今、Regional Council と各Iwi（ハプの上位グループ）が協力して聖的な土地のIdentified Mapを作っている。ここのハプは聖的な場所をきちんと示して開発から守るべきだという意見だったが、なかにはあまり聖的な場所を人に知られたくないという意見もあった。Silent Fileにして、どういう聖的なところかは外部には伏しておき、開発業者が開発提案に来たときに、ただ「そこはダメ」と明示できるようにしてある。53サイトをすでに選んでいる。聖的な土地の価値はそこに何かがあるだけで損なわれてしまうので、しっかり土地を特定することが重要である。

### ○RMAの問題

RMAができてから大きな問題は、先述の石油会社の計画だけであり、環境は以前よりも守られるようになってきている。ただ問題なのは、小さいグループではたくさんの書類が来ても読んでおられず、サブミッションを出せないことがある。このハプにはRMAに詳しいHolswich氏がいるからいいが、普通のグループではちゃんと専門的な知識を持って判断するのは非常に難しい。政府は、そうした外部との対応を考える組織をマオリの社会に作るべきという考えを持っているが、今のところできていない。

### (3) 大学

●リンカーン大学の環境管理研究者

[月日] 1997.12.5

[場所] Lincoln Univ.資源管理学科

[調査者] 広田、田中

[説明者] Prof. Ken Hughey

#### 1. ウサギの食害の問題

ウサギによる農作物の食害が山間地帯の一大問題になっている。農家にとってウサギは害獣である。しかし、自然保護サイドにとってはウサギは保護の対象となるため、農家サイドとは利害が相反する。また、ウサギは植林した樹木をも食べてしまうので、この点でも植林する農家の頭痛の種である。ただし、草地に勝手に生える樹木を食べてくれることは、農家にとって都合がよい。このことは、外来樹木の拡散を問題視する自然保護サイドにとっても利益がある。その点で両者は同じ立場に立つ。さらに、家畜に病気を持ち込むことも大きな問題となっている。

ウサギの駆除の方法には、1) 銃で撃つ、2) 毒薬(1080という種類の薬)を使う、3) 生物学的手法(RCD=Rabbit Calcei Virus)を用いる、という3つがある。RCDは95-98%の致死率を誇る。

#### 2. 鹿とポッサムの問題

もともと食用として導入された鹿が野生化し、増えすぎて問題を起こしている。

一番の問題は、牛や鹿(飼育)に病気(Bovine Tuberculosis)を移すことである。また、樹木を食べてしまうことも問題であり、自然保護サイドからも害獣と見られている。この点で、農業者と自然保護派は共通の利害に立つ。

同じく、もともと毛皮用として導入されたポッサム Possums も野生化して数が増えすぎ、家畜への病気の伝染源、および樹木の食害の原因として問題になっている。この点でも、農業者と自然保護派は同じ立場にある。

ところが、両者ともレクリエーションとしての狩猟の格好の獲物であるため、ハンターおよび観光業者はその駆除に反対の立場に立つ。外国人の中ではドイツと韓国の旅行者に同好者が多い。狩猟の方法には、Trophy hunting と Helicopter hunting がある。

#### 3. 三つのディストリクト・プランの比較

・政治的安定性、地域の成長性、考え方、スタッフ、資源、農家との関係のいずれの点でも、Waimakariri が最高で、Banks Peninsulaは劣る。

	Waimakariri	Mackenzie	Banks Peninsula
政治状況:	安定	安定	不安定/分裂
都市化:	都市化	純農村	やや都市化
考え方:	前向き	保守的	分裂
スタッフ:	優秀	平均的	劣る
資源:	優良	平均的	劣る(特に予算)
農家との関係	非常に良好	?	良くない

#### 4. 自然保護地区 Protected Natural Areas の種類 (※編者注: Forest Parkが抜けていることに注意)

国内には、多くの異なる法律に基づいた他種類の自然保護地区がある。主なものは次のとおりである。

- ・ National Parks Act -- National Park
- ・ Reserves Act 1968 -- National Reserve
- Nature Reserve
- Scenic Reserve

-- Recreational Reserve

-- Local Purpose

※以上は、古い法律に基づくもので現状とそぐわない面がある

- ・ Conservation Act -- Conservation Parks; Conservation Areas
- ・ Wildlife Act -- Wildlife Reserves  
-- Wildlife Sanctuaries
- ・ Marine Reserves Act -- Marine Reserves
- ・ Marine Mammals Protection Act -- Marine Mammal Sanctuaries
- ・ Fisheries Act -- ※とくに言及なし

## 5. DOCの管理する保護区

全部で1500カ所ある。その内訳は次の通り。

- ・ 国立公園 National parks : 2カ所
- ・ 保護地区 Conservation : 2カ所
- ・ 国立保護地域 National reserve : 1カ所
- ・ その他 : 1495カ所
  - ・ marine mammals
  - ・ fresh water - fish
  - ・ native plants & birds
  - ・ fire control
  - ・ ski fields
  - ・ historic places

## 6. 農家との摩擦 friction の要因とその対策

RMAの実施に伴って各地で農家との摩擦が生じている。摩擦の要因とそれへの対策を整理すると次の通りである。

- ・ 自然林の伐採 -- Forest Heritage Fund (買い取り)
  - 'Covenant' : 農家とDOCまたはクイーンズランド2世 National Trustとの合意
  - \* RMAによる周知・啓蒙
    - Notified under sections 6 or 7 as a nationally significant 'habitat' prevents farmers from logging
    - Native Forests Amendment Act 1993: 持続的林業管理プランの導入
- ・ その他, 自然植生の破壊行為
  - Land Acquisition Fund (買い取り)
  - 'Covenant': 同上 (合意)
  - \* RMAによる所有権の制限
  - \* ただし, 多くの農家はすでに自前で保護を行っている
- 営農
- 野焼き
- 外来種の導入
- ・ 農業への無理解 -- 農業への理解の促進 (とくに環境保護団体)

## 7. プランナーとコンサルタントの重要性

District Plan や Regional Plan の策定過程において, プランナーとコンサルタントの役割は非常に大きい。プランナーやコンサルタントの良し悪しによって, 計画策定のスムーズさや実行段階 (コンセント) のトラブルはざいぶん違うと思う。Waimakariri はどちらも優秀だった。その反対が Banks Peninsula である。

小さなDistrictなどでは, 都市のコンサルタント (プランナー) まかせのところも少なくない。そのようなところでは, 現状の把握が不足し, 地元 (特に農業者) の理解が得られないような計画を立てがちにな

る。オークランドのコンサルタントの話はよく聞く（景観重視の計画を立てて農業者の反発を買うなど）  
大学でのプランナーの養成方法も重要である。実地体験を積ませる必要があると思う。たとえば、就職し  
てから、1ヶ月の農業（漁業）体験実習（農家に泊まり込み）をさせるなどが考えられるのではないか。

●リンカーン大学の環境政治学者

[月日] 1997年12月5日

[場所] クライストチャーチ近郊のLincoln University

[調査者] 磯崎、柿沢、土屋

[説明者] Ton Buhrs講師 Department of Resource Management, Lincoln University

・RMAの問題点

RMAの実行は、人的、財政的にたいへんである（RMAの実行に財政的援助はない）。しかし、Town & Country Planning Actの経験はあるはずだ。RMAをどう実行するかは政治的な問題であり、RMAを政治がどう評価するかにかかっている。個々の問題について、この活動は影響を与えないから良いとするか（RMA）、ゾーニングをして、ここではその活動はダメという形にするか（TOPA）である。

クライストチャーチの近くのSelwyn Districtでは、コンサルタントにDistrict Planを書かせたらゾーニングによるトラディショナルな計画を作ってしまった。あまり、住民の意見を聞かなかったので、たくさんのサブミッションが来てしまった。結局、計画をもう一回書くことになってしまっている。

RMAには罰則がない。何か逸脱行為があったときは、環境省は、サブミッションを出すか、環境裁判所に訴えるかしかない。環境省はガイドラインも作っていない。RMAが何を指すかについて、環境省がインタープリテーションをしていないのが問題。法律を改正する気もない。環境省は実行能力がない。南島には、クライストチャーチにしか事務所がなく、しかもそこにも5~6名しかいない。ダニーデンは閉鎖されてしまった。カウンシルがもっとイニシアティブをとってやるべきだ。

累積効果（cumulation effect）についての認識がないことも大きな問題である。それぞれの行為が広い範囲の環境にどう影響を与えるかを本来知らなければならないのだが、カウンシルには、何も考えがない。何がサステナブルなのか非常に曖昧である。それぞれのproposalは、他のproposalがどうなっているのかがわからないと本来申請できないはずだ。GISやコンピュータデータベースなどによる情報提供があれば良いのだが、そういう力がカウンシルにはない。いま、学生が累積効果の現状について調べているが、ecological, social, economical等の側面から色々な調査が必要である。

Resource Consentにおけるnotification（公示）に対する対応が自治体によって大きく異なっていることも問題である。あるカウンシルでは、公示するかしないかを1人の職員が決めている。／チームを作って判断しているところもある。／方針を作って本にし、住民に広く公開しているところもある。／proposalすべてまたは関心のあるものについて（？）住民に公開する仕組みを作ったところもある（Waimakariri）。問題がないとしてno notification（非公示）にする判断の方が問題である。非公示では何も問題がないことになってしまう。すべてのproposalがアセスされるべきかは問題だが、実行段階でほとんどのproposalがアセスされずに許可されてしまうのは問題だ。

・ニュージーランド人の傾向

農民は頑固で個人主義的で、誰も自分の土地には入れまいと思っている。農民にもカウンシルにも問題がある。Sustainable Agricultureの概念がまだNZにはちゃんとできていない（少し前に、農業省がガイドを出したが）。環境よりも、雇用、生活、福祉の方が上というのが一般の考え方である。生産性、経済性の方が優先されてしまう。価値観や認識が変わっていかないとダメである。普通のことになってしまったので、サステナブルについてはあまり話されなくなってしまった。NZ人は改革に疲れている。安定を求めている。もっと、ファンダメンタルな議論が必要だろう。

・ Unitary Authority (統合自治体)

ネルソンとマールボローについて、District Council が一緒になって、一つのUnitary Council を作ることを政府が要請したが、別々に作ることになり、それぞれのRegional Council が廃止されて、Unitary が作られた。私は、RMAにとってRegional Council が重要だということをレポートにした。一方、District が全部やった方がやり易いという意見もある。Unitaryについては、いろいろな議論がある。Unitaryでは、同じCouncilで、水 (Regionの管轄) とSewage (下水 ; Districtの管轄) を一緒にやることになった。そうすると、Council 内で特にコストがかかるような要求を本当に出せるのかは疑問だ。

## 5. 地方自治体

### (1) ディストリクト (地区)

#### ●バンクス・ペニンストラ・ディストリクトカウンシル

[月日] 1997.12.2

[場所] Banks Peninsula District Council庁舎

[調査者] 土屋・磯崎・柿澤・広田・田中

[説明者] John Cook (Planning Officer)

バンクス・ペニンストラ・ディストリクトは、南島の中央東海岸部にある風光明媚な場所である。地域の人口は約8000人である。この地域は、1800年代中頃、西欧人が入植するまでは一大森林地帯であったが、入植後わずか10年間でその90%が開墾されて放牧地へと変化した。英連邦のシステムが変化して放牧業が斜陽化した結果、5%程度であった自然植生が10%をこえるまでに回復したものの、現在もこの地域には起伏の多い丘陵地帯一面に放牧地が広がっている。

クライストチャーチから、車で1時間程度の距離にあるため、この地は近郊リゾート地（景観・トレッキング・MTBなど）として、また通勤のための郊外住宅地としての位置づけがますます大きくなっている。

カウンシルのスタッフは全部で35名程度で、資源管理法担当者はそのうち2名である。この地区では、地域住民の意見を事前に調査することもなしに計画をオークランドのコンサルタント業者に発注した。その内容を巡って大きな紛糾を生じたことで有名な地域である。

紛糾が起きる要素となった最大の点は、視景観を中心に行ったゾーニング規制である。バンクス・ペニンストラでは、デジタル標高モデルを用いてコンピュータで計算し、景観的に重要だと判断された地域を選定した。その結果、主要な尾根筋や海岸線など、景観上重要な地域を回避ゾーン(avoidance zone)として、植林などの行為を制限する方針をうち立てた。更に重要な場所は厳重規制区域(strict control)とされる。先に述べたとおり、このゾーニングは地域住民の意見をほとんど反映させたものではなかったため、所有地の自由を主張する農民らを中心に大きな反発を受けた。

つまり計画がリゾート利用など都市的要素を中心に考えてつくられた反面、従来からの生業である農林業の側面に配慮が足りなかったために紛糾が大きくなったと言える。その点ではこの地域の特徴であるとも言える。

実際、この地域では観光については利益団体となり得るほどの大きな業者はないそうである。利益団体として主要なものは、1)農民団体（農民連合・農家林家協会など）、環境保護団体（ロイヤル・フォレスト・アンド・バードなど）、2)マオリ族である。これらの団体をはじめとする地域住民の声に計画の策定段階でもっと耳を傾けるべきであったと考えられる。もちろんリゾート地としての要素も地域にとって需要であることには変わりないので、その点をふまえた計画が立てられたはずである。

景観保護区の面積が大きすぎるとの批判から、バンクスペニンストラでは1994年に真剣な公聴会を開き、その内容をいったん元に戻した。その後円卓会議を行い、新プランをつくった。1997年1月に出したプランに対し、約7000件のサブミッションが提出された。その内の多くは重複内容であり、案件別にまとめると約1100の内容に分類できた。それらの内容について検討を行い最終プランを策定する予定である。

#### ●マッケンジー・ディストリクト・カウンシル

[月日] 1997.12.3

[場所] McKenzie DC庁舎

[調査者] 土屋・磯崎・柿澤・木平・広田・田中

[説明者] John McKenzie (Manager, Planning and Regulation)

マッケンジー・ディストリクトは南島の中央部に位置する。人口約4000人で、ダム建設及び水力発電などの産業で大きくなったトゥウィゼル(Twizel)という町が最大である。国立公園がディストリクトの北西部に大面積あり、豊かな山岳景観や2つの大きな氷河湖が見られる。それを目当てに、毎年10万人以上の観光客が訪れている。また、ディストリクトの中央部には牧草地が広がり、粗放な放牧業が営まれている。この地域も元来は自生林に覆われていたはずであるが、ヨーロッパ人の入植以前に既に先住民のマオリ族らによって開墾がなされていた。その時期はおよそ500年前と推定されている。

マッケンジーの地区計画のプロセスは、当時第2回目のサブミッションの段階に入っていた。これは第1回目のサブミッションで示された論点に対してのみ、修正または賛成のサブミッションを受け付けている。

地区計画は、主としてクライストチャーチのコンサルタントに依頼し、週1回のペースで打ち合わせを行った。カウンシルの資源管理法の担当者はわずか1人であり、その1人も他の業務との兼務であるため、実質的に割いている人数は0.5人程度である。

計画にあたっては、計画により大きく規制を受けると判断された農民について、科学的知見を十分に提供しながら計画策定に関わってもらうよう促している。また、カウンセラーには公正中立な立場を守ってもらうように配慮している。さらに、独立したプレヒアリング委員会を設置し、この委員会の議論をもとに問題に対する結論を出すことにした。

この地域で、最大の争点となったものは植林に伴う景観破壊の問題である。つまり国立公園の山並みを見渡すための眺望を確保するために、主要道路の周辺における放牧地への植林を大幅に規制した。地元の農民は、放牧業を巡る経済状況が悪化してくる中で、経済的効果が期待できる人工林への転換を規制されることに極度に反発した。同時に植生景観の変化を懸念して灌漑施設の導入に対する規制も行われたことも反発に輪をかけた。

更に、広大な牧草地に点在して残っている自生草本であるタサック(tussock)のの保全のために更に植林は規制されることになり、この点でも物議を醸していた。

これら景観や植生の保護については地元の中でも賛成反対が入り乱れているため合意形成の成り行きが注目された。

## ●マッケンジー・ディストリクト

[月日] 1997/12/3 (水)

[場所] Mackenzie District Council庁舎

[調査者] 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

[説明者] John McKenzie (Manager, Planning & Regulation)

### 1) 地域の概要

人口4000人、Twizelが最大の町、ダム建設によって大きくなった町。(このダム建設はRMAの前に計画されたものでかなり物議をかもしたい) 町の面積のかなりの部分は国立公園としてDOCによって管理されている。元々植生が少ない地域、粗放な放牧が主体の土地利用

### 2) RMA-ディストリクトプランのプロセス

現在2回目のサブミッションに入っている。これは第1回目のサブミッションで示された論点にのみ関わって行われる。計画策定に関わってはクライストチャーチのコンサルタントに依頼、週1回のペースで打ち合わせを行ってきた。

農民は必ずしも科学的知識が十分ではないので、情報提供を行いながら進めてきた。

また、カウンセラーは公正な立場を保って計画作成に関わる。このため、独立したpre hearing committeeを設置し、ここでの議論をもとに個別の問題に関する結論を出すことにしている。

### 3) 計画過程で生じた課題

最大の論争点は林業と景観問題。第1に主要道路からの展望を阻害するような植林の規制、第2にtussock原野に植林することによる植生破壊の規制を計画に盛り込んだことで大きな対立が生じた。

この対立は主として農民及び農業・林業省と自然保護団体、DOCの間で生じた。農民として農業をめぐる状況が悪化しているなかで、developmentの最大の関心は植林。（このほかにも灌漑など）規制の強化に対して農民は強い反発を持っている。

これに対して、景観の変化や、native plantの破壊に対して強い懸念を環境保護側は示している。これについては大都市に限らず、地元にも支持者がいる。

観光業者はもともとRMAには反対の立場を取っていたが、最近では景観保全の重要性に気づき始めている。

このほか計画に関わってはテカポ湖周辺の軍演習場の利用についての意見が多かった。

#### 4) 他の官庁との関係

Regional Councilとの間の軋轢はここではあまり感じていない。Regionでも景観保全に関わる提案を行っており、その実行をDistrictに期待しているが、農民が主体のこの地域ではあまり適用性がないと考えている。

DOC管理地内の管理にはDistrictは関与していないが、subdivisionに関しては権限が及ぶ。例えばこれからホテルなどの私有化が進み所有権移転などの問題が出てくればこれはdistrictの管轄。DOCは自然環境に関する情報を提供する。

#### 5) 組織

このディストリクトのスタッフは20人と小規模である。計画担当は0.5人。すなわちインタビューに応じてくれたJohnが他の仕事と掛け持ちでやっている。だから計画策定はかなり困難でコンサルタントにかなり頼らざるを得ない。

自治体の計画担当職員になるには主として二つの方法がある。一つは内部で訓練を積んで昇格していくもの、もう一つは計画に関する学位を取ってはいっていくものである。

職員の移動は結構多い。各政府を渡り歩く。5年から2年のコントラクトで働いている。

### ●ニュープリモス DC

[月日] 1997/12/10 (水)

[場所] New Plymouth District Council庁舎

[調査者] 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

[説明者] Frank Versteeg : Planning & Environmental Service manager、Ron Kratz : District Planner

#### 1) ディストリクトの概要と組織

面積2324平方キロ、人口7万人である。主要産業は農業・畜産業のほか、石油開発—現在でも開発を進めている。ただし建設段階では4000人近い労働者がきていたが完成後急減。

ディストリクトのカウンセラーは16人、市長がいる。市長はカウンシルの議長を務め、対外的に代表する。議決は市長を含めたカウンセラーが行い、カウンセラーが任命したgeneral manager (GM) がその実行の任にあたる。GMが職員の採用を行う。職員は350人で、このうち計画・環境部門は40人、計画・環境部門はEnvironment & Health、Building Consent (12人)、Planning (14人)、Administration (3-4人)の4部門からなる。

Districtの財政についてみると、支出において計画・環境部門の比率は5%にすぎない、かなりの部分は住民サービスへの支出が占めている。収入のうち土地関係の税収が43%を占め、Districtがもつ株式からの収入が10%程度を占める

#### 2) ディストリクトプランの作成過程・課題

1993年から作成をはじめ、95年に最初の議論のためのレポートを出した。草案は98年2月発行予定、6月に第1回のサブミッションを終わらせ、その要約、ヒアリングを行い、99-2000年には最終案にたどりつ

きたい。計画作成過程の特徴はpre hearingを多用したことである。これは50-60人規模で集め、これを小さなグループに分けて重要な計画上のテーマをあげさせ、この結果を大きなグループにフィードバックし、ここで絞り込んでいく。さらにこの結果をブックレットにまとめていった。さらにこの議論をもとにフォーカスグループの議論（最低15人くらいで）を行っていった。

重要なテーマとしては海岸線・景観・山地があげられ、計画に取り込んだ。

以上をあわせて全人口の1%程度と直接的なコンタクトを行った。年に4回ほどニュースレターを出している。これに住民への質問票を組み込むこともある。モニタリングについては120通ほど返送されてきた。

計画上の問題点としては景観問題が大きい。これに関してはFederated Farmersとの会合を持ち、ルールではなく教育を基本に行うこととしている。また歴史的建築物の保存には特別な基金を使ったり、Native Bushの保護に税金のインセンティブを働かせようとしている。

### 3) Noticeについて

NotifyとNon-notifyの区分についてはここでは明確なガイドラインをもっていない。周辺住民に影響がある場合には、開発者に周辺住民に説明して合意を得る努力をさせる。これにコミュニティーがサインしないとnotifyになる。周辺住民が好まないと思っても実質的な悪影響がないと判断されるものについてはnon-notifyにする。例えば石油ガス開発でnotifyしてコンセントが終了したのと同様な事業について大規模開発であったにも関わらずnon-notifyで行ったなど。

決定過程はスタッフが議論する中で決めていき、専門知識が必要な場合は専門家の手を借りる。コンセントのプロセスをめぐっては商売敵からのイチャモンが多い。

non-notifyについてはアピールの道が開かれていない。裁判にかかっているケースがあるが今のところカウンシルのほうが勝っている。

### 4) その他

・ self-certificationについては将来的には考慮することを考えているが当面は導入する予定はない。  
Nelsonでは導入することを検討中のようだ。

## ●ワイタケレ・シティ・カウンシル

[月日] 1997.12.12

[場所] Waitakere City Council庁舎

[調査者] 土屋・磯崎・柿澤・木平・広田・田中

[説明者] Dorothy Wilson (副市長)、Ann Magee (振興開発課長)、Jenny MacDonald (Team Leader, Environmental Policy Strategy and Development)

ワイタケレ市では、1)市の概要を簡単に聞いた後、Jenny氏から、2)「持続可能なワイタケレ市」政策及びディストリクト計画について説明を受け、その後Dorothy氏から、3)政治サイドの観点から話をうかがった。最後に、4)資源管理法の進展状況をうかがった。

市の組織は、市長(1人)を頂点に16人のカウンシラーにより議会が形成されている。行政スタッフは総勢約500人おり、そのうち資源管理法のスタッフは9~10名程度である。また、資源利用承認のための要員も20名程度いる。また、市は4つの区(ward)に分かれている。

ワイタケレ市は、北島オークランド郊外にある都市で、人口155,000人でオークランド・リージョンの人口の約14%を占める。1991年から1996年の間に13%の人口増を記録していることから分かる通り、急激な都市化が進んでいる。都市化は主に市の東部に集中しており、西部の海岸線地帯には比較的自生種の林が残っている。

市では市街地の汚水問題や交通渋滞などの環境問題が顕在化している。また、人口増は、土地利用、野生動物、大気などにも影響を及ぼしている。そのため、「持続可能なワイタケレ市」という政策を掲げ、ディストリクト計画もそれに沿った内容となっている。

計画の目的は自然的(natural)資源、物的(physical)資源の持続可能な管理の推進である。そのために、必要な職能を持った人の雇用、情報の整備、マオリへの配慮、コミュニティの参加、政治機関による所有の保証が必要であった。必要な職能としては、計画者及び資源管理者、生態学者や植物学者、コミュニケーション技術者などが挙げられる。必要な情報は、植生、動物相、水系、土地の形状や景観、生態的連携、市街地の境界線、自然・文化遺産、騒音などが挙げられた。マオリについては昔から居住していたマオリ(Tangata Wheuna)と外から来たマオリ(Pan-Tribal)の双方の意見を取り込むようにした。また、地域コミュニティに対しては、30ヶ所の地域ごとに公聴会などを行い、10~12の利益団体に対して直接間接にコミュニケーションをとった。また、計画を3つのセクション(政策・地図・規制)に分けたり、自然環境と人的環境の2種類の主題図をつくるなど計画を分かりやすくするための工夫が見られた。

政治的な観点からは、「わかりやすさ」を前面に押し出すように配慮していた。資源管理法以前の計画は専門家が計画をつくって下に押しつける形であった。それを、コミュニティに積極的に働きかけてコミュニティが欲するものをつくるように変更することが必要であった。

そのためには、行政文書を分かりやすくする必要があったので、絵や図表をふんだんに使ったり、スローガンをつくったりすることで対応した。また、グローバル・国・市・個人など、スケールの違いを整理する必要があった。さらに、専門家とコミュニティとのギャップがまだまだ大きい現状をふまえて、政治家のコミュニケーターとしての資質の向上に努めた。その際のキーワードは「スモール」であり、小回りが利き迅速な対応が行えるように努力した。さらに政治的側面からは「財政の賢明な管理」も重要なポイントであり、将来に向かってこの点が重要になることは間違いないとのことである。

なお、現状の問題点としては、都市部と農村部の繋がり、公共交通、緑のネットワーク(コリドーなど)、グリーンビジネス、水の持続的管理、ゴミの減量、都市の安全(治安)、持続可能な土地利用計画の実現、統合的管理(integrated management)の実現、組織体制の強化、民主的手続きの見直し・点検などが挙げられる。

資源管理法については、1993年から具体的に着手している。ドラフト段階以前にアンケートの形でインフォーマルなサブミッションを受け付けた。そして、ドラフト計画策定後にフォーマルなサブミッションを受け付けた結果、1995年に6000件(内容別に整理すると3000件)集まった。1997年に第2回のサブミッションを受け付けているが、2000~4000件程度集まる見込みである。主に集中した論点は土地分割や灌木の伐採についてであった。例えば、草地の土地分割に対しては、流域ごとにどの程度進めるのかを入念に計画することとした。その際、環境派、農民、行政スタッフら約150人規模の地域住民の参加を得た。結果、土地分割を行うことを認めたが、河畔に木を植えるなどの代償措置を行うことになった。上述した2種類の主題図は、その際に非常に有効に機能しており、地域住民が自発的に判断するための有効な資料となっている。

なおワイタケレ市では、1990年から「エコシティ」を掲げて立候補した政治家グループ(市長及び数名のカウンシラー)が当選したことをきっかけに、パブリックインボルブメントが開始された。その時期は、資源管理法よりも古い。その後、資源管理法や地方自治法などが施行されて市民参加が義務づけとなり、市の政策の後押しをするという形となった。

●ワイタケレ市

[月日] 1998.10.1

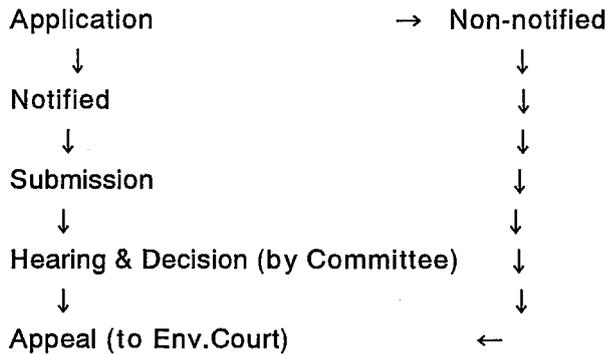
[場所] Waitakere City Council庁舎

[調査者] 広田、柿澤

[説明者] Philip Brown (Principal Planner)

1. コンセントの手続き

コンセントの手続きは次の通りである。



ヒアリングを担当するのは City Council (CC) の Hearing Special という部門で、7人のカウンセラーと1人の Community Board メンバーで構成される。ヒアリングではCCのプランニング部門のスタッフが申請案件の説明と Recommendation を行う。申請のうち約80%は Recommendation をそのまま受け入れて決定される。ただし、ほとんどの場合、許可条件の修正が行われる。なお、ヒアリングの前に、Recommendation の素案を申請者に見せて必要な修正を済ませておくのが普通である。

2. コンセントの実績

年間1800件の申請があり、うち Notified は2~3%、そのうちの65%が許可(ただし、許可条件を不服として拒否する例が約50%)、35%が不許可である。Non-notified は大半が許可され、不許可となるケースは例外的である(許可できないような申請は始めから受け付けないか、修正させるため)。

3. Transitional Plan

コンセントの諾否の決定は Transitional Plan と Proposed Plan の両方に依拠する。とりあえずは規制の厳しい方を採用することになっている。ただし、Proposed Plan が既に submission を受けているので、現在は Proposed Plan に依る場合が多い。submission を受けていない2年前なら、今よりも Transitional Plan を根拠とするケースが多かったという。実際には、どちらの計画に依るべきか判断が難しい場面も少なくない。

4. 土地利用規制

Waitakere では、オークランド RC による Metropolitan Urban Limits Line (市街化制限ライン) の指定を受けて、MULL 外での開発を原則禁止にしている。具体的には、MULL 外での subdivision を discretionary activity とし、4ha 未満の分筆を認めていない。このため、MULL の外と内とでは、10倍近い地価の格差が生じている(市街地=100万NZドル/ha、郊外=10万NZドル/ha)。ただし、MULL 外であっても、Structure Plan (地区計画) を立てた区域に限っては、宅地用の小区画の分筆を認めている。このため、土地所有者には Structure Plan への期待が高いという。

土地利用規制の内容は、2種類のゾーニング・マップで表示される。第一は、"Natural Areas" マップで、保護区域、海岸区域、管理区域、緑のネットワーク、岸辺 Riparian、景観保全区域、水域などを表示、第二は、"Human Environments" マップで、住居区域(3種)、コミュニティ区域、業務区域、ブッシュ、丘陵、Waitakere 山地、海岸集落、農村集落、郊外、オープンスペース、史跡・文化財、社会インフラなどを表示している。

5. Green Network (緑地保全計画)

水辺の保全、緑地ネットワークの形成、スカイラインの保全などを目的とした計画である。上記のゾーニング・マップ上に表示されている。保全区域では規制が厳しいので、それへの反発も少なくないという。

●南タラナキディストリクト

[月日] 1998/9/23 (水)

[場所] South Taranaki District Council 庁舎

[調査者] 木平、柿澤、土屋

[説明者] Ian MacDonald (Director, Environmental Services), Graham Young (Consents Manager)

1) ディストリクトプラン

D Pは今晚議会で承認を受けることとなっている。5年前から開始。最初は調査から始める。住民から何が重要かについて聞く。議会メンバーも調査旅行。さらにコミュニティーワークショップ(60から70)で議論。ここで出てきた問題は侵食、小規模コミュニティーの生き残り、林業。これをもとにディスカッションペーパーを作成。これを参加した人公募に応じた人に配布、意見を求める。分野を絞ったものも出した。非公式な意見は200から300。集会のコメントも集積。これをもとに草案。スタッフと議員による作業グループ。草案への意見は150くらい。最終案に対して120意見書、26クロス意見書。12月頃までに異議が出るかどうかわかる。

主要な問題。林業：最初は規制しようとした異論が出て道路関係のみに絞られる。原生植生：規制的手法をとらず。規制的手法をできるだけとらないようにしている。たとえば企業に自主的な計画を作らせ、その範囲内であればコンセントを不要にする。ゾーニングも基本的なもののみ。コンセントも早い。紛争解決：利害関係者を集めてスタッフが調停する。お互いに主張を理解し合う。意見書は両極化しがちであり、顔をあわせることが重要。

R Cとはよい関係。違いがあるとすれば地区はサービスを行っている。意見書は基本的に支持という方向でやった。規制的手法でやらないのは別に影響を受けたからではない。この手法が別のところでうまくいくかどうかは限らない。土壌計画についても規制が弱すぎて実行力が伴わない恐れ。

●ストラットフォード・ディストリクトカウンシル

[月日] 1998年9月23日

[場所] Stratford District Council 庁舎

[調査者] 土屋、柿澤、木平

[説明者] Kemp Broughton (General Manager), Barry Musley (Director, Planning & Regulatory), Mike Avery (Planner)

1 Districtの概要：New Plymouth, South Taranakiと共に1989年の地方行政改組で出来たTaranaki regionの1つのDistrict。Taranaki Ringの酪農地帯と東の丘陵山岳地帯を占め、13万頭の乳牛、34万頭の羊、その中心がStratford市で人口5.644人、周辺農村部3.900人。Egmont国立公園、Whanganui国立公園の登山基地であり、エネルギー産業と観光業が成長中。西区、Stratford区、中区、東区からなる217.000haの典型的な農村地帯。Mayor and Councillors 10人 (Stratford 5、中、西区各2、東区1)。

District Planは3 staffs、1 policy makerにより自分で作成、コンサルタントには出さない。ただし、弁護士、土壌、騒音専門家のコンサルタントを雇う。

2 Strategic planは1992年に完成：地区の基本課題としては

- (1) 地区の人口減の防止と地区内コミュニティーの維持
- (2) 観光開発と町の独自性を発展させる行政サービス
- (3) 地区の長期展望と政策立案への住民意向の反映

3 District Planは1997年に完成：作成期間中には多くの議論があり、記録は保管されている。1995年にDraft完成、自然林保護、水・溪流保全、マオリなどの問題について、地区コミュニティー、企業、市民、マオリ組織（7つのIwi）、環境団体 Fish and Game Council, Forest and Bird、通信や交通管理機関が話し合いに参加。環境裁判所へ提訴が8件あった。

問題点として、

- \* 水辺の保全と植樹：Regional councilは促進、Fish and Gameは反対。裁判所へ両方提訴。
- \* 天然林の保護・伐採：Forest and Birdは特定域、特定樹種の保護を主張、山岳地の天然林管理や人工林経営については Sustainable Forest Management Principle に従い、M O F の許可基準に任せている。
- \* マオリ問題：ワイタング条約の尊重。集会広場、史跡、遺跡、墓、神聖な場所、Paなどの保護
- \* 景観（静かさと美しさ）大型送電線の建設、住宅の大きさ、隣接家屋との距離、人口の圧力
- \* 騒音：樹林帯の設置
- \* 天然林の伐採：Ring地帯では条件付き、丘陵山岳地帯ではM O F 基準。農家の所有権と行政規制との調整のため、計画作成の過程の透明性を保っている。
- \* 人工林の造成：原則はpermitted、道路から一定距離を残す植林。伐期に達したときの伐採の方法、道路建設計画はその時に問題になろう。
- \* 自然災害：Taranakiの噴火、水源林保護と洪水防止、規制ではなく環境教育重視、データベース作成。
- \* 主要道路：交差点、道路に面する家への影響
- \* 鉱物（ガスの掘削）
- \* 歴史的史跡、遺跡：マオリとパケハの両方の保護
- \* 国立公園、ウイルダーネスエリア、保護区、野生動物保護区の保護
- \* 電線など施設、ユーティリティー

4 Regional councilとの関係：相互に意見を提出、Regional計画を原則支持、例外もあり。

5 住民参加について：各団体との意見交流はworkshop、ラジオPR、Meeting。コミュニティー代表、企業、大きなグループ、7iwi建設団体、農家。マオリとの関係良好。農家からの強い反対なし。

#### ●ファー・ノース・ディストリクトカウンシル

【日時】1998年9月30日

【場所】Far North District Council 庁舎内会議室

【説明者】

Jan Crawford：オークランドのプランナー/メディーエーター、

John Crawford：農家、カウンシルのDistrict Plan Committee のメンバー、カウンシラー選挙の「Community Campaign 98」の候補者名簿登載者（カウンシラー選挙に立候補中）、

Lex Norton：林業請負業者（Forestry Contractor）、カウンシルのDistrict Plan Committee のメンバー、

Simon Brown：Farm Forestry Association、

Fenton Hamlin：Queen Elizabeth II National Trust の地域代表、

Barry Boundy：カウンシルのEnvironmental Services Manager、

Pat Killalea：カウンシルのConsent Manager

【調査者】田中、土屋

#### 0) 状況

当日予定では午前中にカウンシルに到着し、個別に聞き取りを行ったあと、ディスカッションをするはずであったが、霧のため飛行機が欠航し到着時間が夕方近くになったため、Jan Crawford を中心にディスカッションのみを行うことになった。

ファーノースはRMAのディストリクト・プラン策定をめぐって農民が激しい抗議行動を行い計画案を撤回させたところとして全国的に有名なのだが、Jan, John, Lex は、やり直しの計画案策定を行う委員会の中心メンバーである。

### 1) ファーノース・ディストリクトの概要

ニュージーランド最北端のNorthland Region に属し、人口は53,000人。その46%がマオリ。約6割が農民。どちらの割合もニュージーランド平均よりも著しく高い。土地(682,000ha)のうち、17%が保全地区、16%がマオリ所有。自然性の高い海岸を多く有するとともに、マオリ関連の遺跡や重要地が多い。また、ワイポウアなどのカウリ保護林、風光明媚なアイランズ湾、ニュージーランド建国の地であるワイタングなど多くの観光地を有し、観光産業も重要な位置を占める。

### 2) RMAに関する経緯

以下に、ファーノースにおける現時点までのディストリクト・プラン策定に関する簡単な経緯(一部予定)を示す。

○1994年 District Planの策定作業開始。

○1996年10月にProposed District Plan公表。

Significant Natural Area (SNA)のマッピングによって、私有地の38%が保全に必要なNatural Bush(天然林)と認定されてしまった(逆に、Natural Bush(天然林)の21%が私有地の囲い込み)。その他にも後述のような問題点が指摘された。

○農民を中心とした反対行動が激しく行われた。57,000通のサブミッション(意見書)が提出された。

ディストリクト・カウンスルの前でのトラクタによるデモンストレーションは、全国に報道され、ファーノースの名(悪名?)を全国に広めた。

○1997年2月にProposed District Planの改訂版が出る。

○1997年12月、カウンスルは、Proposed District Planを廃し、新たなディストリクト・プラン策定を決定。District Plan Committee を立ち上げ。

○1998年1月、すでに雇われていたmediator が、「委員会」のtechnical advisor and facilitator に指名される。2月以降、カウンスラー2、市民4による「委員会」とmediatorによる、全面的な再検討が市民参加で進められることになる。

○環境保護団体と委員会が計画策定の基本的な考え方で対立し、環境保護団体の代表は「委員会」から脱退した。

Rule(規制)によるか、Voluntary System(インセンティブを与えて、自主的にやるように誘導する)によるかというコントロール手法の問題(委員会は後者を採用)、およびSNAの再線引きを認めるか(委員会は認める立場。これは農民に近い立場で、SNAの縮小につながる)で対立した。

○8回のpublic workshop、22回の公開の「委員会」開催。

○1998年10月1日、カウンスルが、新しいthe draft District Plan 公表と既存のProposed District Plan の廃止を決定。

○1999年1月15日で、ドラフトに対するコメントの締め切り(予定)。

○その後、Public Forum 開催(予定)。

○1999年4月にはProposed Plan が公表(予定)。

### 3) 旧計画の問題点

技術的な問題としては、境界等の判別がよくできないほどの計画添付地図の不正確さ、所有地図と森林地図の重ね合せの不備、自然系情報の古さ(DOC提供の古いデータに基づいており、既に農地開発が行われたところが森林になっていた)などがあげられる。合意形成上の問題としては、ごく初期を除いてほとんど住民の意見聴取や住民との議論をせずにいきなり法定のProposed Plan を公表するという拙速さがあげられる。さらにコントロール手法として、規制(rule)を多用し、しかも50m<sup>3</sup>以上の土工についてresource consent を要求するなど非常に厳しい基準としたこと、ゾーニングで農地に侵入した自然植生や

農的景観をも農業的利用（人工造林も含む）を規制する保全地区に編入したこと、などが農民の激高を誘った。亜熱帯で生物多様性が高く、International SNA やNational SNA というランクの高い区分に入る土地が非常に多かったことも反発をより高めた面もある（全国的に見て所得水準の低い地域の住民が、無償で自力で、なぜ世界的、全国的価値のある自然を守らなければならないのか）。

#### 4) まとめ

前述のように、ファーノースはRMAの失敗例として全国的に有名になってしまったのだが、その失敗を教訓として、NZに一人だけと言われる正式の教育を受けた環境mediatorを招へいし、住民との話し合いを最重要とし、また住民自身が保全の仕方を決めていくように誘導するといった徹底的な住民参加により、非規制型の（私有財産権を尊重した）計画を策定したことは非常に注目される。計画策定に関係した住民は、「騒動自体はたいへんだったが、結果として住民のRMAに対する理解はかなり深まったし、住民相互の理解も進んだ。また、行政の対応も非常に改善された」と述べていたが、まさに失敗を教訓としてRMAの優等生へと「変身」したわけで、むしろRMAの成功例であるように思われる。

## (2) リジョン (地域)

### ●カンタベリ・リージョナルカウンシル

[月日] 1997年12月2日

[場所] クライストチャーチのCanterbury Regional Council庁舎

[調査者] 磯崎、広田、柿沢、田中、土屋

[説明者] John D Talbot(Group Manager, Resource Management), Laurie McCallum(Natural resources Planning Manager)

#### ・地方行政改革

Regionは、1989年の地方行政改革で新しくできた組織で、多くの組織がその中に統合されたが、二人とも、改革前は、Catchment Board に所属し、もっぱら水関係をやっていたとのことである。今のRegionの区域のなかに3~4のCatchment Board があり、水・土壌保全などが任務だった。当時は様々な専門のBoard が並存しており、地域単位は900に及んだものが、改革で86に減った。

#### ・RMAの特徴

Integrated (統合) がRMAのキーワード。労働党政権への交代がRMAの制定を促した。規制から市場経済中心へ考え方が転換し、それぞれの分野で何が必要な規制かを限定して実行することになった。個人的には、規制中心のTown and Country Planning Actの時代に戻した方が良いと思っている。色々な不満が住民に多い。法律そのものではなく、実行の仕方に問題がある。

Consent Processが重要である。Resource Consent の過程は、場合によっては時間がかかる (notified processになると) が、ふつうは20 working days以内に決定を出さなくてはならないので、非常に早く進むようになった。以前は、例えば、煙害が問題になったら、公害を出さない機械を使えと指導していたが、今は、システムについては考慮せず、煙の影響について考えることになった。

#### ・現在の進行状況

Canterbury Region として初めてのplan はもうすぐできる (来年)。他の分野のplan は6~7年かかってまだ計画策定中。全国で2000件がEnvironmental Court (全国に7つある) にかかっている。全国で一斉に策定したので、問題も一斉に出てきた。Judge はLawyerよりもnegotiation の専門家が多く、和解を中心に作業を進めている。ここのRegional Statement を作る時も、アピールが9つ出たが、みなmitigation で解決した。

#### ・RMAの問題点

水についてはRegionに責任があるので、District の管轄 (土地利用等) にも踏み込まざるを得ない。本来、計画策定は一つの組織で行うべきだと思う。Region とDistrict の間で紛争があり (ここでも?)、裁判に持ち込まれた係争もある。現在は独立した組織なので、District とRegionの間にはどうしても摩擦が起きる。しかし、例えばKaikora (人口3000人だけのDistrict。スタッフを維持しきれない) などの小さい自治体については、Region がかなり協力している (よく洪水を起こす川があり、Region はそこについてとても小さい自治体では実施できない費用のかかる調査を行っていたので、色々アドバイスした。)。一方、Christchurch 市は、職員が2000人もおり (Canterbury Region 300人)、全部自分でやろうとするので問題が生じることがある。

草地管理のための植生の焼き払いについては、論争が起きており、話し合いはたいへんである。自然保護団体のRoyal Forest & Bird やDOC (保全局) が反対に回っている。農民は草地の維持のためには焼き払いが必要という立場であり、RMAになってからの私有財産への規制論議にはかなり神経質になっている。

#### ・ Landcare Group

農民たちによるLandcare Groupの結成が注目される。なるべく法的な解決方法は避け、自分たちで解決策を作ることを目指している。活動グループの中には、中央政府から補助を受けているものもある。Regionも、ボランティアでやってもらえるのはありがたいので、サポートしている。Landcareには様々なタイプのグループがある。Landcareの全国的な支援組織であるLandcare Trustは、農業省、環境省、Federated Farmers、Maruia Societyなどから資金を受けている。特に、FFに近い。教育、行政と農民との連携事業などをやっている。

RegionにはLandcare関連のスタッフが2～3人いる。Planが策定されて実行過程に入れば、(仕事が少なくなり)Regionの主要な仕事はこうした活動の支援の部分になると考えている。

#### ・ 合意形成について

大きな意見としては、Federated FarmersとRoyal Forest & Birdが対極としてある。強いので、他とのバランスに苦労する。全部の意見を代表しているわけではないので、地方に行き色々な人と会合を開いて直接聞くように努めている。

たくさんのミーティングをして、何が問題で、何を計画するのかを話し合うことが大事である。教育やpersuasionも重要。とても高い経費がRMAの実行にはかかる。ふつうの事業と違って、仕事の内容が目に見えないので、高い費用に理解が得られにくい。それで、学校での教育を重視している。しっかり教育をしておけば、将来仕事がやりやすくなる。また、親を説得してくれるかも知れない。

若い世代の農民層は、前の世代と比べてbusiness-orientedで、大学卒が多くなった。地方政治やこちらのプロセスに進んでinvolveされるようになってきた。以前よりは、状況は良くなっている。前は、よくわかっていて我々が、こうしろと農民に言っていた。それで、役所を農民は恐れていた。

#### ●ランドケアの活動

[月日] 1997年12月5日

[場所] クライストチャーチのCanterbury Regional Council庁舎

[調査者] 木平、磯崎、広田、柿沢、田中、土屋

[説明者] Rob Gerard, Land Management

Landcare Groupとしては、害獣の駆除(オポッサム、ラビット)を目的としたものが一番多い。Districtあるいはコミュニティーのレベルで、特定の問題について、それを解決するための集会をやり、たくさんの人と話し合いをして、Landcare Groupがどういうものをよく説明して、committeeを作ってもらい、そのfacilitatorとして(職員は)活動する。Royal Forest & BirdやDOCとも協力して、Landcare Trustの支援も受けて、データを共同で作る。Landcare Groupは、土地所有者の集まりとして組織されることが多い。それが大きくなって、コミュニティー・ベースでやられることもある。

農民は、sustainable managementをととても意識している。それなのにうまくいかないのは、RMAのプロセスに問題がある。農民はとても恐れているか、または非協力的かである。もしも、Landcare Groupをうまく使ってやれば、彼らも受け入れるはず。彼らは、上から強制されることをとても嫌うので自主性を重んじることが重要である。

Landcare Trustの出資は、Federated Farmers、FFのWomen's Division、Maruia Society、マオリのグループ(?)、環境省等である。トラストの活動は、情報交換が中心で、各グループは独自に活動している。Rural Futures Trustもやっていることはほぼ同じで、違う組織だが、同じ傘の下の組織である。対極にこもってしまうと紛争になってしまうので、Regional CouncilやLandcare Trustの主な役割は、情報がどこにあるのかをグループに教えること。普及活動や情報提供を無料でやるのがRCの役割で、特に補助金等はない。

21～22のLandcare Groupがある(カンタベリーで?)。農家では旦那は忙しいので、奥さんになるべく参加してもらうようにしている。"Landcare Action Guide"もFFの婦人部の作成。今、2～3のグループを組織中。全国的に見ると、Landcareのカンタベリーでの活動は平均的だと思う。

技術的なextentionは農業省でやっている。彼ももとは、農業省のextention officer だった。

●ワイカト環境局

[月日] 1997年12月11日

[場所] Environment Waikato(Waikato Regional Council)

[調査者] 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

[説明者] Mr. Wilson (Programme Manager, Regional Policy), Blair Dickie (Programme Manager, Policy), Richard Matthews (Section Manager, Resource Consents)

RMAの下で、リージョナル・ポリシー・ステイトメントが1993年に（法律発効後2年以内なので）。その後、リージョナルプランの準備を開始し、単一の統合プランにしている。つまり、沿岸プランを除き、大気、水、廃棄物などに関する計画を統合している。この計画は、政策構想段階（policy design stgsge）で公表、住民参加を求めた。現在は、コンサルテーション段階にある。沿岸プランは、1994年に公表し、意見受付を行い、採択した。それに対して、環境裁判所に15件の申し立てが提起されている。

計画の進捗段階は、以下の通りである。

1993 草案原案作成、意見受付、40~50件受領

1993.9 損案作成、公表。（法律手続き開始）

受領意見の要約公表（項目別にすると1,360件）

1995 60日間の公聴会

1996.3 カウンシルによる計画採択

環境裁判所に25件の申し立て

1998.6を予定 最終決定

コアグループとしては、1991年頃、政策構想段階に対応するために、各共同体をベースにして形成された。ただし、それらは、一般的であり、長続きしなかった。そのため、1993年頃に、サブコミュニティーをベースにして、ボトムアップ、草の根レベルで、また、対象活動分野を限定して再形成された。また、以前のグループは、主に、政府補助金に依存していた。その反省の上に、現在の組織は、財政的に自立的なものとしてされている。

リソースコンセントは、年間平均で、約、1,600件ある。その60%は水利用に関係している。コンセント審査のうちの15%が、公告手続（notified process）に乗っている。リソースコンセントの申請者は、申請前に、関係地元共同体において合意達成努力をすることが必要とされている。公告後、意見提出がある場合は、提出者と非公式会合が開かれる。法手続上は、利害関係者間で事前ヒアリングが開かれる。その後、ヒアリング（公聴会）が開かれ、カウンシルによる決定が行われる。その決定については、環境裁判所に申し立てが可能である。

伐採行為は、通常は、リージョナルカウンシルの権限範囲である。ただし、地区計画が定められているときは、ディストリクトカウンシルの承認も必要となる。将来的には、permitted activityにしてもよいと考えている。そのためには、リージョナルプランにおいて、そのように定めればよい。

リージョナルプランは、現在、グループごとに（シングルイシュー、マルチステークホルダー）会合をもっている。マルチのグループでは、水、土地、大気などの部門ごとに、分けて、関係者を集めている。その参加者は、主に、農民、企業、住民などである。

●ホークスベイ・リージョナル・カウンシル

[月日] 1998年9月28日

[場所] Hawke's Bay R.C. 庁舎

[調査者] 磯崎

[説明者] Elizabeth Lambert Planning Manager

1998年2月に、リージョナル・プラン検討委員会を設置、これまでに何度も会合してきている。リージョナル・プランは草案策定途中であり、最新版は目的編(98/8/31)、規則編(98/9/21)である。リージョナル・ポリシー・ステイトメントは1995年に策定済み。なお、ステイトメントについては90件の意見提出があり、環境裁判所へも提訴があった。環境裁判所への提訴については、開発事業者から、ステイトメントに記載する必要のない事柄が含まれているとして、削除の主張があり、環境裁判所もそれを認めたので、当該項目を削除した。そのほか、リージョナルプランとしては、水、大気、有害物質管理、河川管理に関するものが策定済み、コースタル管理については策定途上である。

土地利用、水利用、排水、などについては、ディストリクト・カウンシルとの調整が必要である。ディストリクト・プランについては、リージョナル・カウンシルからも意見提出をしている。ジョイント・ヒアリングについては、積極的に対応している。たとえば、河口部分を通る道路建設について、また、洪水対策としての遊水池事業について、ジョイントにした。

リージョナルカウンシルは、教育・啓発を重視している。主要目的である。フルタイムの教育担当職員がいる。学校、社会教育を行っている。ランドケア、地方コミュニティーの役割も大きいので、その奨励をしている。他のリージョンとの調整協力も重要である。定期的に、周囲のリージョンおよびディストリクトと調整会議を行っている。

農場からのノン・ポイント・ソース汚染は、対策が困難。しかし、今後必要である。

#### ●タラナキ・リージョナルカウンシル

[月日] 1997年12月9日

[場所] ストラトフォードのTaranaki Regional Council庁舎

[調査者] 木平、磯崎、広田、柿澤、田中、土屋

[説明者] Bill Bayfield Director, Resource Management

#### ・概況

タラナキ地域の人口は105,000人で、そのうち60%が都市部に集中している。議会(カウンシル)は10人の議員(カウンシラー)によって構成されている。8000人から1人選出の計算になる。

Land Management関連はRegional Councilの財政支出の10.66%(1997/98)を占める。中央政府からの補助金は財政収入の1.93%しかない。Land Management 関連業務としては、各所有農地の計画策定(3職員が対応)、湿地に関するEnhancement Grants、通常の普及指導と援助(苗木等)、Regional Soils Planの策定、が主なものである。

以前の補助金時代は、せっかくフェンスや植林をしてもすぐにダメになったが、今は自分の金でやって、自分の将来のためにやるのだから、うまく行く。ただし、riparianは別。何も利益がないので(Waikatoは20%の補助金を今やっている)。Royal Forest & Birdが注文を付けに来たときは、農民と話し合ってもらった。マオリと林業企業との間に紛争があったときも、両方に集まってもらい、話し合ってもらった。

#### ・RMAの進行状況

このRegionはRMAのプロセスを一番早くやっている。まだ、6 RegionしかRegional Policy Statementsを完成(adapted)させていない。タラナキが一番早く作った。Coastal Plan, Air Quality Planもできた(adapted)。Freshwater Planについては現在準備中である。Soil Plan策定はまだ始まったばかりである。

前の3つの領域の計画では、プランに書いていないことは実行できない。従って、ルール集的な性格になる。これに対して、Land(Soil)の場合は事情が異なる。何でもできるのが原則という中で計画を作らなければならない。Regionは土壌からアプローチするが、なるべくintegratedにやれと言われているので、他の要素も考えてやることになる。DistrictとRegionが違う判断を下しても良い。

計画に対するサブミッションでもっとも多いのは、中央政府からのものである。コンセントのnotified :

non-notified は、現在、1:8の割合。

・農地の保全計画策定

農家単位の策定計画としては4種類がある。これまでの策定件数は(いつから?)、Comprehensive farm plans (コンセントを得るときに、これを策定しておく、取りやすいかも知れない。) 18件。Agroforestry plans、10件。Conservation plans (海岸部の砂丘地帯など特殊な場合)、20件。Riparian plans (酪農家に沢沿いの植林を奨励)、80件。

・サステナブルな土地利用のモニタリング

Land use capability map により25個所のrepresentative hill を抽出し、3km×3kmの正方形の中でモニタリングを行う。羊と肉牛が減って、酪農と植林が増えている。

・植林の奨励

郷土樹種の植林にも農民が興味を持つようになってきた。環境だけでなく、経済的にも植林がよいということに納得させるようにしている。草地にずっとしておくのと、25~30年に一度道路を造って伐採するのとどちらが環境により影響を与えるのかを考える必要がある。District ではかなりバカなルールを作って林業を差別している。アメニティだけを考えて、ラジアータ松を差別している。丘陵地帯の植林については、なるべく都市の投資家を導入しようとしているが、あまり収益が良くないので、いつもうまくいくとは限らない。木材価格がもしも下落してしまうと、話はもっと違って来る。我々がラッキーなのは、植林について、環境面からと経済面からのアプローチが合っていること。

・District との関係

Region は、farming community にプレゼンスを持てるようになったので、関係は良くなっている。一方、District の関心は都市に集中しており、農村との関係は良くない。RMA 実行に関する不満の90%はDistrict に対するものではないか。TCPA的な規制をするので反発が起こる。District はオークランドのコンサルにまかせてしまっていることが多い。農民が、我々に、「一緒に来てDistrict に話をしてくれ」と言って来る。Regional Statement の内容を読まないでDistrict は計画を作ってしまうので、それについては指導をしている。

●地域計画策定の進捗状況

[日 時] 1998年9月21日

[場 所] Taranaki Regional Council 庁舎

[調査者] 木平、柿澤、土屋

[説明者] Gray Sevenrinsen (Policy Manager)

○市民参加の方法

計画策定過程の市民参加の対象者は、個人、圧力団体、企業、政府のすべてを含む。コンセントでのサブミッションの提出者などについてリストを作っておき、その人達からまず意見をもらうようにする。利害関係者のグループ(1~3)に集まってもらっているいろいろ小規模な集会のほうが、大規模な集会よりも効果的である。Pre-hearing, Hearing はすべてこのストラトフォードの庁舎で開催しており、他のところに出かけて行ってヒアリングをすることはやっていない。ヒアリングには、カウンシル側からはサブミッション提出者しか呼ばない。ただし、関係する人を連れてきて構わない。

カウンシルのスタッフとしては5人がPolicy & Planning 部門におり、計画策定に携わっている。

○Fresh Water Plan の策定過程

Fresh Water Plan については、Proposed Plan を公表し、Fresh Water Plan のリーフレット ("Guide to Fresh Water Plan?") を作成し、それを農村部も含めたすべての郵便箱に配達した。新聞、ラジオでも報告してもらった。しかし、サブミッションは40~50にとどまった。この提出数は他のリジョンと比べるとかなり少なく、早い段階での団体等へのコンサルテーション (Draft Plan の作成とインフォーマルなサブミッションの募集など) の成果と言える。すでにサブミッションのすべてについてコメントしたレポートをカウンシルに提出している(9月3日に、Amended Proposed Plan と Report of Submission をカウンシルに

提出)。現在は、Pre-hearing meeting をやっている (10月20日まで)。Council Hearing はできたら1日で終わらせたい。他のところではこの公式のヒアリングの過程に1ヵ月もかかった例があるが、プレヒアリングをしっかりとやって、公式のヒアリングはなるべく短くしたい。プレヒアリングは、コンフリクトのある事柄に焦点を当てている。カウンシルのオフィサーとサブミッション提出者との間で議論をする。ある事柄について、対立するグループを一緒に集めて議論をさせることはしない。プレヒアリングの記録は、すべての関係者に送付している。

#### ○Soil Plan の策定過程

Soil Plan については、現在、農民、environmentalist、諸官庁等でWorking Group を作り、そのグループで検討している。こうした過程は他のPlan ではやっていなかったが、soil に関しては、regulation が今までなかったの、特に慎重にやっている。計画作りは、3月から始めた。

#### ○RMA になっての変化

以前のキャットメント・ボードでもキャッチメントのマネジメント・プランを作っていたが、それは法定ではなかった。RMAでは法定になったので、たくさん手間暇をかけて作るようになった。

一般住民の関心がRMAになって高まったように思う。

### ●コンセントについて

[日 時] 1998年9月21日

[場 所] Taranaki Regional Council 庁舎

[調査者] 木平、柿澤、土屋

[説明者] Fred McLay Consents Manager

#### ○コンセントの過程

Plan が確定するまでは、以前の法律Water and Soil Conservation Act にもとづくPlan でやる。ただし、コンセントのプロセスはRMAと同じ。

タラナキでは、Soil Conservation にはコンセントはない。すべて説得であり、これはユニークである。隣のリジョンでは違う方法 (規制的方法) でやっている。タラナキは特に財産権 (Property Rights) が強いのでこうした方法になった。

コンセントの85%がnon-notified (非公示) であり、その場合、関係者がサインをすればそれでおしまいである。notified するかどうかは、マネージャーが決める。決めるための方程式は何もない。notified の場合は、サブミッションが出れば、Pre-hearing meeting が開かれる。Pre-hearing meeting では、applicantとsubmitterとconsent authority が相互に話し合い、mediation を行う。非公式なので、飲みながらとか色々なところでやる。こうした話し合いでもsubmitter に不満があるときは、Council Hearing を行う。このmeeting はフォーマルなもので、カウンシル (議会) の議場で行われる。officer もこのミーティングに向けてレポートを提出する。この過程でも不満が残る場合は、さらにEnvironmental Court に行くことになる。この過程はvery formal であり、訴訟費用も、調査費用もすべて訴えた人が支払わなければならない。さらにその上には、アピール・コートCourt of Appeal があるが、ここまで行くのは全体の1%以下である。

#### ○タラナキの成功

タラナキがうまく行っている (農民とうまくやっている) 理由としては、1) カウンシルの職員が住民の意見をよく聞いていること、2) strong monitoring emphasis を方針としていること (コンセントを出した後にモニタリングを義務づけている。蓄積されたデータをモニタリング・ヒストリーとして利用している)、3) enforcement of action (RMAに記述あり) を方針としていること (prosecution を他のところでは多用しているが、タラナキでは最後の最後までやらず、コミュニティーの信頼を得ることに成功している)、があげられる。

#### ○モニタリング

コンセントのための環境アセスメントは、申請者が作成する。モニタリングも、費用はコンセントの所持者が負担するが、実際の調査は調査能力のあるカウンシルが担当することが多い。コンサルタントはあまり

使われていない。この調査受託費はカウンシルの収入の20% (0.5百万NZD) を占めている (他の大きな収入はrate of capital value)。大企業であるKiwi Dairiesなどは自分でモニタリングをたくさん行ない、毎年レポートを出している。

#### ○ディストリクトとの関係

ディストリクトとリジョンの両方に関係する開発については、一緒にJoint hearingを行う。統合自治体 (Unitary) には批判がある。ユニタリーだと道路、建物、水道などの建設に資金が行ってしまっていて、環境保護には財政資金が来ない。自然資源を使う立場と守る立場 (リジョンの立場) が一緒になると使うほうが強いので、開発案件がすぐに通ってしまう。組織が別れていれば交渉になるが、一つの組織の内部ではそうは行かない。

#### ●普及事業

[日 時] 1998年9月21日

[場 所] Taranaki Regional Council 庁舎

[調査者] 木平、柿澤、土屋

[説明者] Don Sherman and Tony Burgess Land Management Officer

#### ◎Sustainable Land Management について

・タラナキは、地形的には3つの部分に分かれている。Coastal Terraces は海岸段丘上で、酪農や園芸に利用されている。Hill Country は東部の傾斜地で、急傾斜なため粗放な農業が行われている。これに対して、タラナキ山の山麓地帯であるVolcanic Ring Plainでは集約的な農業が行われている。地域の問題の第1点は、生産能力の低下を招く土地の劣化で、エロージョンにより加速している。解決のためには、これまでとは異なるサステナブルな土地利用が必要である。第2点は、水の問題で、instream values とsurface water の保護と修復が課題である。

・Land Use Capability Study (全国のデータあり) やNZ Land Use Inventory Survey (1970年代後半に全国で、岩のタイプ、土のタイプ、傾斜、エロージョンの状況、植生等から) などの活用。

・70年代に補助金で山の頂上までが伐採されてしまったので、今、植林を進めている。苗畑で生産したポプラの3年生ぐらいのものをさし木で植えている (pole planting)。目的は、エロージョン・コントロールと木材生産の両立で、家畜の日陰作りの意味もある。

・shelter belt (防風林) やretirement fence (動物の落下防止) は自分に利益があるのだが、riparian management は個人の利益というよりはコミュニティーの利益でやる面が強い。利益が少ないので、より多くの技術的な情報やなぜ必要かについての理由づけを提供しないとなかなかやってもらえない。riparian management (河川敷への郷土植物の植栽など) による利益としては、水質の向上、水温の下降 (牛乳のクーラー用に河川水を使うので)、エロージョンの防止、魚のハビタット作り、動物の転落防止、美的な価値の上昇などがあげられる。

・wetland protection は、20箇所を選んでフェンスを張る事業。Environmental Enhancement Grants として事業費をカウンシルが負担する。場所はregionally significant wetlands とされたところ。20箇所が回復されれば、次の20カ所で行う予定。水質の保全は、wetland の保全に依っており、公的な利益がある。

・これまでに管内で新しく作られたPlan の数は1996年8月までのSustainable Land Management Plan が114、Farm Plan が34、Forestry Plan が15、Conservation Plan が45、Riparian Management Plan は120に達した。

### (3) Unitary Authority (統合自治体)

#### ●ギスボーン・ディストリクトカウンシル

[月日] 1998年9月28日

[場所] Gisborne District Council 庁舎

[調査者] 木平、広田、柿澤、土屋

[説明者] Andy Armstrong (Manager, Environmet & Planning), David Mountfort (District Planner), Ian Petty (Consents Administrator)

キャッチメントボード・ユナイテッドカウンシル・ギスボーンその他三つのディストリクトをあわせてつくられた。ここが他の地域から隔離され、人口も少ないために2段階設立は困難であったためUAになった。機構については、計画スタッフは相互乗りいれ。多分野専門家によるチームを活用。

RPSのもとにコンバインドディストリクトプラン・エアクオリティープラン・ディスチャージプランの三つを作成中でこの他にCPも策定する。このように数多くの計画をつくらなければならないので仕事はきつい。

UAはディストリクトとリージョンのコンセント申請が統合されているためとりやすい。できるだけ相互乗りいれでUAとしての利点を生かす。コンバインドDPも申請者にとってメリットがあり、水土地の保全にとってもよい。マールポロウでは統一した計画にしようとしているらしい。

保全部局、農民に対してRMAに対して教育的説得的にインボルブさせる。92%がヒルカントリー、侵食の問題が多い。主としてコンセントに関して農民とコミュニケーション。1対1のサービス。但し財政上の制約からインセンティブの付与などはできない。プロアクティブを心がけており、広報紙なども発行。このUAにいる農民は400-500。侵食防止のためのポール植林は50年代から政府支援で始まったが去年ストップ。品種改良を進め年10万本を植えた年もあった。自前の苗畑も持っている。

環境団体は農業に規制を導入したいが政治的には困難。植林については基本的には草地よりよいとして支持。

UAとしてもできるだけ植林の障壁をなくし、現在総土地面積の15%を占めるまでになっている。植林は一般に会社による農地取得によって行われる。農民は土地全部を売り払って転出するケースが多い。マオリとのJVもある。

東海岸森林プロジェクトについては現在中央政府内でレビューを受けていて廃止の公算大。このプロジェクトは侵食防止が目的。土地所有者は誰でも取得できる。

洪水管理に関連して。建築許可申請に関わってDCが持っているすべての土地情報を提供する。これに関してGISを使って情報を簡単に取得できるサービスを行っている。

さて、UAについては規制とサービスの双方の機能を果たすという点で、規制機能が十分果たせないという批判が行なわれてきた。これに対応するためここでは16人のカウンシルを、半分ずつ規制とサービス提供にわけて、内部での役割分担を明確化している。この両者は議論しながら一緒に走っていく方法をとる。これとは別にいくつかの委員会に分かれている。

## 6. 中央政府

### (1) 保全省 Department of Conservation (DOC)

#### ●保全省カンタベリー北部コンサーバンシー

[月日] 1997.12.5

[場所] Department of Conservation, North Canterbury Conservancy Office 庁舎

[調査者] 土屋・磯崎・柿澤・木平・広田・田中

[説明者] Bruce Alnold (Conservation Officer), Robin Delamore (Conservancy Staff Member)

当該年度(初年度)に面接できた保全省オフィスはこのみであった。そのため、1) 保全省の役割、2) 資源管理法との関わり、3) 組織に概要について聞き取りを行った。

保全省の役割は、国立公園や保護区などの自然地の保全管理や歴史的建造物などの文化資源の保全管理を行うための省庁である。特に、自然の保全管理については保全法(Conservation Act)の第6条に、「資源に対する保全省の位置づけ」が明記されており、それに従って、生態系・資源・土地の形状(landform)・景観・野生生物・淡水魚・歴史的資源などの管理を行っている。コンサーバンシーではそれらの役割に対して中央政府との情報のやり取りやリージョン・ディストリクトとの交流を行っている。

資源管理法に対しては、法律上は沿岸(coast)以外には強制力を持っていない。土地利用などについての役割は、主に唱道(advocate)にとどまっている。

資源管理法の施行により、リージョン計画やディストリクト計画が制定されつつある。保全省としては特に自生種の保全などについて、これらの計画がより良く働くようにサポートしていく必要があると感じている。また、計画が保全省の政策に合致しているかについてもモニターする役割がある。そのため、リージョンとはインフォーマルに定期的な会合を持つように努力し、ディストリクトには植物相・動物相の情報を提供している。但しこれらの活動は上述の通り、法的規定があるわけではない。

現在までに、10ヶ所のディストリクト及び1ヶ所のリージョンにサブミッションを行ってきた。主なものとして、アースパス国立公園内の道路建設をストップさせた事例などがある。

保全省の組織は、ウェリントンのヘッドオフィスの下に、リージョナルオフィス→コンサーバンシー→エリアオフィス→フィールドの順で階層構造の地方事務所が置かれている。年間の予算は約1億2000万NZドルであり、充分ではない上に年々減少気味にあるとのことである。その割には移入種や観光、自生種保全など問題は山積みである。そのため、パートナーシップ、ボランティア、軍隊や囚人の労働力など予算のかからない保全法を模索している。

また保全省管理地について概要を尋ねたが、行政改革(保全関連省庁の統合)後間もないため、旧省庁の管理地がそのまま継承されている面が多く、管理地のカテゴリーが複雑で整理されていないため担当者でも十分に把握できていない様子であった。

#### ●保全省南部地方事務所

[月日] 1998.9.25

[場所] Department of Conservation, Southern Regional Office 庁舎

[調査者] 磯崎・広田・田中

[説明者] Herb Familton (Senior Technical Support Officer)

保全省南部地方事務所においては、1) 保全省の歴史的経緯と組織の役割について中心に聞き取りを行い、その後、2) 南部地域における植生データベースの現状について話を聞いた。

1985年労働党政権による行政改革により、国家行政の経済部門と保全部門が切り離された。その際に、運輸省の海岸部局、森林局の自然林部局、土地測量局の国立公園部局、内務省の野生生物保護部局、農業水産省の海洋哺乳類部局が統合され、約1400名のスタッフから構成される巨大な保全省がつけられた。保全

省の役割を簡潔に述べると、「ニュージーランドの自然的・歴史的財産(heritage)を保全する責任を担った中央政府機関」を定義することが出来る。保全の対象は、野生希少種から文化財の保全まで非常に幅広く、保全省管轄の保全地の面積は国土の3分の1にも及ぶ。

本部は首都ウェリントンにあり、保全法や資源管理法などに規定された国家政策に関する業務や環境省などの中央政府との交流を行う。

地方事務所は、北部・中央・南部の3ヶ所に分かれており、「環境の質の向上」を図るといってやや抽象めいた役割を担っている。

コンサーバンシーは、ニュージーランド国内に13ヶ所存在する。コンサーバンシーの役割は「持続可能性の追求」であり、資源管理法に関してはリージョン計画やディストリクト計画を担当している。

地域事務所は、全国に49ヶ所置かれている。地域事務所の役割は、「実際に行われること(Does)に対する対応」である。資源管理法に関しては、資源利用承認を主に担当することになる。

フィールドについては、調査研究やモニタリングなどの目的で、臨時に置かれる事務所であるため、本部でも正確にその数を把握していないようである。聞き取りの中では少なくとも50ヶ所程度はあるのではないかとのことであった。

保全省におけるデータベースの管理状況について聞いたところ、現状では各コンサーバンシーごとに独自に進行しており、必ずしも統一がとれていないようである。

南部地方事務所では、管轄地内のコンサーバンシーにSPOT衛星などを用いたリモートセンシング技術により植生情報の定期的更新をさせるため、既存データベースのGIS化を働きかけているとのことである。

#### ●保全省ウェリントンコンサーバンシー

[月日] 1998.9.28

[場所] Department of Conservation, Wellington Conservancy Office

[調査者] 田中

[説明者] Sarah Bagnall (Community Relations officer)、John Sawyer (Technical Support Officer)

ここでは、1)ウエリントンコンサーバンシーの概要、2)ウエリントン地域における植生等のデータベースの現状、3)資源管理法におけるリージョン計画・ディストリクト計画や資源利用承認に対する対応について聞き取りを行った。

ウエリントンコンサーバンシーは、ウエリントン市内の国会議事堂（ビーハイブ）近く、ポーエンステートビルにある。スタッフは総勢25名である（但し地域事務所担当の人もオフィス内にいて、その人数も含んでいる）。

基本的に、植生等のデータベースの管理は、各コンサーバンシーごとに独自に進行しており、必ずしも統一がとれていないのが現状であるが、ウエリントンのコンサーバンシーにおいては、1:50000の地図に保護区や自生植生などの情報を手書きで書き込んだ詳細な地図を所有していた。また、野生生物のリストとそれに関わる論文のリストなどを作成しており、希望者に有料で販売している。そのため、他の地域と比較して情報の公開度が高く正確であるという印象を受けた。但し、それらの情報のGIS化などについては当面考えていないとのことであった。

ウエリントンコンサーバンシーでは、1)常日頃からカウンスルと密な連絡を取りあい、計画や資源利用承認に関して情報交換を行う、2)開発業者などと良好な関係を保ち土地利用変化を伴う様な計画などの情報を早期に入手する、3)新聞などにくまなく目を通し常に情報をチェックする、などの努力を重ねて資源管理法のプロセスに関わる情報を入手し、積極的に関与している。もちろん、保全省管理地周辺の問題については隣人としての事前通知がくる。

その際、論点となる項目は、第一に淡水魚の生息域の保全が挙げられ、河川への排出に関わるリージョン計画や資源利用承認などが大きく関わってくる。次に自生種灌木林の分割問題で、生態的価値を損なわないかどうかについて特に注意してモニターをしている。第3には希少植物・動物の問題が多い。また、この地域には特有の湿地や砂丘があるため、それらの保全についても慎重な対応を行っている。

●保全省本省

[月日] 1998.9.29

[場所] Department of Conservation, Head Office

[調査者] 磯崎・田中

[説明者] Doris Jonston

ここでは、1) 保全省に関する概要、2) 資源管理法に対する保全省の対応、3) 保全省管理地の概要、4) データベースの将来計画、⑤他の行政組織との関わり、5) プミッション、について聞き取りを行った。

保全省の概要については、保全省南部地方事務所などで触れたとおりの内容であるのでそちらを参照されたい。本省ではそれに関わる具体的な資料（公文書など）を入手した。

資源管理法の土地利用に関する対応としては、各出先期間のレベルに合わせた役割を整理している最中であるとの回答を得た。出先期間ごとに対応の仕方がまちまちでは困るので、資源管理法戦略(RMA= Strategy)を目下作成中で、近々公表されるとのことである。現在その草案は出来ているものの、調査時点では非公開であった。

保全省は、国立公園や各種の保護区(reserve)など国土の3分の1を直接管理している。これらの管理地は各種の保全法(Conservation ActやReserves Act、National Parks Act、Crown Forests Act、Wildlife Actなど)のもと管理されているため、直接資源管理法による管理はされていない。例外的に、保全省管理地の周辺の民有地で資源利用承認が必要な土地利用変更が行われる場合になどは隣地所有者として意見を提出することがあるが、管理地自体の計画運営は資源管理法の与り知らないところであることに替わりはない。

しかしながら、ニュージーランドにおける自然の保全には、保全省管理地が大きな役割を果たしているため、これに触れずにニュージーランドの資源管理を語ることは出来ない。。そのため、概要を以下に紹介する。

保全省は従来各省庁にまたがっていた保全政策部門を1つに統合した経緯があるため、現状の保護地域は上述のとおり複数の法令による複雑なカテゴリーわたっている。1995年3月31日当時のデータを見ると、5つのカテゴリーを更に24のサブカテゴリーに分けて保全していることが分かる。箇所数は5113ヶ所の保全地域(Conservation Area)や3464ヶ所の保護区(Reserves)などをメインに9118ヶ所が指定されている。面積的には約465万haの保全地域、約243万haの国立公園をはじめ、ほぼ800万haの地域が保全されている。

資源管理法の目標は持続可能な資源管理である。持続可能な管理を行う前提として、植生や野生動物などの自然環境に関わるデータベースの充実が何よりも大切になってくる。そして主要なデータベースについては保全省が管理している。それらのデータベースの現状がどうなっており、将来度のような展望があるのかについて聞き取り調査をもとに取りまとめる。

何回も触れているとおり、保全省におけるデータベースの管理状況は、現状では各コンサーバンシーごとに独自に進行しており、必ずしも統一がとれていない。保全省本部の調査研究部門では、1997年より、これらデータベースの共通化を図るためのプロジェクトを進行している。具体的にはデータのGIS化、インターネットによる一般への情報公開、SPOT衛星などによる植生情報の定期的更新、地域事務所レベルまでの情報のオンライン化、及び出先機関による下からの情報更新システムの構築を目指しているとのことである。また、フィールドに関してはダイアルアップ方式で情報を提供したいと考えている。GIS化する情報は、1)どこに(location)、2)何があり(植生、文化財、来訪者のための施設など)、3)その地域でどのような行為が行われているのか(ビジネス計画など)などの事項を網羅した構成にする方向で検討中である。

他機関との関係としては、環境省、農林省、地方自治体と大きく関わってくる。

環境省は資源管理法の主務官庁ではあるものの、総勢約120人の小規模な官庁である。そしてウエリントンのほかにはオークランドとクライストチャーチに各々6名ずつ常駐スタッフがいるのみである。従って、環境省では政策の立案などが中心でその内容もどちらかというとオゾン層問題、大気・水質問題など地に着いていない内容が多い。資源管理法に関わる土地利用については地方自治体の監視を通して間接的に

行っており、その結果を年次報告書として公表している。つまり資源管理法の現場レベルでは、より地に足のついた活動を組織的にやっている保全省とは棲み分けがなされている。

また、バンクスペニンストラ地区やファーノース地区の様に計画の策定段階で紛糾し、行き詰まった場合には、環境省は当事者間のディスカッションをお膳立てする役割を果たすが、その際に保全省と綿密な情報交換を行なったとのことである。但しこの行為はあくまでも場をお膳立てするだけであり、裁定などの強制介入は決して行わない。

地方自治体の計画に関してはコンサーバンシーレベルで、資源利用承認については地域事務所のレベルで緊密な関係を保っている。現在は保全省と地方自治体との関係がコンサーバンシーや地域事務所の裁量に依るところが大きいのが、ごく近い将来本部から資源管理法戦略が交付されることにより、より統制のとれた関係が結ばれていくものと考えられる。

農林省と保全省との関わりが端的に現れる事例としては、森林施業が挙げられる。森林は保全省管理地にも民有地にも存在する。保全省管理地については保全法(Conservation Act)により原則的に森林伐採が禁止されている。また民有地おける人工林は通常の土地利用変更と同様の資源管理法による資源利用承認が必要になる。

農林省と保全省との関係が特徴的に現れるのは民有地の自生林に関してである。民有地の自生林については農林省が持続的森林計画(Sustainable Forest Plan)をたてることになっているが、それに対して保全の立場から保全省がコメントを行うことになっている。そして、実際に自生林を伐採する場合には、資源管理法に依る通常の資源利用承認の他、1993年改正森林法に基づきクライストチャーチにある農林省自生林林業局(Indigenous Forestry Unit)からの許可がなければ原則的に伐採は不可能である。

保全省が行うサブミッション全体の中でもっとも大きな割合を占める内容は、淡水(取水・排出・ダム)に関わるものである。これらが淡水生物の生態系を脅かさないように常に目を光らせている。次に多い項目は自生種の問題であり、伐採や土地分割に関わるものが多い。その次に沿岸に関わる問題が挙げられる。そのほかに目立つ内容としては歴史資源に関わるものや大気放出の問題が挙げられる。

#### ●保全省ノースランドコンサーバンシー

[月日] 1998.10.1

[場所] Department of Conservation, Northland Conservancy Office

[調査者] 土屋・田中

[説明者] Brendon Neal (Community Relations officer),  
Piet Nieuwland (Community Relations officer)

ここでは、1)植生等データベースの現状、2)移入種(ペスト)や自生種の問題、3)地方自治体との関係について聞き取りを行った。

ノースランド地域は、ニュージーランド最北部に位置するため気候が温暖で植物の生育が旺盛である。そのため、自生種の繁殖速度も速く、近年の農業不況で管理が手薄になっている放牧地の森林化が激しい。これらの地域は植生回復地(reverted area)と呼ばれて、どこまでを保護すべきか非常に論争を呼んでいる。

ノースランドコンサーバンシーの管轄地では、1970年代より植生分布データと現実との乖離が大きくなってきたことが指摘されたため、伝統的な植生調査法でデータの更新を始め1990年代の半ばに更新を終えたとのことである。管轄地内には、計画の策定段階で国内屈指の紛糾を起こしたファーノース・ディストリクトも含まれているため、植生データの正確性は非常に重要な問題となっている。

この地域にはポッサムやフェレットなどの移入動物が他地域よりも多く見られ、ゴースなどの移入植物の生育も旺盛である。また一方で、キウイなどの希少鳥類やカウリの巨木林などの希少な動植物相が存在している。移入動物は農作物に被害を及ぼすことはもちろんのこと、キウイなどを捕食して個体数を減らしたり、自生の原生林の巨木の樹皮をかじるなどして生態系に大きな攪乱を及ぼしている。移入植物についても自生種の生息域に進入して生育を脅かしている。そのため、コンサーバンシーとしてはその対策に追われほとんどの予算をそちらにまわしている。その結果、調査研究費が1~2%程度しか割けないことが大きな課

題となっている。

地方自治体との関係については、リージョンとコンサーバンスリーの管轄区域が一致しているため、その面では他の地域よりもやりやすいそうである。基本的には保全省と地方自治体とが結んだ議定書をもとに関係を築いていく方針である。ファーノース・ディストリクトで紛糾が起こった際には、環境省とともに利害対立者の話し合いの場を設けるなどのお膳立てを行った。しかしながら、この際にも自治体の施策に介入することはせず、あくまでも場を設定するだけの役割に徹したそうである。

## (2) 環境裁判所

### ●環境裁判所（クライストチャーチ）

〔月日〕 1998年9月23日

〔場所〕 Environment Court, Christchurch

〔調査者〕 広田、田中、磯崎

〔説明者〕 Environment Judge, Peter Skelton

都市農村計画法との違いとしては、以下があげられる。立法哲学の違い。法執行の整備・強化 (Declaratory Judgement, Enforcement Order (過去の決定に関して), Interim Order before Permanent Order、また各カウンシルについては、Abatement が可能。それに対して、当事者は環境裁判所に提訴できる。環境裁判所は、Abatementを停止させたり、条件を付けることができる)。RMA違反に対する訴追処罰が可能(地裁と同じ役割。環境裁判所の判事は、地裁判事の資格を有する)。持続可能な管理が基本的な目的とされた(第5条。都市農村計画法は複数の目的。各カウンシルの計画もこの下に置かれる。但し、言うのは易しいが、行うことは難しい)。土地利用と大気、水などの管理を統合した(行政的管理とテクニカルな管理を一緒にした)。計画だけではなくなった。マオリの権利を重視。

その他の点としては、以下があげられる。記述的な観点については、コミッショナーが対応する(コミッショナーは、技術的専門家、行政経験者などから選任される。政府任命。任期は、最長で5年)。裁判官は、あくまでも、提出された証拠に基づき、客観的な判断を行う。第6条の自然特性に関する判断も難しい。第7条の経済効率の判断も同様。

### ●環境裁判所（ウェリントン）

〔月日〕 1998年9月30日

〔場所〕 Environment Court, Wellington

〔調査者〕 磯崎

〔説明者〕 Environment Judge, Shona Kenderdine

他の関連法律との連携が不十分、特に、有害物質管理と漁業は統合すべき。有害物質・新生物法は、RMAとほとんど同じ条文構成である。その他、生物安全法、自然・野生生物保全も同様。同じ内容の規制が別の法になっている理由はない。大きな法律になるが、360万人程度の国では可能。

リソース・コンセントの場合のNon Notificationを批判する最高裁判決がある。Declaratory Judgementは、以前は、高裁の権限だった。環境裁判所の判断の例としては、RMAの下での漁業について、それは漁業法の管轄であるとの判断をした。また、川の範囲(河口限界)の判断、などがある。調停の果たす役割が大きく、活用すべきである。ジョイント・ヒアリングについては、法改正による開催の義務づけも必要である。

### ●環境裁判所（オークランド）

〔月日〕 1998年10月1日

〔場所〕 Environment Court, Auckland

〔調査者〕 木平、磯崎

〔説明者〕 Principal Environment Judge, David Sheppard,

タラナキにおける海底天然ガス掘削事業に関する判決がある。マオリによる不安・反対が大きい。陸上の掘削開始地点が歴史的重要な地。天然ガスの利用という行為そのものが理解の範囲外など。但し、一部族を除き、交渉で合意。合意できなかった当事者についてのみ、法的判断。ディストリクトとリージョンのリソース・コンセント決定を修正し、合意内容を含めた判決。

マオリの精神的な考えに対する配慮は重要。他では、ワイカト川はマオリの聖なる川であり、重要。ハミルトンでは、牧羊業による汚染問題などがある。最近のケースでは、オークランド市が、水道需要のため、ワイカト川からの導水事業を計画しているが、同じ問題がある。もちろん、環境的には、他の水系から導水すること、節水をまず考えるべきことなどがある。

オークランド市のリソースコンセントでは、港近くの再開発、5ブロック程度の地区に、地下に電車・バスの交通基地、地上部にビルという大規模事業があり、懸案になっている。

調停などに関する割合としては、環境裁判所に提訴された案件のうち、約75%が直接交渉によって、約15%が調停によって、解決されている。残りの、約10%が法律プロセスによる解決になっている。法的プロセスに委ねられる割合は少ない。

旧プラン (Operative Plan または Transitional Plan) と準備中プランの位置づけについては、RMAの第104条(1)が定めている。関連プランおよび準備中のプランにregardすることと定められている。法的には、effectiveより弱く、take accountよりも弱い規定である。

Non Notification に関する最高裁判決も、両者のプランの適用に関係している。RMAの下での環境裁判所は、審判所という名称にそぐわない。Tribunalは行政不服審判が普通。税金とか、ライセンスとか、行政処分に関わる。また、ワイタング条約に関する場合。オーストラリアも類似の環境裁判所 (名称はもっと長い) がある。

### (3) その他

#### ●農林省本省

〔月日〕 1998.9.28

〔場所〕 Ministry of Agriculture and Forestry庁舎

〔調査者〕 田中

〔説明者〕 Grant F. King (Senior Policy Analyst)

ここでは、1) 農林省の概要、2) 資源管理法に対する対応状況、3) 民有地の自生林に対する対応に関する聞き取りを行った。

1998年3月に農業省と林業省が合併し、農林省として新たなスタートを切った(漁業は別組織)。ニュージーランドは農業と林業は密接に関わっており、放牧地に植林を行うなどの行為が極普通に行われている。また、ペストの問題や生物安全(biosecurity)上の問題も農業と林業で大きく関連していた。そのため、縦割りによる業務の重複などを簡素化するために合併に踏み切った。

農林省の仕事は、農林業に関わる有害鳥獣・植物や病害、生物安全(biosecurity)などを通して資源管理法の理念である持続可能性と深く関わっている。現在、オークランド、ウェリントン、クライストチャーチをはじめ、全国8カ所に約20名程度のアナリストがいて、資源管理法に関わるサブミッションなどの業務を行っている。合併により、農業サイドも林業サイドも地域の拠点が増える結果となり、スタッフの数も増加した。今回聞き取りを行ったKing氏は元々農業サイドの出身であった。林業の面で新たに勉強しなければならないなど仕事量が増加した面もあるが、地域拠点の増加とスタッフの増加により、それ以上に省力化が図られたと考えている。

また、民有地の自生林伐採に関しては、資源管理法の他に1993年改正森林法が非常に大きな役割を担っている。

具体的には、クライストチャーチにある自生林部門(IFU)が、1993年改正森林法に基づき、資源管理法とは別の行程で自生林に対する伐採許可を行っている。この許可と資源管理法のコンセントの両方の許可が下りて初めて自生林は伐採が可能となる。通常、改正森林法による許可よりも資源管理法による許可のほうが厳しく、手間もかかる。そのため民有地の自生林を伐採したい場合には資源管理法における資源利用承認が得られるかどうか重要なポイントであるとのことである。

しかしながら、1993年改正森林法には、製材所の監視を通しての不法伐採の摘発権限があるため、不法な伐採に対しての抑止能力が高いという利点がある。